

官報

号外

昭和三十三年五月十八日

○第二十六回 参議院會議錄第三十八号

昭和三十三年五月十八日(土曜日)午後
七時二十二分開議

議事日程 第三十七号

昭和三十三年五月十八日

午前十時開議

第一 常任委員長辭任の件

第二 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第六 東北興業株式会社法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第七 国立国会図書館の運営に関する議院運営委員長報告

第八 山形県東道大山酒田線中川橋の永久橋架替に関する請願

(委員長報告)

第九 山形県神町、谷地町間県道の舗装に関する請願

(委員長報告)

第一〇 滋賀県八日市、三重県四日市間道路改良工事促進に関する請願

(委員長報告)

第一一 二級国道熊本大分線改良工事施行に関する請願

(委員長報告)

第一二 東京都、千葉県成田市間観光道路の舗装工事促進に関する請願

(委員長報告)

第一三 一級国道十九号線舗装改良工事促進に関する請願

(委員長報告)

第一四 国道一六二号線改良工事施行に関する請願

(委員長報告)

第一五 二級国道八戸仙台商中一部改良工事施行に関する請願

(委員長報告)

第一六 国道一六一号線の一級国道編入に関する請願

(委員長報告)

第一七 県道本庄野沢線の国道編入に関する請願

(委員長報告)

第一八 九州横断道路早期実現促進に関する請願

(委員長報告)

第一九 九州中部産業開発道路早期実現促進に関する請願(二件)

(委員長報告)

第二〇 北海道稚内、浜頓別間産業道路新設に関する請願

(委員長報告)

第二一 自動車道基本政策確立等に関する請願(二件)

(委員長報告)

第二二 道路整備十箇年計画実施に伴う財源配分の請願

(委員長報告)

第二三 道路財源確立等に関する請願(二十七件)

(委員長報告)

第二四 積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法に基づく算確保の請願(九件)

(委員長報告)

第二五 積雪寒冷地域における冬期道路交通確保に関する請願(二件)

(委員長報告)

第二六 滋賀県野洲川漏水対策に関する請願

(委員長報告)

第二七 山形県野川総合開発木地山ダム建設促進に関する請願

(委員長報告)

第二八 東京都荒川のしゅんせつに関する請願

(委員長報告)

第二九 北海道サロベツ川切替工事施行に関する請願

(委員長報告)

第三〇 長野県信濃川水系砂防工事促進に関する請願

(委員長報告)

第三一 河川総合開発事業資金確保に関する請願

(委員長報告)

第三二 災害復旧国庫負担金交付促進に関する請願

(委員長報告)

第三三 瀬戸内海沿岸地帯の地盤変動対策事業促進に関する請願

(委員長報告)

第三四 住宅施策強化に関する請願(二件)

(委員長報告)

第三五 福島市防火建築帯造成費国庫補助に関する請願

(委員長報告)

第三六 北海道豊富村公営住宅建設費国庫補助に関する請願

(委員長報告)

第三七 都市不燃化促進に関する請願

(委員長報告)

第三八 公営住宅対策に関する請願

(委員長報告)

第三九 下水道事業費国庫補助に関する請願

(委員長報告)

第四〇 都市施設整備備後事業山形県児童温泉線事業認可に関する請願

(委員長報告)

第四一 熊本市大江町大江小学校通り十字路開通促進に関する請願

(委員長報告)

第四二 茨城県北利根川拡張工事中止等に関する請願

(委員長報告)

第四三 中小企業に対する融資わく拡大に関する請願

(委員長報告)

第四四 中小企業振興緊急対策に関する請願

(委員長報告)

第四五 天災による被害中小企業者に対する資金融通に関する立法措置の請願(二件)

(委員長報告)

第四六 コム禁輸撤廃に関する請願(二件)

(委員長報告)

第四七 日中両国の通商代表部設置に関する請願

(委員長報告)

第四八 日中両国の通商代表部設置等に関する請願

(委員長報告)

第四九 日中貿易促進に関する請願

(委員長報告)

第五〇 パナナ輸入外貨資金の適正割当実施に関する請願(三十六件)

(委員長報告)

第五一 新潟県黒又川第二発電所建設促進に関する請願(二件)

(委員長報告)

第五二 電力料金の地域差設定促進に関する請願(二件)

(委員長報告)

第五三 仙台火力発電所建設促進に関する請願

(委員長報告)

第五四 熊本県市房、古田阿ダム発電施設県営実施促進に関する請願(二件)

(委員長報告)

第五五 熊本県市房ダム発電施設県営実施促進に関する請願

(委員長報告)

第五六 愛媛県新居浜、西条両市間四国電力株式会社の高圧線架設による土地の損害補償の請願(三件)

(委員長報告)

第五七 東北地区の電力確保に関する請願

(委員長報告)

第五八 電力料金値上げ反対に関する請願

(委員長報告)

第五九 石油資源開発株式会社に対する国家投資の請願(六件)

(委員長報告)

第六〇 揮発油価格値上げ反対に関する請願

(委員長報告)

接収資金屬等の処理に関する法律案
(第二十四回国会提出、衆議院議決
審査)

同日衆議院から予備審査のため左の議
案が送付された。よって議長は即日こ
れを委員会に付託した。

原子力委員会設置法の一部を改正す
る法律案(岡良一君外八名提出)

内閣委員会に付託

租税特別措置法の一部を改正する法
律案(平岡忠次郎君外十三名提出、
衆第四六号) 大蔵委員会に付託

同日議長は、左の議員提出案を予備審
査のため衆議院に送付した。

学校教育法等の一部を改正する法律
案(矢嶋三義君外三名提出)

公立の盲学校及び聾学校の幼稚部及
び高等部の整備に関する特別措置法
案(安部清美君外三名提出)

盲学校、ろう学校及び養護学校への
就学奨励に関する法律の一部を改正
する法律案(安部清美君外三名提
議)

へき地教育振興法の一部を改正する
法律案(松澤靖介君外三名提出)

同日委員長から左の報告書を提出し
た。

裁判官の報酬等に関する法律の一部
を改正する法律案可決報告書

検察官の俸給等に関する法律の一部
を改正する法律案可決報告書

交付税及び譲与税配付金特別会計法
の一部を改正する法律案可決報告
書

公立小学校不正常授業解消促進臨時
措置法の一部を改正する法律案可決
報告書

東北興業株式会社法の一部を改正す
る法律案可決報告書

昭和三十三年五月十八日 参議院会議録第二十八号 会議 常任委員長辞任の件

法務委員会請願審査報告書第二号
商工委員会請願審査報告書第一号
建設委員会請願審査報告書第三号
通信委員会請願審査報告書第一号

同日左の質問主意書を内閣に転送し
た。

茨城県下の軍事基地に関する質問主
意書(森元治郎君提出)

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提
出案を承認することを議決した旨衆議
院に通知した。

千九百五十三年十月一日にロンドン
で署名のため開放された国際砂糖協
定を改正する議定書の受諾について
承認を求めるの件

国際原子力機関憲章の批准について
承認を求めるの件

特殊技術物の貸借に関する日本国
政府とアメリカ合衆国政府を代表し
て行動する合衆国原子力委員会との
間の第二次協定の締結について承認
を求めるの件

特殊技術物の貸借に関する日本国
政府とアメリカ合衆国政府を代表し
て行動する合衆国原子力委員会との
間の第二次協定の締結について承認
を求めるの件

特殊技術物の貸借に関する日本国
政府とアメリカ合衆国政府を代表し
て行動する合衆国原子力委員会との
間の第二次協定の締結について承認
を求めるの件

特殊技術物の貸借に関する日本国
政府とアメリカ合衆国政府を代表し
て行動する合衆国原子力委員会との
間の第二次協定の締結について承認
を求めるの件

特殊技術物の貸借に関する日本国
政府とアメリカ合衆国政府を代表し
て行動する合衆国原子力委員会との
間の第二次協定の締結について承認
を求めるの件

特殊技術物の貸借に関する日本国
政府とアメリカ合衆国政府を代表し
て行動する合衆国原子力委員会との
間の第二次協定の締結について承認
を求めるの件

特殊技術物の貸借に関する日本国
政府とアメリカ合衆国政府を代表し
て行動する合衆国原子力委員会との
間の第二次協定の締結について承認
を求めるの件

特殊技術物の貸借に関する日本国
政府とアメリカ合衆国政府を代表し
て行動する合衆国原子力委員会との
間の第二次協定の締結について承認
を求めるの件

特殊技術物の貸借に関する日本国
政府とアメリカ合衆国政府を代表し
て行動する合衆国原子力委員会との
間の第二次協定の締結について承認
を求めるの件

特殊技術物の貸借に関する日本国
政府とアメリカ合衆国政府を代表し
て行動する合衆国原子力委員会との
間の第二次協定の締結について承認
を求めるの件

特殊技術物の貸借に関する日本国
政府とアメリカ合衆国政府を代表し
て行動する合衆国原子力委員会との
間の第二次協定の締結について承認
を求めるの件

同日本院は、本院の送付した左の
内閣提出案は、同院においてこれを承
認することを議決した旨の通知書を受
領した。

日本国とノールウェーとの間の通商
航海条約の批准について承認を求め
るの件

関税及び貿易に関する一般協定の改
正に関する諸議定書の受諾について
承認を求めるの件

貿易協力機関に関する協定の受諾に
ついて承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税
の回避及び脱税の防止のための日本
国とアメリカ合衆国との間の条約の
補足議定書の締結について承認を求
めるの件

同日衆議院から、本院の送付した左の
内閣提出案は、同院においてこれを可
決した旨の通知書を受領した。

旅館業法の一部を改正する法律案
同日左の法律の公布を奏上し、その旨
衆議院に通知した。

引揚者給付金等支給法
生糸製造設備臨時措置法

蚕糸業法の一部を改正する法律
酒税の保全及び酒類業組合等に関す
る法律の一部を改正する法律

中小企業の資産再評価の特例に関す
る法律

同日衆議院議長から、左の法律の公布
を奏上した旨の通知書を受領した。

旅館業法の一部を改正する法律
同日国会において承認することを議決
した左の件を内閣に送付し、その旨衆
議院に通知した。

千九百五十三年十月一日にロンドン
で署名のため開放された国際砂糖協
定を改正する議定書の受諾について
承認を求めるの件

同日本院は、衆議院議員安藤寛君、同
松山義雄君、同永山忠則君、同成田知
巳君、同日野吉夫君、参議院議員白井
勇君及び同森八三三君が米価審議会委
員に就くことができることを議決した旨内
閣に通知した。

同日本院は、衆議院議員稲富稔人君、
同平野三郎君、同永井勝次郎君、同松
浦東介君及び参議院議員河野謙三君が
肥料審議会委員に就くことができること
を議決した旨内閣に通知した。

同日本院は、国家公安委員会委員に高
野雄雄君を任命することに同意した旨
内閣に通知した。

同日議長は、社会保障制度審議会委員
参議院議員豊田雅幸君の辞任による補
欠として参議院議員梶原茂嘉君を推薦
する旨を内閣に通知した。

同日内閣から、検査官道格審査会委員
である棚橋小虎君から同委員辞任の申
出があつたので後任者の選出を願いた
い旨の要求書を受領した。

同日内閣から、本院議員四名を臨時恩
給等調査会委員に任命したので推せ
んを願いたい旨の要求書を受領した。

同日内閣から、左記の者を蚕糸業振興
審議会委員に任命致したので国会法
第三十九条但書の規定により本院の議
決を求める旨の要求書を受領した。

同日本院において採択した警備朝日国
立公園施設整備事業費国庫補助に関す
る請願外四百十九件の請願は、即日こ
れを内閣に送付した。

同日本院は、鉄道建設審議会委員森田
義衛君の辞任による補欠として井野碩
哉君を指名した旨を内閣に通知した。

同日本院は、衆議院議員安藤寛君、同
松山義雄君、同永山忠則君、同成田知
巳君、同日野吉夫君、参議院議員白井
勇君及び同森八三三君が米価審議会委
員に就くことができることを議決した旨内
閣に通知した。

同日本院は、衆議院議員稲富稔人君、
同平野三郎君、同永井勝次郎君、同松
浦東介君及び参議院議員河野謙三君が
肥料審議会委員に就くことができること
を議決した旨内閣に通知した。

同日本院は、国家公安委員会委員に高
野雄雄君を任命することに同意した旨
内閣に通知した。

同日議長は、社会保障制度審議会委員
参議院議員豊田雅幸君の辞任による補
欠として参議院議員梶原茂嘉君を推薦
する旨を内閣に通知した。

同日内閣から、検査官道格審査会委員
である棚橋小虎君から同委員辞任の申
出があつたので後任者の選出を願いた
い旨の要求書を受領した。

同日内閣から、本院議員四名を臨時恩
給等調査会委員に任命したので推せ
んを願いたい旨の要求書を受領した。

同日内閣から、左記の者を蚕糸業振興
審議会委員に任命致したので国会法
第三十九条但書の規定により本院の議
決を求める旨の要求書を受領した。

同日本院において採択した警備朝日国
立公園施設整備事業費国庫補助に関す
る請願外四百十九件の請願は、即日こ
れを内閣に送付した。

同日本院は、鉄道建設審議会委員森田
義衛君の辞任による補欠として井野碩
哉君を指名した旨を内閣に通知した。

同日本院は、衆議院議員安藤寛君、同
松山義雄君、同永山忠則君、同成田知
巳君、同日野吉夫君、参議院議員白井
勇君及び同森八三三君が米価審議会委
員に就くことができることを議決した旨内
閣に通知した。

同日本院は、衆議院議員稲富稔人君、
同平野三郎君、同永井勝次郎君、同松
浦東介君及び参議院議員河野謙三君が
肥料審議会委員に就くことができること
を議決した旨内閣に通知した。

同日本院は、国家公安委員会委員に高
野雄雄君を任命することに同意した旨
内閣に通知した。

同日議長は、社会保障制度審議会委員
参議院議員豊田雅幸君の辞任による補
欠として参議院議員梶原茂嘉君を推薦
する旨を内閣に通知した。

同日内閣から、検査官道格審査会委員
である棚橋小虎君から同委員辞任の申
出があつたので後任者の選出を願いた
い旨の要求書を受領した。

同日内閣から、本院議員四名を臨時恩
給等調査会委員に任命したので推せ
んを願いたい旨の要求書を受領した。

同日本院は、衆議院議員稲富稔人君、
同平野三郎君、同永井勝次郎君、同松
浦東介君及び参議院議員河野謙三君が
肥料審議会委員に就くことができること
を議決した旨内閣に通知した。

同日本院は、国家公安委員会委員に高
野雄雄君を任命することに同意した旨
内閣に通知した。

同日議長は、社会保障制度審議会委員
参議院議員豊田雅幸君の辞任による補
欠として参議院議員梶原茂嘉君を推薦
する旨を内閣に通知した。

同日内閣から、検査官道格審査会委員
である棚橋小虎君から同委員辞任の申
出があつたので後任者の選出を願いた
い旨の要求書を受領した。

同日内閣から、本院議員四名を臨時恩
給等調査会委員に任命したので推せ
んを願いたい旨の要求書を受領した。

同日内閣から、左記の者を蚕糸業振興
審議会委員に任命致したので国会法
第三十九条但書の規定により本院の議
決を求める旨の要求書を受領した。

同日本院において採択した警備朝日国
立公園施設整備事業費国庫補助に関す
る請願外四百十九件の請願は、即日こ
れを内閣に送付した。

同日本院は、鉄道建設審議会委員森田
義衛君の辞任による補欠として井野碩
哉君を指名した旨を内閣に通知した。

同日本院は、衆議院議員安藤寛君、同
松山義雄君、同永山忠則君、同成田知
巳君、同日野吉夫君、参議院議員白井
勇君及び同森八三三君が米価審議会委
員に就くことができることを議決した旨内
閣に通知した。

同日本院は、衆議院議員稲富稔人君、
同平野三郎君、同永井勝次郎君、同松
浦東介君及び参議院議員河野謙三君が
肥料審議会委員に就くことができること
を議決した旨内閣に通知した。

同日本院は、国家公安委員会委員に高
野雄雄君を任命することに同意した旨
内閣に通知した。

同日議長は、社会保障制度審議会委員
参議院議員豊田雅幸君の辞任による補
欠として参議院議員梶原茂嘉君を推薦
する旨を内閣に通知した。

同日内閣から、検査官道格審査会委員
である棚橋小虎君から同委員辞任の申
出があつたので後任者の選出を願いた
い旨の要求書を受領した。

同日内閣から、本院議員四名を臨時恩
給等調査会委員に任命したので推せ
んを願いたい旨の要求書を受領した。

同日内閣から、左記の者を蚕糸業振興
審議会委員に任命致したので国会法
第三十九条但書の規定により本院の議
決を求める旨の要求書を受領した。

同日本院において採択した警備朝日国
立公園施設整備事業費国庫補助に関す
る請願外四百十九件の請願は、即日こ
れを内閣に送付した。

同日本院は、鉄道建設審議会委員森田
義衛君の辞任による補欠として井野碩
哉君を指名した旨を内閣に通知した。

同日本院は、衆議院議員安藤寛君、同
松山義雄君、同永山忠則君、同成田知
巳君、同日野吉夫君、参議院議員白井
勇君及び同森八三三君が米価審議会委
員に就くことができることを議決した旨内
閣に通知した。

七六六

二男君を指名いたします。

○副議長(寺尾豊君) この際、日程に追加して、国会法第三十九条但書の規定による議決に関する件(蚕糸業振興審議会委員)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副議長(寺尾豊君) 御異議ないと認めます。

内閣から、衆議院議員吉川久衛君、栗原俊夫君、助川良平君、福永健司君、松平忠久君、本院議員清澤俊英君、小山邦太郎君、関根久蔵君を蚕糸業振興審議会委員に任命することについて本院の議決を求めて参りました。以上の八名の諸君が同委員につくことに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(寺尾豊君) 総員起立と認めます。よつて本件は、全会一致をもって八名の諸君が蚕糸業振興審議会委員につくことができたと議決されました。

○副議長(寺尾豊君) 参事に報告させます。

〔参事朗読〕

本日委員長から左の報告書を提出しました。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案修正議決報告書

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案修正議決報告書

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案修正議決報告書

国家行政組織法の一部を改正する法律案修正議決報告書

内閣法等の一部を改正する法律案可決報告書

準備預金制度に関する法律案可決報告書

預金等に係る不当契約の取締に関する法律案可決報告書

臨時通貨法の一部を改正する法律案可決報告書

トランプ類税法案可決報告書

地方交付税法の一部を改正する法律案可決報告書

農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律案可決報告書

地方行政委員会審判審査報告書第一号

○副議長(寺尾豊君) この際、日程に追加して、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(すれも内閣提出、衆議院送付)

国家行政組織法の一部を改正する法律案

内閣法等の一部を改正する法律案(すれも第二十四回国会内閣提出、第二十六回国会衆議院送付)

以上、五案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副議長(寺尾豊君) 御異議ないと認めます。委員長長の報告を求めます。内閣委員会理事上原正吉君。

昭和三十三年四月十六日
衆議院議長 益谷 秀次
参議院議長 松野鶴平殿

〔小字及び一は衆議院修正〕
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「職務の級」を「職務の等級に、「同一級内」を「同一等級内」に改める。

六 罰則
第五条第一項前段を削る。同条同項中「勤務手当」を削る。

第六条を次のように改める。
第六条 俸給表の種類は、左に掲げるところとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。

一 行政職俸給表(別表第一)
行政職俸給表(二)

二 公務員俸給表(別表第二)
公安職俸給表(別表第三)

三 公安職俸給表(別表第三)
公安職俸給表(二)

四 海軍職俸給表(別表第四)
海軍職俸給表(一)

五 教育職俸給表(別表第五)
教育職俸給表(一)

六 研究職俸給表(別表第六)
医療職俸給表(別表第七)

七 医療職俸給表(一)
医療職俸給表(二)

八 医療職俸給表(二)
医療職俸給表(三)
技能労働職俸給表(別表第八)

一 技能労働職俸給表(一)
技能労働職俸給表(二)

二 前項の俸給表(以下単に「俸給表」という。は、第二十二條及び附則第三項に規定する職員以外のすべての職員に適用するものとする。

三 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを俸給表に定める職務の等級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、人事院が定める。

第六條の二中「十五級に格付される官職及び教育職員別俸給表の十二級に格付される官職」を「行政職俸給表(一)、教育職俸給表(一)、研究職俸給表及び医療職俸給表(一)の一等級の官職」に、「職員の俸給は、」を「職員の俸給月額は、第八條の規定にかかわらず、」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、職員がその属する職務の等級の最高の号俸を受けるに至つた時から長期間を経過したときは、その最高の号俸をこえる俸給月額を定めることができる。

第八條第八項を削り、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項中「職務の級を「職務の等級」に、」その俸給月額を受けた期間が長期にわたるもの、」を、その俸給月額を受けるに至つた時から三十六月(技能労働職俸給表)に、

「職務の等級の適用を受ける職員にあっては、二十四月」を下らない期間を良好な成績で勤務したもの、」に、

「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第二百八十五号)附則別表の新俸給月額欄に掲げる俸給月額を用いて、」を、人事院規則の定めるところにより、」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第三項中「法令の趣旨に従い、」の下に、及び第六條第三項の規定に基づく分類の基準に適合するように、」を加え、

「職務の等級」に改め、同項を同条第一項とし、同項の次に次の五項を加える。

2 職員の職務の等級は、前項の職員の職務の等級ごとの定数の範囲内で、且つ、人事院規則で定める基準に従い決定する。

3 新たに俸給表の適用を受ける職員となつた者の号俸は、人事院規則で定める初任給の基準に従い決定する。

4 職員が一の職務の等級から他の職務の等級に移つた場合又は一の官職から同じ職務の等級の初任給の基準を異にする他の官職に移つた場合における号俸は、人事院規則の定めるところにより決定する。

5 前二項の規定により号俸を決定する場合において、他の職員との権衡上必要と認めるときは、人事院規則の定めるところにより、その者の属する職務の等級における最高の号俸をこえる俸給月額を決定することができる。

6 職員が現に受けている号俸を受けるに至つた時から、その号俸について俸給表に掲げる昇給期間を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、一号俸上位の号俸に昇給させることができる。但し、

第三項又は第四項の規定により号俸が決定された場合において、他の職員との権衡上必要と認めるときは、人事院規則の定めるところにより、その昇給期間を短縮することができる。

第九條第一項中「俸給月額」を「俸給の月額」に改める。

第十條を次のように改める。

(俸給の調整額)

第十條 人事院は、俸給月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の等級に属する他の官職に比して著しく特殊な官職に對し適當でないとして認めるときは、その特殊性に基き、俸給月額につき適正な調整額を定めることができる。

2 前項の調整額に定める俸給月額の調整額は、調整前における俸給月額の百分の二十五をこえてはならない。

第十條の二中「第六條に規定する俸給表に掲げられている俸給額」を「俸給月額」に改める。

第十二條第三項中「別表第七」を「別表第九」に改める。

第十三條 附則

第十九條中「俸給の月額」とこれに對する勤務地手当の月額との合計額」を「俸給の月額」に改める。

第十九條の四第二項中「扶養手当及び勤務地手当」を「扶養手当」に改める。

第十九條の五第二項中「俸給の月額」とこれに對する勤務地手当の月額との合計額」を「俸給の月額」に改める。

第十九條の六中「勤務地手当」を「勤務地手当」に改める。

第二十三條第二項から第五項まで中、扶養手当及び勤務地手当と及び扶養手当に改める。

別表第七を別表第九とし、別表第一から別表第六までを次のように改める。

別表第一 行政職俸給表

1 行政職俸給表(一)

職務の等級 号 俸	1 等 級			2 等 級			3 等 級			4 等 級			5 等 級			6 等 級			7 等 級			8 等 級		
	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間
1	57,600	42,200	12	30,300	12	20,300	12	13,300	12	11,400	12	9,200	12	6,100	12	5,800	12							
2	60,000	44,400	12	32,000	12	21,400	12	14,300	12	12,300	12	9,800	12	6,300	12	6,000	12							
3	62,400	46,600	12	33,700	12	22,600	12	15,300	12	13,300	12	10,600	12	6,600	12	6,300	12							
4	64,800	48,800	12	35,400	12	23,800	12	16,300	12	14,300	12	11,400	12	7,000	12	6,800	12							
5	67,200	51,000	12	37,100	12	25,000	12	17,300	12	15,300	12	12,300	12	7,400	12									
6	69,600	53,200	12	38,800	12	26,200	12	18,300	12	16,300	12	13,300	12	8,000	12									
7	72,000	55,400	15	40,500	12	27,500	12	19,300	12	17,300	12	14,300	12	8,600	12									
8		57,600	18	42,200	15	28,900	12	20,300	12	18,300	12	15,300	12	9,200	12									
9		60,000	21	44,400	18	30,300	12	21,400	12	19,300	15	16,300	12	9,800	12									
10		62,400	24	46,600	21	32,000	15	22,600	15	20,300	15	17,300	15	10,600	15									
11		64,800		48,800	24	33,700	15	23,800	15	21,400	18	18,300	18	11,400	18									
12				51,000		35,400	18	25,000	15	22,600	18	19,300	18	12,300	18									
13						37,100	21	26,200	18	23,800	21	20,300	21	13,300	21									
14						38,800	24	27,500	21	25,000	24	21,400	24	14,300	24									
15						40,500		28,900	24	26,200		22,600		15,300										
16								30,300																

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二條及び附則第三項に規定する職員を除く。

行政職俸給表(二)

職 務 等 級 号 俸	1 等 級			2 等 級			3 等 級			4 等 級			5 等 級			6 等 級			7 等 級		
	俸 月	給 額	昇給 期間	俸 月	給 額	昇給 期間	俸 月	給 額	昇給 期間	俸 月	給 額	昇給 期間	俸 月	給 額	昇給 期間	俸 月	給 額	昇給 期間	俸 月	給 額	昇給 期間
1	円 37,100	12	9	円 30,300	12	9	円 20,300	12	9	円 15,300	12	9	円 11,400	12	6	円 9,200	12	6	円 5,800	12	6
2	16,900 38,800	9 12	9	12,100 32,000	9 12	9	9,700 21,400	9 12	9	6,500 16,300	9 12	9	5,400 12,300	6 12	6	9,800	12	6	6,000	12	6
3	17,500 40,500	9 12	9	12,700 33,700	9 12	9	10,300 22,600	9 12	9	6,800 17,300	9 12	9	5,500 13,300	6 12	6	10,600	12	6	6,300	12	6
4	18,100 42,200	9 15	9	13,300 35,400	9 12	9	10,900 23,800	9 12	9	7,100 18,300	9 12	9	5,600 14,300	6 12	6	11,400	12	6	6,800	12	6
5	18,700 44,400	9 18	9	13,900 37,100	9 15	9	11,500 25,000	9 12	9	7,400 19,300	9 12	9	5,700 15,300	6 12	6	12,300	12	6	7,400	12	6
6	19,300 46,600	9 21	9	14,500 38,800	9 18	9	12,100 26,200	9 12	9	7,800 20,300	9 12	9	5,800 16,300	6 12	6	13,300	12	6	8,000	12	6
7	19,900 48,800	9 24	9	15,100 40,500	9 18	9	12,700 27,500	9 12	9	8,200 21,400	9 12	9	5,900 17,300	6 12	6	14,300	12	6	8,600	12	6
8	20,500 51,000	9	9	15,700 42,200	9 24	9	13,300 28,900	9 12	9	8,700 22,600	9 15	9	6,000 18,300	6 12	6	15,300	12	6	9,200	12	6
9	21,100	9	9	16,300 44,400	9 24	9	13,900 30,300	9 12	9	9,200 23,800	9 15	9	6,200 19,300	6 15	9	16,300	12	6	9,800	12	6
10	21,700	9	9	16,900 46,600	9	9	14,500 32,000	12 15	12	9,700 25,000	12 15	12	6,500 20,300	9 15	9	17,300	15	6	10,600	15	6
11	22,300	12	9	17,500	9	12	15,100 33,700	12 15	12	10,300 26,200	12 18	12	6,800 21,400	9 18	9	18,300	18	6	11,400	18	6
12	22,900	12	9	18,100	9	12	15,700 35,400	12 18	12	10,900 27,500	12 21	12	7,100 22,600	9 21	9	19,300	18	6	12,300	18	6
13	23,500	12	12	18,700	12	12	16,300 37,100	12 21	12	11,500 28,900	12 24	12	7,400 23,800	12 21	12	20,300	21	6	13,300	21	6
14	24,100	12	12	19,300	12	12	16,900 38,800	12 24	12	12,100 30,300	12	12	7,800 25,000	12 24	12	21,400	24	6	14,300	24	6
15	24,700	12	12	19,900	12	15	17,500 40,500	15	15	12,700	15	12	8,200 26,200	12	12	22,600		6	15,300		6
16	25,300	12	12	20,500	12	15	18,100	15	15	13,300	15	12	8,700	12	12						
17	25,900	15	12	21,100	12	15	18,700	15	15	13,900	15	12	9,200	12	12						
18	26,500	15	12	21,700	12	15	19,300	15	15	14,500	15	12	9,700	15	12						
19	27,100	15	15	22,300	15	15	19,900	15	15	15,100	18	12	10,300	15	12						
20	27,700	15	15	22,900	15	15	20,500	15	15	15,700	18	12	10,900	15	12						
21	28,300	15	15	23,500	15	15	21,100	15	15	16,300	18	12	11,500	18	12						
22	28,900	15	15	24,100	15	15	21,700	18	15	16,900	18	12	12,100	18	12						
23	29,500	15	15	24,700	15	15	22,300	18	15	17,500	18	12	12,700	18	12						
24	30,100	18	18	25,300	18	15	22,900	18	15	18,100	18	12	13,300	18	12						
25	30,700	18	18	25,900	18	15	23,500	18	15	18,700	18	12	13,900	18	12						
26	31,300			26,500			24,100			19,300	18	12	14,500	18	12						
27										19,900	18	12	15,100	18	12						
28										20,500			15,700	18	12						
29													16,300	18	12						
30													16,900	18	12						
31													17,500	18	12						
32													18,100	18	12						
33													18,700								

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事
府、省、庁及び委員会の地方支分部局等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 税務職俸給表

号俸	1 等 級			2 等 級			3 等 級			4 等 級			5 等 級			6 等 級			7 等 級		
	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間
1		37,100	12		30,300	12		22,600	12		17,300	12		13,300	12		10,600	12		6,400	12
2		38,800	12		32,000	12		23,800	12		18,300	12		14,300	12		11,400	12		7,200	12
3		40,500	12		33,700	12		25,000	12		19,300	12		15,300	12		12,300	12		7,700	12
4		42,200	15		35,400	12		26,200	12		20,300	12		16,300	12		13,300	12		8,200	12
5		44,400	18		37,100	15		27,500	12		21,400	12		17,300	12		14,300	12		8,800	12
6		46,600	21		38,800	18		28,900	12		22,600	12		18,300	12		15,300	12		9,400	12
7		48,800	24		40,500	18		30,300	12		23,800	12		19,300	12		16,300	12		10,000	12
8		51,000			42,200	24		32,000	15		25,000	15		20,300	12		17,300	12		10,600	12
9					44,400	24		33,700	15		26,200	15		21,400	15		18,300	12		11,400	12
10					46,600			35,400	18		27,500	15		22,600	15		19,300	15		12,300	15
11								37,100	21		28,900	18		23,800	18		20,300	18		13,300	18
12								38,800	24		30,300	21		25,000	18		21,400	18		14,300	18
13								40,500			32,000	24		26,200	21		22,600	21		15,300	21
14											33,700			27,500	24		23,800	24		16,300	24
15														28,900			25,000				

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 公安職俸給表

イ 公安職俸給表(一)

号俸	1 等 級			2 等 級			3 等 級			4 等 級			5 等 級			6 等 級			7 等 級		
	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間
1		37,100	12		30,300	12		22,600	12		15,300	12		10,600	12		8,600	12		7,100	12
2		38,800	12		32,000	12		23,800	12		16,300	12		11,400	12		9,200	12		7,700	12
3		40,500	12		33,700	12		25,000	12		17,300	12		12,300	12		9,800	12		8,100	12
4		42,200	15		35,400	12		26,200	12		18,300	12		13,300	12		10,600	12		8,600	12
5		44,400	18		37,100	15		27,500	12		19,300	12		14,300	12		11,400	12		9,200	12
6		46,600	21		38,800	18		28,900	12		20,300	12		15,300	12		12,300	12		9,800	12
7		48,800	24		40,500	18		30,300	12		21,400	12		16,300	12		13,300	12		10,600	12
8		51,000			42,200	24		32,000	15		22,600	12		17,300	12		14,300	12		11,400	12
9					44,400	24		33,700	15		23,800	12		18,300	12		15,300	12		12,300	12
10					46,600			35,400	18		25,000	15		19,300	15		16,300	12		13,300	12
11								37,100	21		26,200	15		20,300	15		17,300	12		14,300	12
12								38,800	24		27,500	15		21,400	18		18,300	15		15,300	12
13								40,500			28,900	18		22,600	18		19,300	15		16,300	12
14											30,300	21		23,800	21		20,300	18		17,300	12
15											32,000	24		25,000	21		21,400	18		18,300	15
16											33,700			26,200	24		22,600	21		19,300	15
17														27,500	24		23,800	21		20,300	18
18														28,900			25,000	24		21,400	21
19																	26,200	24		22,600	21
20																	27,500			23,800	24
21																				25,000	24
22																				26,200	

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で、人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 公安職俸給表(二)

職 務 等 級 号 俸	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級		5 等 級		6 等 級		7 等 級		8 等 級	
	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間
1	37,100	12	30,300	12	22,600	12	17,300	12	13,300	12	10,600	12	7,000	12	5,900	12
2	38,800	12	32,000	12	23,800	12	18,300	12	14,300	12	11,400	12	7,400	12	5,800	12
3	40,500	12	33,700	12	25,000	12	19,300	12	15,300	12	12,300	12	8,000	12	6,300	12
4	42,200	15	35,400	12	26,200	12	20,300	12	16,300	12	13,300	12	8,600	12	6,300	12
5	44,400	18	37,100	15	27,500	12	21,400	12	17,300	12	14,300	12	9,200	12	6,800	12
6	46,600	21	38,800	18	28,900	12	22,600	12	18,300	12	15,300	12	9,800	12	7,400	12
7	48,800	24	40,500	18	30,300	12	23,800	12	19,300	12	16,300	12	10,600	12	8,000	12
8	51,000		42,200	24	32,000	15	25,000	15	20,300	12	17,300	12	11,400	12	8,600	12
9			44,400	24	33,700	15	26,200	15	21,400	15	18,300	15	12,300	12	9,200	12
10			46,600		35,400	18	27,500	15	22,600	15	19,300	15	13,300	15	9,800	12
11					37,100	21	28,900	18	23,800	18	20,300	18	14,300	15	10,600	12
12					38,800	24	30,300	21	25,000	18	21,400	18	15,300	15	11,400	12
13					40,500		32,000	24	26,200	21	22,600	21	16,300	15	12,300	15
14							33,700		27,500	21	23,800	21	17,300	18	13,300	18
15									28,900	24	25,000	24	18,300	18	14,300	18
16									30,300		26,200	24	19,300	18	15,300	21
17											27,500		20,300	21	16,300	21
18													21,400	24	17,300	24
19													22,600	24	18,300	24
20													23,800		19,300	

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 海事職俸給表

イ 海事職俸給表(一)

職 務 等 級 号 俸	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級		5 等 級	
	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間
1	32,600	12	22,800	12	16,800	12	11,800	12	7,400	12
2	34,200	12	24,200	12	18,000	12	12,800	12	8,000	12
3	35,800	12	25,600	12	19,200	12	13,800	12	8,600	12
4	37,400	12	27,000	12	20,400	12	14,800	12	9,200	12
5	39,000	12	28,400	12	21,600	12	15,800	12	10,000	12
6	40,600	12	29,800	12	22,800	12	16,800	12	10,800	12
7	42,200	12	31,200	12	24,200	12	18,000	12	11,800	12
8	43,800	12	32,600	12	25,600	12	19,200	15	12,800	12
9	45,400	15	34,200	12	27,000	15	20,400	15	13,800	15
10	47,000	18	35,800	15	28,400	15	21,600	15	14,800	15
11	48,600	21	37,400	15	29,800	15	22,800	18	15,800	15
12	50,200	24	39,000	18	31,200	18	24,200	18	16,800	18
13	51,800	24	40,600	21	32,600	21	25,600	18	18,000	18
14	53,400		42,200	24	34,200	24	27,000	21	19,200	18
15			43,800		35,800		28,400	24	20,400	18
16							29,800		21,600	18
17									22,800	21
18									24,200	24
19									25,600	

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 海事職俸給表(二)

職の 等級 号俸	1 等 級			2 等 級			3 等 級			4 等 級		
	俸 給 月 額	昇 期	給 間	俸 給 月 額	昇 期	給 間	俸 給 月 額	昇 期	給 間	俸 給 月 額	昇 期	給 間
1	16,800	12	月	11,800	12	月	8,200	12	月	5,900 5,600	12	月
2	17,800	12	月	12,800	12	月	8,800	12	月	6,100 5,800	12	月
3	18,800	12	月	13,800	12	月	9,400	12	月	6,400 6,100	12	月
4	19,800	12	月	14,800	12	月	10,200	12	月	6,800 6,500	12	月
5	20,800	12	月	15,800	12	月	11,000	12	月	7,200 7,000	12	月
6	21,800	15	月	16,800	12	月	11,800	12	月	7,600	12	月
7	22,800	15	月	17,800	12	月	12,800	12	月	8,200	12	月
8	23,800	15	月	18,800	12	月	13,800	12	月	8,800	12	月
9	24,800	15	月	19,800	15	月	14,800	15	月	9,400	12	月
10	25,800	18	月	20,800	15	月	15,800	15	月	10,200	12	月
11	26,800	18	月	21,800	15	月	16,800	15	月	11,000	12	月
12	27,800	18	月	22,800	18	月	17,800	18	月	11,800	15	月
13	28,800	18	月	23,800	18	月	18,800	18	月	12,800	15	月
14	29,800	18	月	24,800	18	月	19,800	18	月	13,800	15	月
15	30,800	21	月	25,800	21	月	20,800	18	月	14,800	18	月
16	31,800	21	月	26,800	21	月	21,800	21	月	15,800	18	月
17	32,800	24	月	27,800	24	月	22,800	21	月	16,800	21	月
18	33,800	24	月	28,800	24	月	23,800	24	月	17,800	21	月
19	34,800			29,800			24,800	24	月	18,800	24	月
20							25,800			19,800	24	月
21										20,800		

備考 この表は、船舶に乗り組む職員(海事職俸給表(一))の適用を受ける者を除く。)で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 教育職俸給表

イ 教育職俸給表(一)

職の 等級 号俸	1 等 級			2 等 級			3 等 級			4 等 級			5 等 級			6 等 級		
	俸 給 月 額	昇 期	給 間	俸 給 月 額	昇 期	給 間	俸 給 月 額	昇 期	給 間	俸 給 月 額	昇 期	給 間	俸 給 月 額	昇 期	給 間	俸 給 月 額	昇 期	給 間
1	57,600	12	月	30,000	12	月	19,400	12	月	15,800	12	月	9,800	12	月	7,400	12	月
2	60,000	12	月	31,600	12	月	20,800	12	月	17,000	12	月	10,800	12	月	8,000	12	月
3	62,400	12	月	33,200	12	月	22,200	12	月	18,200	12	月	11,800	12	月	8,600	12	月
4	64,800	12	月	34,800	12	月	23,600	12	月	19,400	12	月	12,800	12	月	9,200	12	月
5	67,200	12	月	36,400	12	月	25,200	12	月	20,800	12	月	13,800	12	月	9,800	12	月
6	69,600	12	月	38,000	12	月	26,800	12	月	22,200	12	月	14,800	12	月	10,800	12	月
7	72,000	12	月	39,600	12	月	28,400	12	月	23,600	15	月	15,800	15	月	11,800	12	月
8		12	月	41,200	12	月	30,000	12	月	25,200	15	月	17,000	15	月	13,800	12	月
9		12	月	42,800	12	月	31,600	12	月	26,800	15	月	18,200	15	月	13,800	12	月
10		12	月	44,400	12	月	33,200	15	月	28,400	15	月	19,400	15	月	14,800	12	月
11		12	月	46,000	12	月	34,800	15	月	30,000	15	月	20,800	15	月	15,800	15	月
12		15	月	47,600	15	月	36,400	15	月	31,600	15	月	22,200	15	月	17,000	15	月
13		15	月	49,200	15	月	38,000	15	月	33,200	15	月	23,600	18	月	18,200	15	月
14		15	月	51,600	15	月	39,600	15	月	34,800	15	月	25,200	18	月	19,400	18	月
15		15	月	53,600	15	月	41,200	15	月	36,400	15	月	26,800	18	月	20,800	18	月
16		15	月	55,600	15	月	42,800	18	月	38,000	15	月	28,400	18	月	22,200	18	月
17		18	月	57,600	18	月	44,400	21	月	39,600	15	月	30,000	21	月	23,600	21	月
18		21	月	60,000	21	月	46,000	21	月	41,200	18	月	31,600	21	月	25,200	21	月
19		24	月	62,400	24	月	47,600	24	月	42,800	21	月	33,200	24	月	26,800	24	月
20				64,800			49,600			44,400	24	月	34,800	24	月	28,400	24	月
21										46,000	24	月	36,400			30,000		
22										47,600								

備考 (一) この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する学長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) この表の2等級の18号俸、19号俸及び20号俸は、大学院を置く大学の教授のみに適用する。

(三) 大学院を置く大学の教授については、2等級の13号俸、14号俸、15号俸、16号俸及び17号俸に昇給する場合は、昇給期間を12月とする。

(四) 大学院を置く大学の助教授については、3等級の11号俸、12号俸、13号俸、14号俸及び15号俸に昇給する場合は、昇給期間を12月とする。

ロ 教育職俸給表(二)

職 務 号	の 等 級	1 等 級		2 等 級		3 等 級	
		俸 給 月 額	昇給期間	俸 給 月 額	昇給期間	俸 給 月 額	昇給期間
1		円 25,800	月 12	円 9,800	月 12	円 6,600 6,300	月 12
2		27,000	12	10,800	12	7,000 6,800	12
3		28,200	12	11,800	12	7,400	12
4		29,400	12	12,800	12	8,000	12
5		30,600	12	13,800	12	8,600	12
6		31,800	12	14,800	12	9,200	12
7		33,300	12	15,800	12	9,800	12
8		34,800	12	16,800	12	10,800	12
9		36,300	12	17,800	12	11,800	12
10		37,800	12	18,800	12	12,800	12
11		39,300	12	19,800	12	13,800	12
12		40,800	12	20,800	12	14,800	12
13		42,300	12	21,800	12	15,800	12
14		43,800	15	22,800	12	16,800	12
15		45,300	15	23,800	12	17,800	12
16		46,800	18	24,800	12	18,800	12
17		48,300	21	25,800	12	19,800	15
18		49,800	21	27,000	12	20,800	15
19		51,300	24	28,200	12	21,800	15
20		52,800		29,400	12	22,800	18
21				30,600	12	23,800	18
22				31,800	15	24,800	18
23				33,300	15	25,800	24
24				34,800	15	27,000	24
25				36,300	15	28,200	
26				37,800	15		
27				39,300	15		
28				40,800	18		
29				42,300	21		
30				43,800	21		
31				45,300	24		
32				46,800			

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 教育職俸給表(三)

職 務 号	の 等 級	1 等 級		2 等 級		3 等 級	
		俸 給 月 額	昇給期間	俸 給 月 額	昇給期間	俸 給 月 額	昇給期間
1		円 20,300	月 12	円 8,000	月 12	円 6,800 6,300	月 12
2		21,300	12	8,600	12	7,000 6,800	12
3		22,300	12	9,200	12	7,400	12
4		23,300	12	9,800	12	8,000	12
5		24,300	12	10,600	12	8,600	12
6		25,300	12	11,400	12	9,200	12
7		26,400	12	12,300	12	9,800	12
8		27,600	12	13,300	12	10,600	12
9		28,800	12	14,300	12	11,400	12
10		30,000	12	15,300	12	12,300	12
11		31,200	12	16,300	12	13,300	12
12		32,400	12	17,300	12	14,300	12
13		33,600	12	18,300	12	15,300	12
14		34,800	12	19,300	12	16,300	15
15		36,000	12	20,300	12	17,300	15
16		37,200	15	21,300	12	18,300	18
17		38,700	15	22,300	12	19,300	18
18		40,200	15	23,300	12	20,300	21
19		41,700	18	24,300	12	21,300	21
20		43,200	21	25,300	12	22,300	24
21		44,700	21	26,400	15	23,300	
22		46,200	24	27,600	15		
23		47,700		28,800	15		
24				30,000	15		
25				31,200	15		
26				32,400	15		
27				33,600	15		
28				34,800	15		
29				36,000	18		
30				37,200	21		
31				38,700	21		
32				40,200	24		
33				41,700			

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和三十三年五月十八日 参議院會議録第三十八号 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外四件

別表第六 研究職俸給表

号俸	職 務 の 等 級	1 等 級			2 等 級			3 等 級			4 等 級			5 等 級			6 等 級			7 等 級		
		俸 月	給 額	昇 給 期 間	俸 月	給 額	昇 給 期 間	俸 月	給 額	昇 給 期 間	俸 月	給 額	昇 給 期 間	俸 月	給 額	昇 給 期 間	俸 月	給 額	昇 給 期 間	俸 月	給 額	昇 給 期 間
1		円	57,600		円	37,100	12	円	26,200	12	円	18,300	12	円	10,600	12	円	9,200	12	円	5,800	12
2			60,000			38,800	12		27,500	12		19,300	12		11,400	12		9,800	12		6,000	12
3			62,400			40,500	12		28,900	12		20,300	12		12,300	12		10,600	12		6,300	12
4			64,800			42,200	12		30,300	12		21,400	12		13,300	12		11,400	12		6,800	12
5			67,200			44,400	12		32,000	12		22,600	12		14,300	12		12,300	12		7,400	12
6			69,600			46,600	12		33,700	12		23,800	12		15,300	12		13,300	12		8,000	12
7			72,000			48,800	12		35,400	12		25,000	12		16,300	12		14,300	12		8,600	12
8						51,000	15		37,100	12		26,200	12		17,300	12		15,300	12		9,200	12
9						53,200	18		38,800	12		27,500	12		18,300	12		16,300	12		9,800	12
10						55,400	21		40,500	12		28,900	12		19,300	12		17,300	12		10,600	15
11						57,600	24		42,200	15		30,300	12		20,300	12		18,300	12		11,400	18
12						60,000			44,400	18		32,000	15		21,400	12		19,300	15		12,300	18
13									46,600	21		33,700	15		22,600	12		20,300	15		13,300	21
14									48,800	24		35,400	15		23,800	12		21,400	18		14,300	24
15									51,000			37,100	18		25,000	12		22,600	18		15,300	
16												38,800	18		26,200	12		23,800	18			
17												40,500	18		27,500	15		25,000	21			
18												42,200	24		28,900	15		26,200	21			
19												44,400	24		30,300	18		27,500	24			
20												46,600			32,000	18		28,900	24			
21															33,700	21		30,300				
22															35,400	24						
23															37,100	24						
24															38,800							

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 医療職俸給表

イ 医療職俸給表(一)

号俸	職 務 の 等 級	1 等 級			2 等 級			3 等 級			4 等 級			5 等 級		
		俸 月	給 額	昇 給 期 間	俸 月	給 額	昇 給 期 間	俸 月	給 額	昇 給 期 間	俸 月	給 額	昇 給 期 間	俸 月	給 額	昇 給 期 間
1		円	57,600		円	38,000	12	円	26,800	12	円	18,200	12	円	10,800	12
2			60,000			39,600	12		28,400	12		19,400	12		11,800	12
3			62,400			41,200	12		30,000	12		20,800	12		12,800	12
4			64,800			42,800	12		31,600	12		22,200	12		13,800	12
5			67,200			44,400	12		33,200	12		23,600	12		14,800	12
6			69,600			46,000	12		34,800	12		25,200	12		15,800	12
7			72,000			47,600	12		36,400	12		26,800	12		17,000	12
8						49,600	12		38,000	12		28,400	12		18,200	12
9						51,600	15		39,600	15		30,000	12		19,400	12
10						53,600	18		41,200	15		31,600	15		20,800	12
11						55,600	21		42,800	18		33,200	15		22,200	12
12						57,600	24		44,400	18		34,800	15		23,600	15
13						60,000			46,000	18		36,400	15		25,200	15
14									47,600	21		38,000	18		26,800	15
15									49,600	24		39,600	18		28,400	15
16									51,600			41,200	18		30,000	15
17												42,800	21		31,600	15
18												44,400	24		33,200	15
19												46,000			34,800	18
20															36,400	21
21															38,000	24
22															39,600	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表(二)

号 俸	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級		5 等 級		6 等 級	
	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間
	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月
1	33,700	12	23,800	12	13,300	12	9,200	12	7,400	12	6,300 6,000	12
2	35,400	12	25,000	12	14,300	12	9,800	12	8,000	12	6,600 6,300	12
3	37,100	12	26,200	12	15,300	12	10,600	12	8,600	12	7,000 6,800	12
4	38,800	15	27,500	12	16,300	12	11,400	12	9,200	12	7,400	12
5	40,500	15	28,900	12	17,300	12	12,300	12	9,800	12	8,000	12
6	42,200	18	30,300	12	18,300	12	13,300	12	10,600	12	8,600	12
7	44,400	21	32,000	15	19,300	12	14,300	12	11,400	12	9,200	15
8	46,600	24	33,700	15	20,300	12	15,300	12	12,300	12	9,800	18
9	48,800	24	35,400	18	21,400	12	16,300	12	13,300	12	10,600	21
10	51,000		37,100	21	22,600	12	17,300	12	14,300	12	11,400	24
11			38,800	24	23,800	15	18,300	12	15,300	12	12,300	
12			40,500	24	25,000	15	19,300	15	16,300	15		
13			42,200		26,200	15	20,300	15	17,300	15		
14					27,500	18	21,400	18	18,300	18		
15					28,900	18	22,600	18	19,300	21		
16					30,300	21	23,800	21	20,300	21		
17					32,000	24	25,000	21	21,400	24		
18					33,700		26,200	24	22,600	24		
19							27,500	24	23,800			
20							28,900					

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

号 俸	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級	
	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間
	円	月	円	月	円	月	円	月
1	18,500	12	13,500	12	8,900	12	6,900 6,700	12
2	19,500	12	14,500	12	9,500	12	7,300 7,200	12
3	20,500	12	15,500	12	10,200	12	7,800 7,700	12
4	21,500	12	16,500	12	11,000	12	8,300	12
5	22,500	12	17,500	12	11,800	12	8,900	12
6	23,500	12	18,500	12	12,600	12	9,500	12
7	24,500	12	19,500	12	13,500	12	10,200	12
8	25,500	15	20,500	12	14,500	12	11,000	15
9	26,700	15	21,500	15	15,500	15	11,800	15
10	27,900	18	22,500	15	16,500	15	12,600	15
11	29,100	18	23,500	18	17,500	18	13,500	18
12	30,300	21	24,500	18	18,500	21	14,500	21
13	31,500	21	25,500	21	19,500	24	15,500	24
14	32,700	24	26,700	21	20,500	24	16,500	24
15	33,900	24	27,900	24	21,500		17,500	
16	35,100		29,100	24				
17			30,300					

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 技能労務職俸給表

イ 技能労務職俸給表(一)

職の 等級 号	1 等 級			2 等 級			3 等 級			4 等 級		
	俸 給 月 額	昇 期	給 間	俸 給 月 額	昇 期	給 間	俸 給 月 額	昇 期	給 間	俸 給 月 額	昇 期	給 間
1	16,300	9	月	11,500	9	月	5,900	9	月	5,100	6	月
2	16,900	9		12,100	9		6,200	9		5,200	6	
3	17,500	9		12,700	9		6,500	9		5,300	6	
4	18,100	9		13,300	9		6,800	9		5,400	6	
5	18,700	9		13,900	9		7,200	9		5,500	6	
6	19,300	9		14,500	9		7,700	9		5,600	6	
7	19,900	9		15,100	9		8,200	9		5,700	6	
8	20,500	9		15,700	9		8,700	9		5,800	6	
9	21,100	9		16,300	9		9,200	9		5,900	9	
10	21,700	9		16,900	9		9,700	9		6,200	9	
11	22,300	12		17,500	9		10,300	9		6,500	9	
12	22,900	12		18,100	9		10,900	9		6,800	9	
13	23,500	12		18,700	12		11,500	9		7,200	9	
14	24,100	12		19,300	12		12,100	9		7,700	9	
15	24,700	12		19,900	12		12,700	9		8,200	9	
16	25,300	12		20,500	12		13,300	9		8,700	9	
17	25,900	15		21,100	12		13,900	12		9,200	12	
18	26,500	15		21,700	12		14,500	12		9,700	12	
19	27,100	15		22,300	15		15,100	12		10,300	12	
20	27,700	15		22,900	15		15,700	12		10,900	12	
21	28,300	15		23,500	15		16,300	12		11,500	15	
22	28,900	15		24,100	15		16,900	12		12,100	15	
23	29,500	15		24,700	15		17,500	15		12,700	15	
24	30,100	18		25,300	18		18,100	15		13,300	15	
25	30,700	18		25,900	18		18,700	15		13,900	15	
26	31,300			26,500			19,300	15		14,500	15	
27							19,900	15		15,100	18	
28							20,500	15		15,700	18	
29							21,100	15		16,300		
30							21,700	18				
31							22,300	18				
32							22,900					

備考 この表は、機器の運転操作その他技能を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 技能労務職俸給表(二)

職 務 等 級 号 俸	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級	
	俸 給 月 額	昇給期間	俸 給 月 額	昇給期間	俸 給 月 額	昇給期間	俸 給 月 額	昇給期間
1	9,600	6	7,500	6	5,900	6	5,100	6
2	10,000	6	7,800	6	6,100	6	5,200	6
3	10,400	6	8,100	6	6,300	6	5,300	6
4	10,800	6	8,400	6	6,500	6	5,400	6
5	11,200	6	8,700	6	6,700	6	5,500	6
6	11,600	6	9,000	6	6,900	6	5,600	6
7	12,000	6	9,300	6	7,100	6	5,700	6
8	12,400	6	9,600	6	7,300	6	5,800	6
9	12,800	6	10,000	6	7,500	6	5,900	6
10	13,200	6	10,400	6	7,800	6	6,100	6
11	13,600	9	10,800	9	8,100	6	6,300	9
12	14,000	9	11,200	9	8,400	9	6,500	9
13	14,400	9	11,600	9	8,700	9	6,700	12
14	14,800	9	12,000	9	9,000	9	6,900	12
15	15,200	12	12,400	9	9,300	9	7,100	15
16	15,700	12	12,800	12	9,600	12	7,300	15
17	16,200	12	13,200	12	10,000	12	7,500	18
18	16,700	12	13,600	12	10,400	12	7,800	18
19	17,200	12	14,000	12	10,800	12	8,100	18
20	17,700	12	14,400	12	11,200	12	8,400	
21	18,200	12	14,800	12	11,600	12		
22	18,700	15	15,200	15	12,000	12		
23	19,200	15	15,700	15	12,400	12		
24	19,700	15	16,200	15	12,800	15		
25	20,200	15	16,700	15	13,200	15		
26	20,700	15	17,200	15	13,600	15		
27	21,200	15	17,700	15	14,000	15		
28	21,700	15	18,200	15	14,400	15		
29	22,200	18	18,700	18	14,800	15		
30	22,700	18	19,200	18	15,200	15		
31	23,200	18	19,700	18	15,700	15		
32	23,700		20,200		16,200	15		
33					16,700	15		
34					17,200	18		
35					17,700	18		
36					18,200	18		
37					18,700			

備考 この表は、庁舎の監視その他の庁務に従事する職員及び単純な労務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。
- 2 昭和三十二年四月一日

(〇切替及び〇切替に伴う措置)

昭和三十二年四月一日(以下「切替日」という。)において切り替えられる職員(以下「切替職員」という。)は、改正前の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正前の法」という。)の適用により昭和三十二年三月三十一日においてその者が受けていた俸給月額(改正前の法第六条の規定による特別俸給表の適用を受けていた職員及び改正前の法第十条の規定により俸給の調整額を受けていた職員で人事院の定めるものについては、人事院の定める額。以下「旧俸給月額」という。)に対応する附則別表第一から附則別表第十一までの切替表(以下「切替表」という。)に掲げる新俸給月額に該当するそれぞれの俸給表(その者がこの法律の施行に伴い切替日において適用を受けることとなつた改正後の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正後の法」という。))の別表第一から別表第八までに掲げる俸給表をいう。)に定めるその者の属する職務の等級の号俸とし、その者の属する職務の等級に新俸給月額と同じ額の号俸がないときは、その額とする。

3 旧俸給月額が、切替表に期間の定のある旧俸給月額である職員のうち、附則第五項の規定により切替俸給月額を受ける期間に通算される期間が切替表に定める期間に達しない者については、前項の規定にかかわらず、切替表の旧俸給月額の欄におけるその者の旧俸給月額に相当する額の直近上位の額(その額が切替表の旧俸給月額の欄におけるその者の旧俸給月額に相当するその者の旧俸給月額に相当する額の直近上位の額に相当する額の直近上位の額に相当する新俸給月額に達しない額であるときは、その新俸給月額)をその者の切替俸給月額とする。

4 前項の規定により切替俸給月額を決定された職員については、その者の切替俸給月額を受ける期間(附則第五項の規定により通算される期間を含む。)が昭和三十二年七月一日までにその者の旧俸給月額について切替表に定める期間に達することとなる者にあつては同年同月同日を、その他の者にあつては同年十月一日をそれぞれ切替日とみなし、その者の旧俸給月額を基礎として、附則第二項の規定を適用し、その日におけるその者の俸給月額を決定するものとする。

5 改正後の法第八條第六項及び第八項の規定の適用については、切替日の前日における俸給月額を受けていた期間(その期間がその俸給月額について改正前の法第八條第四項各号に定める期間の最短期間をこえるときは、その最短期間)に三月(切替日の前日における俸給月額を受けていた期間が三月未満である職員で人事院の定めるものについては、六月)を加えた期間を切替俸給月額を受ける期間に通算する。

6 前項の場合において、切替表に期間の定のある旧俸給月額を基礎として附則第二項の規定に基づき切替俸給月額を決定された者については、前項の規定により切替俸給月額を受ける期間に通算される期間からその者の旧俸給月額について切替表に定める期間を減じて通算する。

7 前二項の規定により切替俸給月額を受ける期間に通算される期間が職員(切替俸給月額について俸給表に掲げる昇給期間をこえる場合においては、その者の切替日後における最初の昇給について、改正後の法第八條第六項に規定する昇給期間をそのこえる部分に相当する期間短縮する。

8 旧俸給月額が五万五百円をこえる職員の切替日以降における最初の昇給については、附則第五項の規定にかかわらず、人事院の定めるところによる。

9 昭和三十六年一月一日から切替日の前日までの間において改正前の法第八條第六項ただし書の規定により昇給した職員で他の職員との権衡上特に必要があると認められるものについては、人事院の定めるところによる。

10 附則第二項又は附則第四項の規定により決定された俸給月額がその者の属する職務の等級の最低の号俸に達しない職員(当該号俸に達するまでの昇給については、人事院規則の定めるところによる。)

11 切替日の前日から引き続き在職する職員の切替日における職務の等級及び切替日以降昭和三十二年六月二十九日までにおいて新たに俸給表の適用を受ける職員となつた者のその職員となつた日における職務の等級は、同年同月三十日まで決定することができる。この場合において、職員の職務の等級が決定されるまでの間においては、人事院の定めるところにより、切替日の前日から引き続き在職する職員については改正前の法の適用により切替日の前日において受けていた俸給月額に対応する一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第二百八十五号)附則別表の新俸給月額の欄に掲げる額の直近上位の額(人事院の定める額)を、切替日以降において新たに俸給表の適用を受ける職員となつた者については、その者の切替日における俸給月額に相当する額を改正後の法に定める給与の内払として支給する。

12 附則第二項、附則第三項及び附則第五項の規定の適用については、改正前の法の適用により職員が切替日の前日において受けていた俸給月額は、改正前の法及びこれに基く命令に従つて定められたものでなければならぬ。

13 改正後の法第六條の二の規定の適用を受ける職員については、附則第二項から前項までの規定は、適用しない。

14 附則第二項から前項までに定めらるるもののほか、この法律の施行に伴い職員の俸給の切替に關し必要な事項は、人事院規則で定める。(高等部が設置されていない盲学校等に勤務する職員についての暫定措置)

15 盲学校又はろう学校のうち、高等部が設置されていない学校に勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭その他人事院規則で定める職員については、当分の間、教育職俸給表(二)を適用する。

16 改正前の法の規定による勤務地手当の支給地域(以下「支給地域」という。)とされた地域に在職する職員は、当該支給地域の区分に應じ、当分の間、月額の手当を、人事院規則の定めるところにより支給する。支給地域とされた地域に在職する職員は、昭和三十二年十月一日以降、また同様に手当を支給する。

二等級の職務にある者	三三〇〇円	一五八〇円	一九五五円	二二七〇円	三〇、二五〇円
三等級の職務にある者	二二〇〇円	一四八〇円	一八〇〇円	二〇八〇円	二九、二五〇円

四〇、二五〇円	四九、三〇〇円	五五、五五〇円
五七、三〇〇円	六六、四〇〇円	七六、八五〇円

に改め、八級の職務にある者の項を削る。

別表第二の日当、宿泊料及び食卓料の表区分の欄中「十五級」を「十一級及び十二級」を「四等級」に、「九級及び十級」を「五等級」に、「〇七級」を「六等級」に改め、同表中

十二級及び十四級の職務にある者	一七〇〇円	一七〇〇円	五二、四〇〇円	四二、四〇〇円	二七、四〇〇円
十一級の職務にある者	一六〇〇円	一五〇〇円	五〇、八〇〇円	四〇、八〇〇円	二六、四〇〇円
十級の職務にある者	一五〇〇円	一四〇〇円	四九、二〇〇円	三九、二〇〇円	二五、四〇〇円
九級の職務にある者	一四〇〇円	一三〇〇円	四七、六〇〇円	三七、六〇〇円	二四、四〇〇円

改め、八級の職務にある者の項を削る。

別表第二の移転料の表区分の欄中「十五級」を「十一級及び十二級」を「四等級」に、「十級」を「五等級」に改め、同表中

十三級及び十四級の職務にある者	一七〇〇円	一七〇〇円	五二、四〇〇円	四二、四〇〇円	二七、四〇〇円
十二級の職務にある者	一六〇〇円	一五〇〇円	五〇、八〇〇円	四〇、八〇〇円	二六、四〇〇円
十一級の職務にある者	一五〇〇円	一四〇〇円	四九、二〇〇円	三九、二〇〇円	二五、四〇〇円
十級の職務にある者	一四〇〇円	一三〇〇円	四七、六〇〇円	三七、六〇〇円	二四、四〇〇円

二等級の職務にある者	三三〇〇円	一五八〇円	一九五五円	二二七〇円	三〇、二五〇円
三等級の職務にある者	二二〇〇円	一四八〇円	一八〇〇円	二〇八〇円	二九、二五〇円

四〇、二五〇円	四九、三〇〇円	五五、五五〇円
五七、三〇〇円	六六、四〇〇円	七六、八五〇円

別表第二の支度料及び死亡手当の表区分の欄中「十五級」を「十一級及び十二級」に、「九級及び十級」を「五等級」に改め、同表中

十三級及び十四級の職務にある者	一七〇〇円	一七〇〇円	五二、四〇〇円	四二、四〇〇円	二七、四〇〇円
十二級の職務にある者	一六〇〇円	一五〇〇円	五〇、八〇〇円	四〇、八〇〇円	二六、四〇〇円
十一級の職務にある者	一五〇〇円	一四〇〇円	四九、二〇〇円	三九、二〇〇円	二五、四〇〇円
十級の職務にある者	一四〇〇円	一三〇〇円	四七、六〇〇円	三七、六〇〇円	二四、四〇〇円

七六、一五〇円	九四、九〇円	一一三、五五〇円	一四〇、〇〇〇円	一六五、五五〇円	一九五、五五〇円	二二七、〇〇〇円	二五五、五五〇円	二八五、五五〇円	三一五、五五〇円
七〇、〇〇〇円	八八、五五〇円	一〇七、一〇〇円	一二五、六五〇円	一五〇、二〇〇円	一七五、七五〇円	二〇〇、三〇〇円	二二五、八五〇円	二五〇、四〇〇円	二七五、九五〇円

二五、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	四一、〇〇〇円	四九、〇〇〇円	五七、〇〇〇円	六五、〇〇〇円	七三、〇〇〇円	八一、〇〇〇円	八九、〇〇〇円	九七、〇〇〇円
二〇、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	三六、〇〇〇円	四四、〇〇〇円	五二、〇〇〇円	六〇、〇〇〇円	六八、〇〇〇円	七六、〇〇〇円	八四、〇〇〇円	九二、〇〇〇円

一四〇、〇〇〇円	一六〇、〇〇〇円	一八〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二四〇、〇〇〇円	二六〇、〇〇〇円	二八〇、〇〇〇円	三〇〇、〇〇〇円	三二〇、〇〇〇円
一三〇、〇〇〇円	一五〇、〇〇〇円	一七〇、〇〇〇円	一九〇、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円	三一〇、〇〇〇円

五等級の職務にある者	五五、〇〇〇円	五五、〇〇〇円	五五、〇〇〇円	五五、〇〇〇円	五五、〇〇〇円	五五、〇〇〇円	五五、〇〇〇円	五五、〇〇〇円	五五、〇〇〇円
六等級以下の職務にある者	五〇、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円

五五、〇〇〇円	五五、〇〇〇円	五五、〇〇〇円	五五、〇〇〇円	五五、〇〇〇円	五五、〇〇〇円	五五、〇〇〇円	五五、〇〇〇円	五五、〇〇〇円	五五、〇〇〇円
五〇、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円

〔1729〕
改正後の国家公務員等の旅費に関する法律の規定は、この法律の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

〔1830〕
国家公務員の職階制に関する法律(昭和二十五年法律第百八十号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「級」を「職務の等級」に改める。

〔1931〕
裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

第三号中、「第十條第三項」を削る。

(恩給法の一部改正)

恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第五十九條ノ三第一号を次のように改める。

一 削除

昭和三十一年五月十八日 参議院會議録第三十八号 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外四件

七八二

一七・〇割ニ五二・四〇〇円ト退職當時ノ俸給年額トノ差額一六・八〇〇円毎二〇・五割ヲ加ヘタル割合

一九〇割

一九〇割二三〇三・六〇〇円ト退職當時ノ俸給年額トノ差額九・六〇〇円毎二〇・五割ヲ加ヘタル割合

一一〇・〇書

二〇・五割

二〇・五割三三九、一〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額四、八〇〇円毎二〇・五割ヲ加ヘタル割合

一二・五割

二四〇割

二四・五割

○.○円毎

別表第四号表中

一七、割二五二、四〇〇円ト退職當時ノ俸給年額トノ差額一六、八〇〇円毎二〇、五割ヲ加ヘタル割合但シ退職當時ノ俸給年額方、四四五、二〇〇円ヲ超エ四五六、〇〇〇円以下ノモノニ在リテハ四四九、六〇〇円ヲ超エ四五一、六〇〇円以下ノモノニ在リテハ四四五、二〇〇円ヲ超エ四四七、二〇〇円以下ノモノニ在リテハ四四九、六〇〇円ヲ超エ四五七、六〇〇円以下ノモノニ在リテハ五一、二〇〇円ヲ夫々退職當時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル

一九〇割但シ退職當時ノ俸給年額ガ二九二、八〇〇円ヲ超エ三〇〇、〇〇〇円以下ノモノニ在リテハ三〇二、四〇〇円ヲ退職當時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル

一、九、〇割三三、六〇〇円ト退職當時ノ俸給年額トノ差額九、六〇〇円毎二〇・五割
ヲ加ヘタル割合但シ退職當時ノ俸給年額ガ二八四、四〇〇円ヲ超ス二九一、六〇〇円以

ル
一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百

二〇〇割但シ退職當時ノ俸給年額ガ一三九、二〇〇円ヲ超ス四〇、四〇〇以下ノ
 モノニ在リテハ一四四、〇〇〇円ヲ退職當時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル四一、六〇〇
 二〇五割但シ退職當時ノ俸給年額ガ一三四、四〇〇円ヲ超ス二二六、八〇〇円以下ノ
 モノニ在リテハ一三八、〇〇〇円ヲ退職當時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル

老

改める。

二・五割ニ三九、二〇〇円ト退職當時ノ俸給年額トノ差額四、八〇〇円毎ニ二・五割
ヲ加ヘタル割合但シ退職當時ノ俸給年額ガ、一一一、六〇〇円ヲ超エ

以下ノモノニ在リテハ一三四、四〇〇円ヲ夫々退職當時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル

二四〇割但シ退職當時ノ俸給年額ガ一〇四、四〇〇円ヲ超エ一〇五、六〇〇円以下ノモノニ在リテハ一〇六、八〇〇円ヲ退職當時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル

二四・五割

二四・五割ニ^一四、四〇〇円ト退職當時ノ俸給年額トノ差額三、六〇〇円毎ニ・五割ヲ加ヘタル割合合但シ退職當時ノ俸給年額ガ、九〇〇〇円ヲ超エ九一・二〇〇円以下ノモノニ在リテハ九二・四〇〇円ガ、九三・六〇〇円ヲ超エ九五・四〇〇円以下ノモノニ在リテハ九六・〇〇〇円ヲ、九七・二〇〇円ヲ超エ九八・四〇〇円以下ノモノニ在リテハ九九・六〇〇円ヲ夫々退職當時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル

二六・五割但シ退職當時ノ俸給年額ガ八六・四〇〇円ヲ超エ八七・六〇〇円以下ノモノニ在リテハ八八・二〇〇円ヲ退職當時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル

一二・八割二五・二、四〇〇円ト退職當時ノ俸給年額トノ差額一六、八〇〇円毎二〇・四割ヲ加ヘタル割合

一四・三割

一四・三割二三〇三・六〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額九・六〇〇円毎二〇・四割ヲ加ヘタル割合

一五・〇割

一五・四割

一五・四割二二三九、一〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額四、八〇〇円毎二〇・四割ヲ加ヘタル割合

二七・六割

一八・〇割

一八·四割

〇〇円毎ニ〇・四割ヲ加ヘタル割合

1

別表第五号表中

を

に

一・二・八割ニ五・二・四〇〇円ト退職當時ノ俸給年額トノ差額一六、八〇〇円毎ニ〇・四割ヲ加ヘタル割合但シ退職當時ノ俸給年額ガ、四四五・二〇〇円ヲ超エ四五六・〇〇〇円以下ノモノニ在リテハ四五九・六〇〇円ヲ、四四五・二〇〇円ヲ超エ四八七・二〇〇円以下ノモノニ在リテハ四八九・六〇〇円ヲ、四九四・四〇〇円ヲ超エ五〇七・六〇〇円以下ノモノニ在リテハ五一・二〇〇円ヲ夫々退職當時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル
 一四・三割但シ退職當時ノ俸給年額ガ二九二・八〇〇円ヲ超エ三〇〇・〇〇〇円以下ノモノニ在リテハ三〇二・四〇〇円ヲ退職當時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル
 一四・三割ニ三〇三・六〇〇円ト退職當時ノ俸給年額トノ差額九、六〇〇円毎ニ〇・四割ヲ加ヘタル割合但シ退職當時ノ俸給年額ガ、二八四・四〇〇円ヲ超エ二九一・六〇〇円以下ノモノニ在リテハ二九二・八〇〇円ヲ退職當時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル
 一五・〇割但シ退職當時ノ俸給年額ガ一三九・二〇〇円ヲ超エ一四一・六〇〇円以下ノモノニ在リテハ一四四・〇〇〇円ヲ退職當時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル
 一五・四割但シ退職當時ノ俸給年額ガ一三四・四〇〇円ヲ超エ一三六・八〇〇円以下ノモノニ在リテハ一三八・〇〇〇円ヲ退職當時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル
 一五・四割ニ一三九・二〇〇円ト退職當時ノ俸給年額トノ差額四、八〇〇円毎ニ〇・四割ヲ加ヘタル割合但シ退職當時ノ俸給年額ガ、一一一・六〇〇円ヲ超エ一二・八〇〇円

以下ノモノニ在リテハ一一七、四〇〇円ヲ、一一五、二〇〇円ヲ超エ一一七、六〇〇円以下ノモノニ在リテハ一一〇、〇〇〇円ヲ、一二〇、〇〇〇円ヲ超エ一二二、四〇〇円以下ノモノニ在リテハ一一三、六〇〇円ヲ、一二四、八〇〇円ヲ超エ一二七、二〇〇円以下ノモノニ在リテハ一一九、六〇〇円ヲ、一二九、六〇〇円ヲ超エ一三二、〇〇〇円以下ノモノニ在リテハ一三四、四〇〇円ヲ夫々退職當時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル

一七・六割但シ退職當時ノ俸給年額ガ一〇八、〇〇〇円ヲ超エ一一〇、四〇〇円以下ノモノニ在リテハ一一一、六〇〇円ヲ退職當時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル

一八・〇割但シ退職當時ノ俸給年額ガ一〇四、四〇〇円ヲ超エ一一〇、六〇〇円以下ノモノニ在リテハ一一〇、六〇〇円ヲ退職當時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル

一八・四割

一八・四割二一・〇四・四〇〇円ト退職當時ノ俸給年額トノ差額三、六〇〇円毎二〇・四割ヲ加ヘタル割合但シ退職當時ノ俸給年額ガ、九〇、〇〇〇円ヲ超エ九一、二〇〇円以下ノモノニ在リテハ九一、四〇〇円ヲ、九三、六〇〇円ヲ超エ九五、四〇〇円以下ノモノニ在リテハ九六、〇〇〇円ヲ、九七、二〇〇円ヲ超エ九八、四〇〇円以下ノモノニ在リテハ九九、六〇〇円ヲ夫々退職當時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル

一九・九割但シ退職當時ノ俸給年額ガ八六、四〇〇円ヲ超エ八七、六〇〇円以下ノモノニ在リテハ八八、二〇〇円ヲ退職當時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル

改める。

(恩給法の一部改正に伴う経過規定)

昭和三十三年三月三十一日以前
この法律の施行前に給与事由の

生じた扶助料については改正後の恩給法別表第四号表及び第五号表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正）

34 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第百七十九号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項中、一般職の職員の給手に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)に基く勤務地手当(以下、勤務地手当という)を支給する地域を、政令で定める地域に、(「勤務地手当支給率」を、政令で定める割合)に改める。

第四條第三項、第五條第二項及び第四項、
第六條第三項、第九條第二項、第十條第二項並

35 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律
第百九十一号）の一部を次のように改正す
る。

第四条第二項中「勤務地手当」を削る。

(国家公務員等退職手当暫定措置法の一部改

36 国家公務員等退職手当暫定措置法（昭和二十八年法律第百八十二号）の一部を次のよう

に改正する。

第四条第三項中「扶養手当及び勤務地手

（行政機関職員定員法の一部を改正する法律の一部改正）

37 行政機関職員定員法の一部を改正する法律
(昭和三十年法律第二十九号)の一部を次のよ

附則第十四項中「扶養手当及び勤務地手当」を「及び扶養手当」に改める。

38 (國家公務員災害補償法等における読替)
職員に暫定手当が支給される間、改正

國家公務員災害補償法第四條第二項中「手当」とあるのは「扶養手当、暫定手当、改正後の國家公務員等退職手当暫定措置

四條第三項及び行政機關職員定員法の一改正する法律(昭和三十年法律第二十九号)

則第十四項中「及び扶養手当」とあるのは
養手当及び暫定手当」とそれぞれ読み
て、これらの規定を適用する。

39 (地方自治法の一部改正)
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)

の一部を次のように改正する。

第二百四条第二項中「勤務地手当、」を「

附則第六條の次に次の三條を加える。

第六條の二 地方公共団体は、第二百四

二項に規定する手当を支給すること
きる外、当分の間、条例で、同条第
の職員に付し、勤務地手当にかへて

手当を支給することができる。

第二百四条第三項及び第二百六条

定は、前項に規定する暫定手当に
適用する。

昭和三十三年五月十八日 参議院會議録第三十八号 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外四件

第六條の三 次に掲げる法律の規定中「勸務地手当、」を削る。

補助法（昭和二十三年法律第百三十四号）第一条

二 市町村立学校職員給与負担法第一条

三 公立養護学校整備特別措置法（昭和

三十一、法律第一百五十二号）第四条第一項

第六條の四 改正後の公立高等学校校定時制課程職員費国庫補助法第一條、市町村立学校職員給与負担法第一條及び

公立養護学校整備特別措置法第四条第一項中「扶養手当」とあるのは「扶養手当、

暫定手当、」と読み替えるものとする。
(国家公務員に対する年末手当の支給に関する法律の廃止)

國家公務員に對する年末手当の支給に關する法律（昭和二十五年法律第二百六十六号）

は、廃止する。

次に掲げる法律をそれぞれ次の各号のよう

一 一般職の職員の給与に関する法律の一部に改正する。

を改正する法律（昭和二十七年法律第三
百二十四号）附則第九項を次のように改め
る。

9 削除

二 特別職の職員の給与に関する法律の一部

を改正する法律（昭和二十七年法律第三百二十三号）附則第五項を削る。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第三十二号）

次のように破める。

保安庁職員給与法の一部を改正する法律
〔昭和二十七年法律第三百二十五号〕 附則

第十二項を次のように改める。

12 削除

防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第...

（二百六十六号）附則第十一項を次のように改める。

11 削除

等に関する特例法第七條第一項第五号を削る。

附則別表第一 行政職俸給表(一)、行政職俸給表(二)、税務職俸給表、公安職俸給表(一)、公安職俸給表(二)、研究職俸給表及び医療職俸給表(二)の適用を受ける職員(附則別表第二^三及び附則別表第三^四の適用を受けるものを除く。)の切替表

旧月俸給額	新月俸給額	期間	旧月俸給額	新月俸給額	期間	旧月俸給額	新月俸給額	期間	旧月俸給額	新月俸給額	期間
円	円	月	円	円	月	円	円	月	円	円	月
5,400	5,900 5,600	6	8,100 8,400	8,600 9,200	6	17,000 17,700	18,300 19,300	3 6	35,300 36,700	37,100 38,800	3 6
5,500	6,100 5,800	6	8,700 9,000	9,200 9,800	6	18,400 19,100	20,300 20,300	9 3	38,100 39,800	40,500 42,200	6 6
5,600	6,100 5,800	6	9,300 9,300	9,800 9,800	6	19,800 19,800	21,400 21,400	9 9	41,100 41,100	44,400 44,400	9 9
5,700	6,300 6,000	6	9,600 10,000	10,600 10,600	6	20,500 21,200	21,400 22,600	6 6	42,700 44,300	44,400 46,600	3 6
5,800	6,300 6,000	6	10,400 10,800	11,400 11,400	6	22,000 22,800	23,800 23,800	9 3	45,900 47,500	48,800 51,000	6 9
5,900	6,600 6,300	6	11,200 11,200	12,300 12,300	6	23,600 23,600	25,000 25,000	3 3	49,100 49,100	51,000 51,000	3 3
6,050	6,600 6,300	6	11,600 12,100	12,300 13,300	6	24,400 25,300	26,200 27,500	6 9	50,700 52,300	53,200 55,400	3 6
6,200	7,000 6,800	6	12,600 13,100	13,300 14,300	6	26,200 27,300	27,500 28,900	9 3	53,900 55,500	55,400 57,600	6 6
6,400	7,000 6,800	6	13,600 13,600	14,300 14,300	6	28,400 28,400	30,300 30,300	6 6	57,300 57,300	60,000 60,000	6 6
6,600	7,400 7,400	6	14,100 14,600	15,300 15,300	6	29,500 30,600	32,000 32,000	9 3	59,100 60,900	62,400 62,400	9 3
6,900	8,000 8,000	6	15,100 15,600	16,300 17,300	6	31,700 32,800	33,700 35,400	3 6			
7,200	8,000 8,600	6	16,300 16,300	17,300 17,300	9	33,900 33,900	37,100 37,100	6 9			

附則別表第二 行政職俸給表(二)の適用を受ける職員の切替表

旧月俸給額	新月俸給額	期間	旧月俸給額	新月俸給額	期間	旧月俸給額	新月俸給額	期間	旧月俸給額	新月俸給額	期間
円	円	月	円	円	月	円	円	月	円	円	月
4,900	5,300	6	6,600	7,400	6	11,200	12,100	6	19,100	19,800	6
5,000	5,300	6	6,900	7,400	6	11,600	12,700	6	19,800	20,500	6
5,100	5,400	6	7,200	7,800	3	12,100	12,700	6	20,500	21,700	6
5,200	5,500	6	7,500	8,200	6	12,600	13,300	6	21,200	22,300	6
5,300	5,600	6	7,800	8,200	6	13,100	13,900	3	22,000	22,900	6
5,400	5,700	6	8,100	8,700	3	13,600	14,500	3	22,800	24,100	6
5,500	5,800	6	8,400	9,200	6	14,100	15,100	6	23,600	24,700	6
5,600	5,900	6	8,700	9,200	6	14,600	15,700	6	24,400	25,900	3
5,700	6,000	6	9,000	9,700	3	15,100	15,700	6	25,300	26,500	6
5,800	6,200	6	9,300	9,700	6	15,600	16,300	6	26,200	27,700	3
5,900	6,500	3	9,600	10,300	3	16,300	17,500	3	27,300	28,900	3
6,050	6,800	6	10,000	10,900	6	17,000	18,100	6	28,400	30,100	3
6,200	6,800	6	10,400	10,900	6	17,700	18,700	6	29,500	30,700	6
6,400	7,100	3	10,800	11,500	3	18,400	19,300	6			

附則別表第三 公安職俸給表(一)の適用を受ける職員
で旧俸給月額が7,500円以下のものの切替表

旧俸給月額	新俸給月額	期 間
円	円	月
6,400	7,300 7,100	6
6,600	7,700 7,600	6
6,900	7,700 7,600	6
7,200	8,100	6
7,500	8,100	6

附則別表第三 税務職俸給表の適用を受ける職員で旧
俸給月額が9,300円以下のものの切替表

旧俸給月額	新俸給月額	期 間
円	円	月
6,200	6,700 6,400	6
6,400	7,200 7,000	6
6,600	7,200 7,000	6
6,900	7,700 7,600	6
7,200	7,700 7,600	6
7,500	8,200	6
7,800	8,200	6
8,100	8,800	6
8,400	8,800	6
8,700	9,400	6
9,000	9,400	6
9,300	10,000	6
9,600		6

附則別表第四 海事職俸給表(一)の適用を受ける職員の切替表

旧俸給月額	新俸給月額	期 間	旧俸給月額	新俸給月額	期 間	旧俸給月額	新俸給月額	期 間	旧俸給月額	新俸給月額	期 間
円	円	月	円	円	月	円	円	月	円	円	月
6,900	7,400	6	11,600	12,800	6	19,800	21,600	9	32,800	34,200	6
7,200	8,000	6	12,100	12,800	6	20,500	21,600	3	33,900	35,800	6
7,500	8,000	6	12,600	13,800	6	21,200	22,800	9	35,300	37,400	3
7,800	8,600	6	13,100	13,800	6	22,000	22,800	6	36,700	39,000	6
8,100	8,600	6	13,600	14,800	6	22,800	24,200	6	38,100	40,600	6
8,400	9,200	6	14,100	14,800	6	23,600	25,600	9	39,600	42,200	6
8,700	9,200	6	14,600	15,800	6	24,400	25,600	3	41,100	43,800	6
9,000	10,000	6	15,100	15,800	6	25,300	27,000	3	42,700	45,400	6
9,300	10,000	3	15,600	16,800	3	26,200	28,400	6	44,300	47,000	6
9,600	10,800	9	16,300	18,000	9	27,300	29,800	9	45,900	48,600	6
10,000	10,800	3	17,000	18,000	6	28,400	29,800	6	47,500	50,200	6
10,400	11,800	9	17,700	19,200	6	29,500	31,200	3	49,100	51,800	6
10,800	11,800	6	18,400	20,400	9	30,600	32,600	6	50,700	53,400	6
11,200	11,800	3	19,100	20,400	3	31,700	34,200	9	52,300		6

六
附則別表第五 海事職俸給表(二)の適用を受ける職員の切替表

旧月俸給額	新月俸給額	期間	旧月俸給額	新月俸給額	期間	旧月俸給額	新月俸給額	期間	旧月俸給額	新月俸給額	期間
円	円	月	円	円	月	円	円	月	円	円	月
5,400	5,600		8,100	8,800	6	13,600	14,800	6	22,800	23,800	
5,500	5,800	6	8,400	8,800		14,100	14,800		23,600	24,800	
5,600	5,800		8,700	9,400	6	14,600	15,800	6	24,400	25,800	3
5,700	6,100	6	9,000	9,400		15,100	15,800		25,300	26,800	3
5,800	6,100	3	9,300	10,200	6	15,600	16,800	3	26,200	27,800	3
5,900	6,100		9,600	10,200		16,300	17,800	6	27,300	28,800	3
6,050	6,500	6	10,000	11,000	6	17,000	18,800	9	28,400	29,800	
6,200	6,500		10,400	11,000		17,700	18,800		29,500	30,800	
6,400	7,000	6	10,800	11,800	6	18,400	19,800	3	30,600	31,800	
6,600	7,000		11,200	11,800		19,100	20,800	9	31,700	33,800	6
6,900	7,600	6	11,600	12,800	6	19,800	20,800	3	32,800	34,800	3
7,200	7,600		12,100	12,800		20,500	21,800	6			
7,500	8,200	6	12,600	13,800	6	21,200	22,800	9			
7,800	8,200		13,100	13,800		22,000	23,800	9			

七
附則別表第六 教育職俸給表(一)及び医療職俸給表(一)の適用を受ける職員の切替表

旧月俸給額	新月俸給額	期間	旧月俸給額	新月俸給額	期間	旧月俸給額	新月俸給額	期間	旧月俸給額	新月俸給額	期間
円	円	月	円	円	月	円	円	月	円	円	月
6,900	7,400		12,600	13,800	6	22,800	23,600		41,100	42,800	
7,200	8,000	6	13,100	13,800		23,600	25,200	6	42,700	44,400	
7,500	8,000		13,600	14,800	6	24,400	26,800	9	44,300	46,000	
7,800	8,600	6	14,100	14,800		25,300	26,800	3	45,900	47,600	
8,100	8,600		14,600	15,800	6	26,200	28,400	6	47,500	49,600	3
8,400	9,200	6	15,100	15,800		27,300	30,000	9	49,100	51,600	6
8,700	9,200		15,600	17,000	6	28,400	30,000	3	50,700	53,600	6
9,000	9,800	6	16,300	17,000		29,500	31,600	6	52,300	55,600	
9,300	9,800		17,000	18,200	3	30,600	33,200	9	53,900	55,600	
9,600	10,800	9	17,700	19,400	9	31,700	33,200		55,500	57,600	
10,000	10,800	3	18,400	19,400	3	32,800	34,800	3	57,300	60,000	
10,400	11,800	9	19,100	20,800	9	33,900	36,400	6	59,100	62,400	
10,800	11,800	6	19,800	20,800	3	35,300	38,000	9	60,900	62,400	
11,200	11,800		20,500	22,200	9	36,700	39,600	9			
11,600	12,800	6	21,200	22,200		38,100	39,600				
12,100	12,800		22,000	23,600	6	39,600	41,200				

昭和三十三年五月十八日 参議院會議録第三十八号 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外四件

附則別表第七^入 教育職俸給表(二)の適用を受ける職員の切替表

旧月俸給額	新月俸給額	期間	旧月俸給額	新月俸給額	期間	旧月俸給額	新月俸給額	期間	旧月俸給額	新月俸給額	期間
円	円	月	円	円	月	円	円	月	円	円	月
6,050	<u>6,300</u> 7,000		10,400	11,800	9	18,400	19,800	3	31,700	33,300	
6,200	<u>6,800</u> 7,300	6	10,800	11,800	6	19,100	20,800	9	32,800	34,800	3
6,400	<u>6,800</u> 7,300		11,200	11,800		19,800	20,800	3	33,900	36,300	6
6,600	7,400	6	11,600	12,800	6	20,500	21,800	6	35,300	37,800	6
6,900	7,400		12,100	12,800		21,200	22,800	9	36,700	39,300	9
7,200	8,000	6	12,600	13,800	6	22,000	23,800	9	38,100	40,800	9
7,500	8,000		13,100	13,800		22,800	23,800		39,600	42,300	6
7,800	8,600	6	13,600	14,800	6	23,600	24,800		41,100	43,800	6
8,100	8,600		14,100	14,800		24,400	25,800	3	42,700	45,300	6
8,400	9,200	6	14,600	15,800	6	25,300	27,000	3	44,300	46,800	3
8,700	9,200		15,100	15,800		26,200	28,200	6	45,900	48,300	3
9,000	9,800	6	15,600	16,800	3	27,300	29,400	6	47,500	49,800	3
9,300	9,800		16,300	17,800	6	28,400	30,600	9	49,100	51,300	3
9,600	10,800	9	17,000	18,800	9	29,500	31,800	9	50,700	52,800	3
10,000	10,800	3	17,700	18,800		30,600	31,800				

附則別表第八^九 教育職俸給表(三)の適用を受ける職員の切替表

旧月俸給額	新月俸給額	期間	旧月俸給額	新月俸給額	期間	旧月俸給額	新月俸給額	期間	新月俸給額	旧月俸給額	期間
円	円	月	円	円	月	円	円	月	円	円	月
6,050	<u>6,300</u> 7,000		10,000	10,600		17,000	18,300	3	28,400	30,000	3
6,200	<u>6,800</u> 7,000	6	10,400	11,400	6	17,700	19,300	6	29,500	31,200	3
6,400	<u>6,800</u> 7,000		10,800	11,400		18,400	20,300	9	30,600	32,400	3
6,600	7,400	6	11,200	12,300	6	19,100	20,300	3	31,700	33,600	3
6,900	7,400		11,600	12,300		19,800	21,300	9	32,800	34,800	3
7,200	8,000	6	12,100	13,300	6	20,500	21,300		33,900	36,000	3
7,500	8,000		12,600	13,300		21,200	22,300		35,300	37,200	3
7,800	8,600	6	13,100	14,300	6	22,000	23,300	3	36,700	38,700	3
8,100	8,600		13,600	14,300		22,800	24,300	6	38,100	40,200	3
8,400	9,200	6	14,100	15,300	6	23,600	25,300	9	39,600	41,700	3
8,700	9,200		14,600	15,300		24,400	26,400	9	41,100	43,200	3
9,000	9,800	6	15,100	16,300	6	25,300	26,400		42,700	44,700	3
9,300	9,800		15,600	17,300	9	26,200	27,600		44,300	46,200	
9,600	10,600	6	16,300	17,300		27,300	28,800	3	45,900	47,700	

附則別表第九 医療職俸給表(三)の適用を受ける職員の切替表

旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間
円 6,600	円 7,200	3	円 11,600	円 12,600	3	円 20,500	円 21,500	
6,900	7,700	6	12,100	13,500	9	21,200	22,500	3
7,200	7,700		12,600	13,500	3	22,000	23,500	6
7,500	8,300	6	13,100	14,500	9	22,800	24,500	9
7,800	8,300		13,600	14,500	3	23,600	24,500	
8,100	8,900	6	14,100	15,500	9	24,400	25,500	
8,400	8,900		14,600	15,500	3	25,300	26,700	3
8,700	9,500	6	15,100	16,500	9	26,200	27,900	3
9,000	9,500		15,600	16,500		27,300	29,100	6
9,300	10,200	6	16,300	17,500	3	28,400	30,300	6
9,600	10,200		17,000	18,500	6	29,500	31,500	6
10,000	11,000	6	17,700	19,500	9	30,600	32,700	6
10,400	11,000		18,400	19,500		31,700	33,900	6
10,800	11,800	6	19,100	20,500	6	32,800	35,100	6
11,200	11,800		19,800	21,500	9	33,900		

附則別表第十 技能労務職俸給表(一)の適用を受ける職員の切替表

旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間
円 4,900	円 5,100	6	円 6,900	円 7,200		円 12,100	円 12,700		円 21,200	円 22,300	
5,000	5,100		7,200	7,700	3	12,600	13,300		22,000	22,900	
5,100	5,200		7,500	8,200	6	13,100	13,900	3	22,800	24,100	6
5,200	5,300		7,800	8,200		13,600	14,500	3	23,600	24,700	
5,300	5,400		8,100	8,700	3	14,100	15,100	6	24,400	25,900	3
5,400	5,500		8,400	9,200	6	14,600	15,700	6	25,300	26,500	
5,500	5,600		8,700	9,200		15,100	15,700		26,200	27,700	3
5,600	5,700		9,000	9,700	3	15,600	16,300		27,300	28,900	3
5,700	5,800		9,300	9,700		16,300	17,500	3	28,400	30,100	3
5,800	5,900		9,600	10,300	3	17,000	18,100		29,500	30,700	
5,900	6,200	3	10,000	10,900	6	17,000	18,700				
6,050	6,500	6	10,400	10,900		18,400	19,300				
6,200	6,500		10,800	11,500	3	19,100	19,900				
6,400	6,800	3	11,200	12,100	6	19,800	20,500				
6,600	7,200	6	11,600	12,700	6	20,500	21,700	6			

昭和三十一年五月十八日 参議院会議録第三十八号 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外四件

附則別表第十一 技能労働者俸給表(二)の適用を受ける職員の特替表

旧俸給月額	新俸給月額	期 間	旧俸給月額	新俸給月額	期 間	旧俸給月額	新俸給月額	期 間
円 4,900	円 5,100	月 6	円 7,200	円 7,500	月	円 13,100	円 14,000	月 3
5,000	5,100		7,500	7,800		13,600	14,400	
5,100	5,200		7,800	8,100		14,100	15,200	6
5,200	5,300		8,100	8,400		14,600	15,700	6
5,300	5,400		8,400	8,700		15,100	16,200	6
5,400	5,500		8,700	9,000		15,600	16,700	3
5,500	5,600		9,000	9,300		16,300	17,200	
5,600	5,700		9,300	9,600		17,000	18,200	3
5,700	5,800		9,600	10,000		17,700	18,700	
5,800	5,900		10,000	10,400		18,400	19,200	
5,900	6,100		10,400	10,800		19,100	20,200	3
6,050	6,300		10,800	11,200		19,800	20,700	
6,200	6,500		11,200	11,600		20,500	21,700	6
6,400	6,700		11,600	12,400	3	21,200	22,200	
6,600	6,900		12,100	12,800		22,000	23,200	3
6,900	7,300		12,600	13,600	6	22,800	23,700	

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年四月十六日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平殿

〔小字及び一は衆議院修正〕

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第三条中「勤務地手当及び期末手当(勤務官にあつては、俸給、勤務地手当、期末手当及び勤続手当)と並び期末手当(常勤官にあつては、俸給、期末手当及び勤続手当)に改める。」
第四条を次のように改める。

第四条 削除

第五条から第七条まで中及び勤務地手当を削る。

第七条の二「俸給及び勤務地手当の月額の合計額を「俸給月額」と改める。
第十四条の前の見出しを「調整措置」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十五条 常勤を要する国家公務員から引き続いて内閣総理大臣等

(第一条第十六号及び第十七号に掲げる職員を除く。)となつた者のうち、その者の常勤を要する国家公務員としての在職期間が二十年をこえる者で政令で定めるものに對しては、そのこえる年数に應じ、かつ、一般職の職員及び他の特別職の職員の給与との均衡を考慮して、政令で定める金額の特別手当を支給することができる。

2 前項の規定の適用を受ける職員の勤務地手当又は期末手当の額については、第四条又は第七条の二の規定により一般職の職員の例によるほか、同項の特別手当の額をその計算の基礎とするものとする。
別表第一中「五七、〇〇〇円」を「六〇、〇〇〇円」に改め、別表第二中大使の項を次のように改める。

大 使	一 号	二 号	三 号	四 号	五 号
俸 給	俸 給	俸 給	俸 給	俸 給	俸 給
	八八、〇〇〇円	八二、〇〇〇円	七八、〇〇〇円	七二、〇〇〇円	六六、〇〇〇円

別表第三を次のように改める。

官 職 名	俸 給	月 額
秘 書 官	一 号	俸 給
	二 号	俸 給
	三 号	俸 給
	四 号	俸 給
	五 号	俸 給
	六 号	俸 給
	七 号	俸 給
	八 号	俸 給
	俸 給	五、〇〇〇円
	俸 給	四六、五〇〇円
	俸 給	四二、〇〇〇円
	俸 給	三七、五〇〇円
	俸 給	三三、〇〇〇円
	俸 給	二八、五〇〇円
	俸 給	二四、五〇〇円
	俸 給	二〇、五〇〇円

附 則
1 この法律は、公布の日から起算して、月一日から施行する。

2 内閣総理大臣等には、当分の間、暫定手当を支給する。
3 内閣総理大臣等(常勤官を除く。)の暫定手当の月額は、その俸給月額に、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第 号)による改正前の一般職の職員の給与に関する法律第十二条に

規定する支給地域の区分に応じ、その支給割合を算して得た額とする。
4 常勤官の暫定手当の月額は、一般職の職員の例に準じて内閣総理大臣等が定める額とする。
5 この法律の施行前に改正前の特別職の職員の給与に関する法律の規定に基づいてすでに内閣総理大臣等に支払われた昭和三十三年四月一日から同年四月三十日までの期間に係る給与は、改正後の特別職の職員の給与に関する法律(以下改正後の法という。)の規定による給与の内払とみなす。

する勤務手当の月額との合計額を「俸給の月額」に改める。

第十九条中「勤務手当」とを「」を附する。

第二十三条第二項中「扶養手当及び勤務地手当」と及び扶養手当」を改める。

第二十四条第二項中「第十四条第三項、第十五条から」を「第十四条から」に改める。

第二十五条第二項中「二百円」を「三千五百円」に改める。

第二十七条第一項中「これらの規定中」人事院規則」とあるのは「政令」と、」の下に「同法第四条第一項中「確定した日の属する月の前月の末日から起算して過去三月間」とあるのは「確定した日の属する月の前月の末日から起算して過去三月間（自衛官にあつては、当該日の属する防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十一条第二項に規定する期間（以下本項において「給与期間」といふ。）の直前の給与期間の末日から起算して過去三月の給与期間）と、」を加える。

同条第二項中「扶養手当及び勤務地手当」と及び扶養手当」に改め、勤務地手当」を附する。

第二十八条中第七項を削り、第八項を第七項とし、第九項から第十一項までを削る。

第二十八条の二中「別表第三」を「別表第二」に改め、同条を第二十八条の三とし、第二十八条の次に次の一条を加える。

第二十八条の二 停年に達した自衛官が自衛隊法第四十五条第二項の規定により引き続き勤務することを命ぜられた場合には、国家公務員等退職手当暫定措置法第二条第二項の規定にかかわらず、その者が停年に達した日に退職したものとみなし、その際退職手当を支給することができる。

2 自衛官に対する国家公務員等退

職手当暫定措置法の規定の適用に

ついては、同法第三条第一項中「二十五日分」とあるのは「三十日分」と、同法第四条第一項中「二十年以上勤続し停年に達したこと」とあるのは「停年に達し、かつ、政令で定める事由に該当したこと」とし、同法第九条中「一般の退職手当」とあるのは「一般の退職手当若しくは防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十八条の規定による退職手当又はこれらの合計額」と、同法第十二条第一項中「一般の退職手当及び」があるのは「一般の退職手当、防衛庁職員給与法第二十八条の規定による退職手当及び」とする。

3 前条の規定による退職手当の支給を受けた自衛官（同条第七項各号の一に該当した者を含む。）に対する国家公務員等退職手当暫定措置法の規定の適用については、その退職手当の計算の基礎となつた期間（同条第七項各号の一に該当した者にあつては、仮りにこれに退職手当を支給することとした場合にその退職手当の計算の基礎となるべき期間）は、同法第七条の勤続期間から除算する。ただし、同法第十条の規定の適用については、この限りでない。

4 学生に対する国家公務員等退職手当暫定措置法の規定の適用については、学生としての在職期間は、同法第七条の勤続期間から除算する。ただし、その者が学生としての正規の課程を終了し、引き続き自衛官に任用された場合に限り、学生としての在職期間の二分の一に相当する期間は、自衛官としての在職期間に通算する。

別表第一 次長、議長及び参事官等俸給表

次長	長	官職等番号	参事官等					
			1 等 級		2 等 級		3 等 級	
俸 給	月 額		俸 給	月 額	俸 給	月 額	俸 給	月 額
円	73,000	1	円	42,200	円	34,500	円	18,500
		2		50,500		36,400		19,600
		3		53,000		38,300		20,800
		4		55,500		40,200		22,000
		5		58,000		42,200		23,200
		6		60,500		44,200		24,400
		7		63,000		46,200		25,700
		8		65,500		48,200		27,100
		9		68,300		50,500		28,500
		10		72,000		53,000		29,900
		11				55,500		31,300
		12				58,000		32,900
		13						34,500
		14						36,400
		15						38,300
		16						40,200
		17						42,200
		18						44,200
		19						43,200

別表第一を次のように改める。

別表第二 自衛官俸給表

[illegible]

備考 陸将、海将又は空将で、甲の欄に掲げる俸給日額を受けるべき官職及びその官職を占める者の俸給の号俸は、總理府令で定める。この場合において、その官職を占める者が最高の号俸を受けるに至つた時から長期間経過したときは、その最高の号俸をこえる俸給日額を定めることができる。

別表第三から別表第七までを削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、○公布の日から起し、昭和三十一年四月一日から施行する。

○切替及び切替日に伴う措置

- 2 この法律の施行の日(以下「切替日」という。)において切り替えられる職員(参事官等及び事務官等)は、切替日前の俸給月額をい、自衛官(統合幕僚会議の議長たる自衛官を除く。以下同じ。)にあつては俸給日額をいう。以下同じ。は、改正前の防衛庁職員給与法(以下「旧法」という。)の適用により昭和三十三年三月三十一日においてその者が受けていた俸給額(旧法第十一条の二の規定により俸給の調整額を受けていた事務官等で総理府令で定めるものについては、総理府令で定める額。以下「旧俸給額」という。)に対応する切替表(参事官等にあつては附則別表第一、事務官等にあつては政令で定める適用範囲の区分に従い一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第 号)附則別表第一から附則別表第十一まで、自衛官にあつては附則別表第十二をいう。以下同じ。)に掲げる新俸給額に対応するそれぞれの俸給表(その者がこの法律の施行に伴い切替日において適用を受けることとなつた改正後の防衛庁職員給与法(以下「新法」という。)別表第一及び別表第

二並びに一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第 号)による改正後の一般職の職員の給与に関する法律別表第一から別表第七までをいう。以下同じ。)に定めるその者の属する職務の等級(自衛官にあつては、階級をいう。以下同じ。)の号俸とし、その者の属する職務の等級に新俸給額と同じ額の号俸がないときは、その額とする。

3 旧俸給額が切替表に期間の定

ある旧俸給額である職員のうち、附則第五項の規定により切替俸給額(前項の規定により切り替えられた俸給額をいう。以下同じ。)を受ける期間に算入される期間が切替表に定める期間に達しない者については、前項の規定にかかわらず、切替表の旧俸給額の欄におけるその者の旧俸給額に相当する額の直近上位の額(その額が切替表の旧俸給額の欄におけるその者の旧俸給額に相当する額の直近上位の額に達しないときは、その新俸給額)をその者の切替俸給額とする。

4 前項の規定により切替俸給額を

決定された職員については、その者の切替俸給額を受ける期間(附則第五項の規定により通算される期間を含む。)が昭和三十三年七月一日までにその者の旧俸給額について切替表に定める期間に達することとなる者については同年同月

同日を、その他の者にあつては同年十月一日をそれぞれ切替日とみなし、その者の旧俸給額を基礎として、附則第二項の規定を適用し、その日におけるその者の俸給額を決定するものとする。

5 新法第五項第四項において準用

する一般職の職員の給与に関する法律第八條第六項及び第八項の規定の適用については、切替日の前日における俸給額を受けていた期間(その期間がその俸給額について旧法別表第四において職員区分に從い定める期間の最短期間をこえるときは、その最短期間とし、総理府令で定める者にあつては、これに三月(切替日の前日における俸給額を受けていた期間が三月未満である者で総理府令で定めるものについては、六月)を加えた期間)を切替俸給額を受ける期間に通算する。

6 前項の場合において、切替表に

期間の定めのある旧俸給額を基礎として附則第二項の規定に基き切替俸給額を決定された者については、前項の規定により切替俸給額を受ける期間に通算される期間からその者の旧俸給額について切替表に定める期間を減じて通算する。

7 前二項の規定により切替俸給額

を受ける期間に通算される期間が切替俸給額について俸給表に掲げる昇給期間をこえる場合において、その者の切替日後における最初の昇給については、新法第五條第四項において準用する一般職の職

員の給与に関する法律第八條第六項に規定する昇給期間をそのこえる部分に相当する期間短縮する。

8 旧俸給額が参事官等にあつては

五万七千七百円、事務官等にあつては五万七千七百円、自衛官にあつては二十万八千円をこえる者の切替日以降における最初の昇給については、附則第五項の規定にかかわらず、政令で定めるところによる。

9 昭和二十七年八月一日から切替

日の前日までの間において旧法第六條第三項ただし書の規定により昇給した職員で他の職員との権衡上特に必要があると認められるものについては、政令で定めるところにより、その者の切替日(附則第四項の規定により俸給額が決定される職員については、同項の規定により切替日とみなされる日)以降における昇給については、新法第五條第四項において準用する一般職の職員の給与に関する法律第八條第六項又は第八項に規定する昇給期間を短縮することができ

10 附則第二項又は附則第四項の規

定により決定された俸給額がその者の属する職務の等級の最低の号俸に達しない職員の当該号俸に達するまでの昇給については、政令で定めるところによる。

11 切替日の前日から引き続き在職

する事務官等の切替日における職務の等級及び切替日以降昭和三十三年六月二十九日までにおいて新たに事務官等となつた者のその事

12 附則第二項、附則第三項及び附

則第五項の規定の適用については、旧法の適用により職員が切替日の前日において受けていた俸給額は、同法及びこれに基き命令の規定に從つて定められたものでなければならぬ。

13 新法第五條第三項において準用

する一般職の職員の給与に関する法律第六條の二の規定の適用を受ける職員については、附則第二項から前項までの規定は、適用しない。

14 附則第二項、附則第五項及び附

則第十一項、○及び附則第十七項の規定に基き内閣総理大臣が総理府令を定める場合においては、あらかじめ大蔵大臣と協議しなければならない。

昭和三十三年五月十八日 参議院會議録第三十八号 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外四件

15 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う職員の俸給の切替に關し必要な事項は、政令で定める。

16 次長、議長、参事官等及び事務官等には、一般職の職員の給与に關する法律の適用を受ける職員の例に準じて政令で定めるところにより、当分の間、暫定手当を支給する。

17 この法律の施行の日の前日における旧法の規定による職員の俸給（保安庁職員給与法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二百八十六号）附則第五項の規定による手当を含む）、勤務地手当、俸給の特別調整額及び隔遠地手当の月額合計額（自衛官にあつては、俸給、俸給の特別調整額及び隔遠地手当の日額の合計額）以下本項においてこれを「旧給手額」といふ）が同日における新法の規定によるその者の俸給、暫定手当、俸給の特別調整額及び隔遠地手当の月額合計額（自衛官にあつては、俸給の特別調整額及び隔遠地手当の日額の合計額）以下本項においてこれを「新給手額」といふ）をこえるときは、新給手額が同日における旧給手額（俸給表の適用を與へて算出する場合その他總理府令で定める事由に該当する場合にあつては、總理府令で定める額）に達するまで、その差額を手当としてその者に支給する。新法第十九条の規定は、その差額の支給方法について準用する。

18 この法律の施行前に旧法の規定に基いてすでに職員に支払われた切替日以降昭和三十三年四月三十日までの期間に係る給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。

19 次長、議長、参事官等及び事務官等に暫定手当が支給される間、新法第十四条第二項において準用する一般職の職員の給与に關する法律第十九条中「俸給の月額」とあるのは、俸給の月額と暫定手当の月額との合計額と、新法第十八条の二第二項中「及び扶養手当の月額の合計額（自衛官とあるのは、扶養手当及び暫定手当の月額の合計額（自衛官とあるのは、俸給の月額（自衛官）とあるのは、俸給の月額と暫定手当の月額との合計額（自衛官と、新法第二十二條第二項中「及び扶養手当」とあるのは、扶養手当及び暫定手当」と、新法第二十七條第二項中「及び扶養手当」とあるのは、扶養手当及び暫定手当」と、「特殊勤務手当」とあるのは「暫定手当、特殊勤務手当」とそれぞれ読み替へて、これらの規定を適用する。（保安庁職員給与法の一部を改正する法律の一部改正）

20 保安庁職員給与法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

附則第五項を次のように改める。

1621 5 削除
恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第五十九條ノ三を次のように改める。

第五十九條ノ三 前条第一項ニ規定スル一號俸又ハ二號俸上位ノ一號俸ヘノ昇給ニ付テハ転官職ニ依リ昇給ヲ来ス場合ニ於テハ新官職ニ付定メラレタル俸給中前ノ官職ニ付給セラレタル俸給ニ直近ニ多額ナルモノヲ以テ一號俸上位ノ一號俸トシテ之ニ直近スル上位ノ一號俸ヲ以テ二號俸上位ノ一號俸トス

1722 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。
第四十七條第一項中「職務の級」を「職務の等級」に改める。

附則別表第1 参事官等新旧俸給月額切替表

旧俸給月額	新俸給月額	期 間	旧俸給月額	新俸給月額	期 間	旧俸給月額	新俸給月額	期 間
15,000	16,300	月6	25,100	27,100	月9	41,800	44,200	月3
15,500	16,300		26,000	27,100		43,400	46,200	6
16,100	17,400	6	26,900	28,500	3	45,100	48,200	6
16,700	17,400		27,800	29,900	6	46,900	50,500	9
17,300	18,500	5	28,800	31,300	9	48,700	50,500	
17,900	19,600	9	29,800	31,300		50,500	53,000	3
18,600	19,600		31,000	32,900	3	52,300	55,500	6
19,400	20,800	3	32,200	34,500	6	54,100	58,000	9
20,200	22,000		33,500	36,400	9	55,900	58,000	
21,000	23,200	9	34,800	36,400		57,700	60,500	3
21,800	23,200	3	36,100	38,300	3	59,500	63,000	
22,600	24,400	9	37,400	40,200	6	61,500	63,000	
23,400	24,400		38,700	42,200	9	63,200	65,500	
24,200	25,700	6	40,200	42,200				

附則別表第2 自衛官新旧俸給日額切替表

イ 幹部自衛官

旧俸給日額	新俸給日額	期 間	旧俸給日額	新俸給日額	期 間	旧俸給日額	新俸給日額	期 間
円 535	円 595	月 6	円 960	円 1,020	月 3	円 1,860	円 1,950	月 3
555	595		1,000	1,080	6	1,940	2,040	6
575	640	6	1,040	1,140	9	2,020	2,130	9
595	640		1,080	1,140		2,100	2,130	
615	670	6	1,130	1,210	3	2,180	2,220	3
640	700	9	1,180	1,280	6	2,260	2,320	
665	700		1,230	1,350	9	2,340	2,420	
690	730	3	1,280	1,350		2,420	2,540	
715	770	6	1,330	1,420	3			
740	820	9	1,390	1,490	6			
770	820	3	1,450	1,580	9			
800	870	9	1,510	1,580				
830	870		1,580	1,650	6			
860	920	6	1,650	1,720	6			
890	970	9	1,720	1,790	6			
920	970		1,790	1,860	9			

ロ 陸曹等

旧俸給日額	新俸給日額	期 間	旧俸給日額	新俸給日額	期 間	旧俸給日額	新俸給日額	期 間
円 180	円 190	月	円 285	円 315	月 6	円 515	円 540	月
185	190		295	315		540	580	6
190	200		305	360	9	565	625	9
195	200		315	360	6	590	625	
200	210		330	360		615	670	3
205	210		345	390	6	640	715	9
210	225		360	390		665	715	6
215	225		375	420	6	690	760	9
225	245		390	420		715	760	3
235	265	6	405	460	9	740	805	9
245	265		420	460	6	770	805	
255	290	9	440	460		800	850	6
265	290	6	465	500	6			
275	290		490	500				

昭和三十三年五月十八日 参議院會議録第三十八号 一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律案外四件

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

国家行政組織法の一部を改正する法律案

第二十四回国会及び第二十五回国会において本院で継続審査をした右の内閣提出案を修正議決したからこれを送付する。

昭和三十三年四月二十七日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野 鶴平殿

〔小字及び一は衆議院修正〕

国家行政組織法の一部を改正する法律案

国家行政組織法の一部を改正する法律

国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項を次のように改める。

3 委員会及び庁は、府又は省に、その外局として置かれるものとす

る。但し、特に必要がある場合においては、法律で國務大臣をもつてその長に充てることと定められて

いる。○庁に置くことができる。

第三条第四項中「別表第一」を「別表一」に改める。

第七条を次のように改める。

（内部部局）

第七条 府及び省には、その所掌事務を遂行するため、官房及び局を置く。

2 前項の官房又は局には、特に必要がある場合においては、部を置くことができる。

3 庁には、その所掌事務を遂行するため、官房及び部を置くことができる。

4 前項の規定にかかわらず、第三条第三項但書の庁には、特に必要がある場合においては、部にかえて局を置くことができる。

5 官房、局及び部の設置及び所掌事務の範囲は、法律でこれを定める。

6 庁、官房、局及び部には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、法律の範囲内で、政令でこれを定める。

7 委員会には、法律の定めるところにより、事務局を置くことができる。第三項、第五項及び前項の規定は、事務局の内部組織について、これを準用する。

第八条に見出しとして「（附屬機關その他の機關）」を附し、同条第一項中「委員会以外のものを云う。」の下に「以下同じ。」を加え、同項に次のただし書を加える。

但し、審議会又は協議会で臨時のもの、政令の定めるところにより、置くことができる。

第九条に見出しとして「（地方支分部局）」を附する。

第十二条第三項中「前二項」を「第一項」に改め、同項を第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 外局の長以外の各委員会の委員長及び各庁の長官は、その機關の所掌事務について、別に法律の定めるところにより、それぞれ主任の各大臣に対し、案をそなえて、第一項の命令を発することを求めることができる。

第十三条第一項中「各外局の長は、別に法律で定める」を「各委員会及び各庁の長官は、別に法律の定める」に改め、同条第二項中「第三項」を「第四項」に改める。

第十四条中「及び各外局の長」を「各委員会及び各庁の長官」に改め、同条第二項中「国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）及びこれに基く規則の規定に従い」を削る。

第十七条の見出しを「（政務次官）」に改め、同条第一項から第三項までを次のように改める。

○及び第三項但書の各庁には、政務次官一人を、特に必要がある場合においては二人を置くことができる。

前項の規定にかかわらず、別表第二に掲げる省に限り、二

政務次官一人を置くことができる。

3 政務次官は、その機關の長たる大臣を助け、政策及び企画に参画し、政務を処理し、並びにあらかじめその機關の長たる大臣の命を受けて大臣不在の場合その職務を代行する。

第十七条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 政務次官が二人置かれた省においては、各政務次官の行前項の職務の範囲及び職務代行の順序については、その省の長たる大臣の定めるところによる。

第十七条の二に見出しとして「（事務次官及び庁の次長）」を附し、同条に次の三項を加える。

（事務次官及び庁の次長等）

○省及び第十七条の二

○第三項第三項但書の各庁に○は事務次官

次長一人を置く。

前項の次長は、その庁の長たる大臣を助け、○庁務を整理し、各部局及び機關の事務を監督する。

3 第三条第三項但書の庁以外の庁には、特に必要がある場合においては、別に法律の定めるところにより、長官を助け、庁務を整理する職として次長を置くことができる。

4 總理府 各省及び各庁には、特に必要がある場合においては、別に法律の定めるところにより、その所掌事務の一部を總括整理する職を置くことができる。

第十七条の二の次に次の一條を加える。

（事務次官補等）

第十七条の三 各省には、特に必要がある場合においては、別に法律の定めるところにより、事務次官を助けて省務の一部を總括整理する

事務次官補一人を置くことができる。

12 總理府、各省及び各庁には、特に必要がある場合においては、別に法律の定めるところにより、その所掌事務の一部を總括整理する職を置くことができる。

第十八条に見出しとして「（秘書官）」を附する。

第十九条に見出しとして「（職の定員）」を附する。

第二十条を次のように改める。

（内部部局の職）

第二十条 委員会の事務局に長又は次長を置く場合においては、法律によらなければならない。官房に長を置く場合又は局若しくは部に次長を置く場合も、同様とする。

2 局、部及び課に、それぞれ局長、部長及び課長を置く。

3 官房、局、部又は委員会の事務局に、特に必要がある場合においては、その所掌事務の一部を總括整理する職を置くとき、又は課（課に準ずる室を含む。）の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くときは、これらの設置、職務及び定数は、別に法律で定めるものを除く外、政令の定めるところによらなければならない。

第二十四条及び第二十五条を削り、第二十六条を第二十四条とし、第二十七条を削る。

別表第一を別表とする。

別表第二を削る。

次のように改める。

別表第二

大 阪 省
農 林 省
通 商 産 業 省

附 則

1 この法律は、昭和三十一年六月一日から施行する。

2 行政管理局設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第三号中「三」を「三」に、「管理課」を「行政管理局」に、「統計課」を「統計課」に、「監督課」を「行政監督局」に改める。

第三号の二「警区監察局」を「警区行政監察局」に、「監察部」を「行政監察局」に、「地方監察局」を「地方行政監察局」に改める。

第五号を次のように改める。

第五号 削除

3 北海道開発法(昭和二十五年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第六号の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第六号 削除

第七号に見出しとして「北海道開発庁に置かれる特別な職」を附する。

4 自治庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第五号中「四」を「四」に、「行政課」を「行政課」に、「選挙課」を「選挙課」に改める。

第六号中「次長一人及び」を削る。

第七号を次のように改める。

第七号 削除

第十号(見出しを含む)中「行政課」を「行政局」に改める。

第十一号(見出しを含む)中「選挙課」を「選挙局」に改める。

第十二号(見出しを含む)中「財政課」を「財政局」に改める。

第十三号(見出しを含む)中「税務課」を「税務局」に改める。

5 防衛庁設置法(昭和二十九年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第八号を次のように改める。

第八号 削除

第十八号第一項中「内部部局に、課長を、長官官房及び各局に、書記官」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 書記官は、命を受け、事務をつかさどる。

第十八号第三項中「課務」を「事務」に改め、同項の次に次の一項を加える。

4 書記官は、長官官房又は各局の課長又は国家行政組織法第二十号第三項に規定する職のいずれかに充てられるものとする。

6 経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を次のように改正する。

第十二号第一項及び第二項を削り、第三項を第一項とし、以下二項ずつ繰り上げる。

7 科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第十二号第一項及び第二項を削り、第三項を第一項とし、第四項を第二項とする。

8 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二十号第二項第二号中「〇防衛庁次長」を「国務大臣ヲ以テ其ノ長ニ充ツルコトヲ定メラレタル庁ノ次長、事務次官」に改める。

9 防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第四号第一項及び別表第一の区分の欄中「課長」を「書記官」に改める。

〇防衛庁の次長を「防衛事務次官」に、「次長」を「事務次官」に改める。

〇同条第二項、第五号、第十一号第一項、第十二号第二項、第二十二号第二項、第二十七号第二項及び別表第一中「次長」を「事務次官」に改める。

10 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第...号)の一部を次のように改正する。

附則第十六号及び附則第十九号中「次長」を「事務次官」に改める。

11 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二号第一項中「次長」を「事務次官」に改める。

12 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第五号の二「第十六号中「選挙課」を「選挙局」に改める。

13 鉄道敷設法(大正十一年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第六号第二項第三号中「経済企画庁次長」を「経済企画事務次官」に改める。

14 資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第十号第二項第一号中「自治庁次長」を「自治事務次官」に、「同項第五号中「経済企画庁次長」を「経済企画事務次官」に改める。

15 労働基準法(昭和二十五年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第十二号第一項第三号中「地方自治庁次長」を「自治事務次官」に、「同項第十三号中「経済企画庁次長」を「経済企画事務次官」に改める。

16 特殊土地、地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第六号第一項第一号中「自治庁次長」を「自治事務次官」に、「同項第六号中「経済企画庁次長」を「経済企画事務次官」に改める。

17 急傾斜地帯崩壊災害臨時措置法(昭和二十七年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第十五号第一項第一号中「自治庁次長」を「自治事務次官」に、「同項第四号中「経済企画庁次長」を「経済企画事務次官」に改める。

18 渇田単作地帯農業改良促進法(昭和二十七年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第十二号第一項第三号中「自治庁次長」を「自治事務次官」に、「同項第六号中「経済企画庁次長」を「経済企画事務次官」に改める。

19 海岸砂地帯農業振興臨時措置法(昭和二十八年法律第十二号)の一部を次のように改正する。

第九号第一項第三号中「自治庁次長」を「自治事務次官」に、「同項第七号中「経済企画庁次長」を「経済企画事務次官」に改める。

20 知地農業改良促進法(昭和二十八年法律第二百十五号)の一部を次のように改正する。

第十二号第一項第三号中「自治庁次長」を「自治事務次官」に、「同項第七号中「経済企画庁次長」を「経済企画事務次官」に改める。

21 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第十一号第一項第三号中「自治庁次長」を「自治事務次官」に、「同項第四号中「経済企画庁次長」を「経済企画事務次官」に改める。

22 地方財政再建促進臨時措置法(昭和三十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第十六号第四項第一号中「自治庁次長」を「自治事務次官」に改める。

23 附則第二項から前項までに掲げる法律を除くほか、他の法令中「行政管理局次長」とあるのは「行政管理局事務次官」と、「北海道開発庁次長」とあるのは「北海道開発事務次官」と、「自治庁次長」とあるのは「自治事務次官」と、「経済企画庁次長」とあるのは「経済企画事務次官」と、「防衛庁次長」とあるのは「防衛事務次官」と改める。

次官と、「科学技術庁次長」とあるのは「科学技術事務次官」と読み替える。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

内閣法等の一部を改正する法律案第二十四回国会及び第二十五回国会において本院で継続審査をした右の内閣提出案を修正議決したからこれを送付する。

昭和三十一年四月二十七日
衆議院議長 益谷 秀次
参議院議長 松野 鶴平殿

〔小字及び一は衆議院修正〕
内閣法等の一部を改正する法律案

内閣法等の一部を改正する法律案

内閣法等の一部を改正する法律案

内閣法等の一部を改正する法律案

内閣法等の一部を改正する法律案

内閣法等の一部を改正する法律案

内閣法等の一部を改正する法律案

内閣法等の一部を改正する法律案

内閣法等の一部を改正する法律案

内閣法等の一部を改正する法律案

内閣法等の一部を改正する法律案

内閣法等の一部を改正する法律案

内閣法等の一部を改正する法律案

内閣法等の一部を改正する法律案

内閣法等の一部を改正する法律案

昭和三十一年五月十八日 参議院會議録第三十八号 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外四件

臣の定めるところにより、を加え、同項の次に次の一項を加える。

13 内閣官房副長官の任免は、内閣がこれを行う。

第十四条の次に次の一条を加える。

第十四条の二 内閣官房に、内閣参事官、内閣審議官、内閣調査官、内閣事務官その他所要の職員を置く。

2 内閣参事官は、命を受けて閣議事項の整理その他内閣の庶務を掌る。

3 内閣審議官は、命を受けて閣議に係る重要事項に関する総合調整その他行政事務の整理に関する一保持上必要な総合調整

4 内閣調査官は、命を受けて内閣の重要政策に関する情報の収集調査に関する事務を掌る。

5 内閣事務官は、命を受けて内閣官房の事務を整理する。

第十五条第一項中「内閣官房に」の下に「内閣総理大臣に附属する秘書官三人並びに」を加え、「各内閣事務大臣及び内閣官房長官に附属する職員として、秘書官各一人」を

「各内閣事務大臣に附属する秘書官各一人」に改め、同条第二項中「前項の秘書官で、」の下に「内閣総理大臣に附属する秘書官は、内閣総理大臣の」を加え、「内閣事務大臣に附属する秘書官は、内閣事務大臣及び各省大臣以外の各内閣事務大臣に附属する秘書官は、その内閣事務大臣の」に改め、「内閣官房長官に附属する秘書官は、内閣官房長官の」を削る。

内閣官房長官の」を削る。

内閣官房に内閣総理大臣に附属する秘書官三人並びに内閣総理大臣及び各省大臣以外の各内閣事務大臣及び内閣官房長官(内閣事務大臣を除く)に附属する秘書官各一人を置く。

第十六条を次のように改める。

第十六条 内閣官房に置かれる第十四条の二に規定する職員(二月以内の期間を定めて雇用される者、休職者及び非常勤の者を除く)の定員は、三十一人とする。

そのうち内閣参事官、内閣審議官及び内閣調査官の定数は、それぞれ政令でこれを定める。

内閣参事官、内閣審議官及び内閣調査官の定数は、それぞれ政令でこれを定める。

第十七条 内閣官房の所掌事務を遂行するため必要な内部組織については、政令で定める。

第十八条 内閣官房に係る事項については、この法律にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(国防会議の構成等に関する法律の一部改正)

第二条 国防会議の構成等に関する法律(昭和三十一年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

(事務局)

第八条 国防会議に、国防会議の事務のほか国防会議に関する事務を処理させるため、事務局を置く。

事務局に、事務局長、事務局事務官その他所要の職員を置く。

事務局局長は、内閣総理大臣が任命する。

事務局局長は、議長の命を受けて、事務局の事務を掌理し、部内の職員の任免、進退を行い、かつ、その服務につき、これを監督する。ただし、事務局の事務のうち国防会議の事務以外の事務の掌理については、内閣官房長官の命を受けるものとする。

事務局局長は、命を受け、事務局を掌理する。事務局局長を除くほか、事務局に置かれる職員(二月以内の期間を定めて雇用される者、休職者及び非常勤の者を除く)の定員は、十二人とする。

第三 事務局長は、内閣総理大臣が任命する。

事務局局長は、議長の命を受けて、事務局の事務を掌理し、部内の職員の任免、進退を行い、かつ、その服務につき、これを監督する。ただし、事務局の事務のうち国防会議の事務以外の事務の掌理については、内閣官房長官の命を受けるものとする。

事務局局長は、命を受け、事務局を掌理する。事務局局長を除くほか、事務局に置かれる職員(二月以内の期間を定めて雇用される者、休職者及び非常勤の者を除く)の定員は、十二人とする。

事務局局長は、内閣総理大臣が任命する。

事務局局長は、議長の命を受けて、事務局の事務を掌理し、部内の職員の任免、進退を行い、かつ、その服務につき、これを監督する。ただし、事務局の事務のうち国防会議の事務以外の事務の掌理については、内閣官房長官の命を受けるものとする。

3 総務長官は、内閣総理大臣を助け、府務を整理し、並びに総理府(法律で内閣事務官をもつてその長に充てられることと定められている外局を除く)の所掌の事項について、政策及び企画に参画し、政務を処理し、各府局及び機関の事務を監督する。

(総理府総務次長)

第二十條 総理府に総理府総務次長一人を置く。

総務次長は、総務長官の職務を助ける。

第二十一條 総理府に「前二条に定められた外、」を除く。同条を第二十二條とし、第二十二條の次に次の一条を加える。

第二十二條 総理府に「前二条に定められた外、」を除く。同条を第二十二條とし、第二十二條の次に次の一条を加える。

第二十三條 総理府に「前二条に定められた外、」を除く。同条を第二十二條とし、第二十二條の次に次の一条を加える。

第二十四條 総理府に「前二条に定められた外、」を除く。同条を第二十二條とし、第二十二條の次に次の一条を加える。

第二十五條 総理府に「前二条に定められた外、」を除く。同条を第二十二條とし、第二十二條の次に次の一条を加える。

第二十六條 総理府に「前二条に定められた外、」を除く。同条を第二十二條とし、第二十二條の次に次の一条を加える。

第四 削除

四の二 総理府総務長官

第二条第三項中第六号の次に次の一号を加え、第八号中内閣官房長官の下に、総理府総務長官を加える。

六の二 総理府総務副長官

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中第四号を削り、第四号の二を第四号とする。

四の二 総理府総務長官

第一条中第五号の次に次の一号を加える。

五の二 総理府総務副長官

別表第一中「内閣官房長官」を「内閣官房長官」に改め、「内閣官房副長官」を「内閣官房副長官」に改める。

(国会法の一部改正)

国会法(昭和二十二年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第三十九條及び第四十二條第二項中、内閣官房長官を削る。

(弁護士法の一部改正)

弁護士法(昭和二十四年法律第二百五五号)の一部を次のように改正する。

第三十條第一項中、内閣官房長官を削る。

の下に「総理府総務長官」を加える。

の下に「総理府総務長官」を加える。

の下に「総理府総務長官」を加える。

(恩給法の一部改正)

6 恩給法(大正十三年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二十条第二項第二号中「内閣官房長官」を削り、「法制局長官」の下に「〇、総理府総務次長」を加える。

7 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項の表中

援護審査会

援護審査会

援護審査会

援護審査会

援護審査会

援護審査会

援護審査会

援護審査会

援護審査会

第十八条第一項を次のように改め、同条第二項中「各大臣」を「各省大臣」に改める。

各省に秘書官一人を置く。

8 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条の二〇第八号中「前二号」を「前三号」に改め、同条第九号とし、同条第七号の次に次の一号を加える。

八 ふ属に関する情報、調査等に関すること。

戦傷病者戦没者遺族等援護法の定めるところにより、議決し、及び厚生大臣に対して意見を述べること。

戦傷病者戦没者遺族等援護法の定めるところにより、議決し、及び厚生大臣に対して意見を述べること。

戦傷病者戦没者遺族等援護法の定めるところにより、議決し、及び厚生大臣に対して意見を述べること。

戦傷病者戦没者遺族等援護法の定めるところにより、議決し、及び厚生大臣に対して意見を述べること。

戦傷病者戦没者遺族等援護法の定めるところにより、議決し、及び厚生大臣に対して意見を述べること。

戦傷病者戦没者遺族等援護法の定めるところにより、議決し、及び厚生大臣に対して意見を述べること。

戦傷病者戦没者遺族等援護法の定めるところにより、議決し、及び厚生大臣に対して意見を述べること。

戦傷病者戦没者遺族等援護法の定めるところにより、議決し、及び厚生大臣に対して意見を述べること。

第三条第二項第三号中「内閣官房長官」を「総理府総務次長」に改める。

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第八十九条第二項第一号中「内閣官房長官」の下に「総理府総務次長」を加える。

国家公務員のための国庫宿舍に関する法律(昭和二十四年法律第百七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「内閣官房長官」を「総理府総務次長」に改め、同条第二項を削る。

第五十条第一項中「内閣官房長官」を「総理府総務次長」に改める。

第十号中「第二号」を次のように改める。

十二 総理府総務次長

(行政機関職員定員法の一部改正)

行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表〇〇総理府の項中「八八五五人」を「八五二一人」に、「二〇、三三〇人」を「二〇、二二〇人」に改め、同表〇〇厚生省の項中「四三、七〇六人」を「四三、七〇八人」に、「四三、五六七人」を「四三、五六八人」に改め、同表〇〇合計の項〇〇六四、三九七人」を「六四、三九五八人」に改める。

(引揚同僚対策審議会設置法の一部改正)

この法律の施行の際現に引揚同僚対策審議会の委員又は臨時委員である者は、この法律による改正

正後の引揚同僚対策審議会設置法第三条第四項又は第五項の規定により任命されたものとする。

「上原正吉君登壇、拍手」

〇上原正吉君 たいい議事となりまして、給与関係三法案及び行政機関関係二法案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を一括して御報告いたします。

まず、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、当委員会付託に先だつて、去る三月十五日、本院の本院議に上程、政府より趣旨説明があり、これに対して質疑応答が行われましたが、その後、衆議院において修正が加えられて、本院に送付されたものであります。

政府より当初提案せられた原案は、昨年七月十六日付の人事院勧告の趣旨にかんがみ、一般職国家公務員の俸給制度を職務の特殊性に基き、改正する点と、新制度への切りかえに当って必要な調整措置を講じようとするものであつて、その改正の要点を申し上げますと、その第一点は、現行の五種類の俸給表を合理化して、職務の特殊性に基き、八種類、十六表の俸給表を設けることとしたこと、その第二点は、現行の十五級の職務の級が、職務の段階の実態に即しないものがあるので、各俸給表ごとに、七等級を原則とする等級区分を設けることとしたこと、その第三点は、俸給表の各等級の俸給の幅を合理的なものにする点と、等級ごとに、これに

この政府原案に対する衆議院の修正の点も、俸給表のうちの、政府原案にありまして行政機関俸給表の(一)と、技能労働者俸給表の(一)とをそれぞれ一本に統合し、その呼称を変えたこと、その第二点は、初任給を、新高卒は三百円、新中卒は二百円それぞれ引き上げることとし、この関係から俸給表に若干の調整を加えたこと、その第三点は、地域給を廃止し、暫定手当を設けることとしたこと等であり、

次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法案は、一般職の職員の給与制度の改正に伴い、特別職の職員の給与について所要の改正を加えんとするものでありまして、その改正の要点は、東宮大夫、式部官長及び税務官につき、

適正な昇給金額及び一年を標準とする昇給期間を定める等、昇給制度を改めることとしたこと、その第四点は、職員の俸給を現俸給額から新俸給額へ切りかえるに当っては、原則として、現行の俸給表による二号上位の額を基礎として切りかえることとし、かつ切りかえ時期、または切りかえ後の昇給期間を調整する等の措置を講ずることとし、従つて、この切りかえ措置によつて、職員の俸給額は前年度に比し平均約六・二%の引き上げが行われる見込みであること、その第五点は、以上の趣旨に基き、この法律のほか、他の関係法律の改正を行うとともに、必要な経過措置を規定し、本年四月一日より施行せんとすること、政府原案の改正の要点は、以上の諸点であります。

この政府原案に対する衆議院の修正の点も、俸給表のうちの、政府原案にありまして行政機関俸給表の(一)と、技能労働者俸給表の(一)とをそれぞれ一本に統合し、その呼称を変えたこと、その第二点は、初任給を、新高卒は三百円、新中卒は二百円それぞれ引き上げることとし、この関係から俸給表に若干の調整を加えたこと、その第三点は、地域給を廃止し、暫定手当を設けることとしたこと等であり、

次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法案は、一般職の職員の給与制度の改正に伴い、特別職の職員の給与について所要の改正を加えんとするものでありまして、その改正の要点は、東宮大夫、式部官長及び税務官につき、

一般職の職員との権衡を考慮して、俸給月額を若干増額するほか、特別職の職員であつて、常勤を要する国家公務員として長期に在職した者に對し、特別手当を支給し得るようにする等、所要の改正を行ふとするものであります。

次に、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法案は、一般職の職員の給与制度の改正の趣旨に準じ、防衛庁職員の給与の改正を行ふとするものであります。その改正の要点は、参事官、自衛官等にそれぞれ適用される俸給表を、今までと同様に、これに對応する一般職の俸給表にならうて改正を行ふとともに、事務官等につきましても、今までと同様に、今回新たに制定される一般職の職員の俸給表によつて改正を行ふこととし、このほか俸給制度の改正に伴う新旧俸給額の切りかへ及び切りかへに伴う措置に關しましても、一般職の職員のそれに準じて定める等、所要の改正を行ふとするものであります。なお、以上の二法案につきましても、衆議院におきまして、一般職の職員の給与表の改正法案に對する修正と同趣旨の修正が加えられております。

内閣委員会は、前後九回、委員会を開きました。地方行政及び文教の各委員会と連合審査会を一回開き、この間、関係各府省大臣、人事院総裁、関係政府委員及び修正案の発議者の衆議院議員大平正芳君の出席を求めまして、本法案の審議に當りました。東大教授安藤良雄君は十一名の参考人より意見を聴取いたしました。本法案の審議におきましては、昨年七

月に行われた給与改訂に関する人事院勧告の趣旨及びこの勧告の内容と今回の改正案の内容との比較、地域給の廃止にかゝる暫定手当の性格とこの手当の今後の措置、市町村合併に伴う暫定手当の同一市町村内における不均衡是正、暫定手当に對する人事院の勧告権等、給与の基本問題に關する審議のほか、新俸給表における行政職、研究職、教育職、医療職等の各俸給表につきまして、各等級別に、その俸給額、昇給期間及びこれら各俸給表の整理統合の是非、非常勤職員の処遇、自衛官の俸給日額制の是非等の諸点につきまして、綿密な審議が行われましたが、その詳細は委員会會議録に譲ることといたします。

なお、市町村合併に伴う暫定手当の同一市町村内における不均衡是正の問題につきまして、田中自治庁長官より、新しくできた合併新市町村の地域内で不均衡のあることは、一體制が確認できないことでもあり、好ましくありません。政府としては、昭和三十三年度に、財源を用意して、責任をもつて一挙に全面的に解決する決意をしている旨、政府の所見が述べられました。

本日の委員会におきまして、三法案についての質疑を終了し、次いで討論に入りましたところ、まず、自由民主党を代表して大谷委員より、三法案に對する修正案並びに付帯決議案が提出せられ、修正部分を除いた三法案に賛成の旨の発言がありました。この修正案は、お手元に配付の印刷物によつて御了承願います。

なお、付帯決議案を便宜附説いたします。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に對する付帯決議

本案の実施に當つては、政府は、左の事項について必要な措置を講ずること。

一、昭和三十一年度以降における暫定手当については、これをすみやかに整理し、その本俸給額入れの措置を講ずること。

二、同一市町村における暫定手当の不均衡はすみやかにこれを是正すること。

三、寒冷地手当、石炭手当、薪炭手当の改善を図り、すみやかにこれを実施すること。

四、一般係員で現在六級以上の者は、原則として行政職俸給表(一)の七等級以上へ格付すること。なお、現在五級職で六級一号俸相当額以上の俸給月額を受けている者も、これとの均衡上七等級へ格付することを考慮すること。

五、行政職俸給表(一)に該當する職員で、鑑定、模写、工芸品製作、欧文ステノタイプその他高度の特殊技能を有する者及び配車係長その他技能関係の高度の管理的業務に従事するものは、行政職俸給表(一)を適用させること。

六、機器の運転操作その他技能を必要とする業務に従事する職員で現在六級以上の者は、原則として行政職俸給表(一)の三等級以上へ格付すること。なお、現在五級職で六級一号俸相当額以上の俸給月額を受けている者も、これとの均衡上三等級へ格付することを考慮すること。

七、翻訳職、専門職等組織上の役職のない職員で現在十一級の者は、行政職俸給表(一)の四等級に格付すること。なお、現在十級の者でもその職務の内容に應じて行政職俸給表(一)の四等級へ格付すること。

八、研究職員で、部長、課長、室長等の役職のない職員について、その研究業績、職務内容に應じて、研究職俸給表の四等級以上の等級へ格付すること。その他の研究職員についても教育職、医療職との均衡を考慮して格付すること。

九、医療職俸給表(一)において、院長、副院長、科長の役職のない医師についても、職務、経験の内容に應じて四等級以上に格付すること。医療職俸給表(一)についても前項に準じて扱うこととする。

十、海事職俸給表については、職務の特殊性に基いて、船舶区分を考慮して格付すること。

十一、行政職俸給表(一)の八等級から七等級への昇格については、原則として十二カ月昇給の期間で行うこと。なお、行政職俸給表(一)その他の俸給表についてもこれに準じて取扱うこと。

十二、新たに等級別定数を設定するときは、現在在職する職員の職務の級の実態を十分考慮すること。

十三、調整額の変更に當つては、現行調整額を下回らないよう考慮すること。

十四、前各号のほか、これらに準じて取扱うことを適当と認められるものについては、格付及び運用上十分考慮すること。

十五、一般職員の給与改訂に伴つて非常勤職員も同様の措置をする。

十六、看護婦、診療エックス線技師及び監察等の業務に従事する職員については、格付上特に考慮すること。

十七、改正旅費法中現行より不利となる部分については十分考慮すること。以上。

次に、日本社会党を代表して永岡委員及び緑風会を代表して竹下委員より、それぞれ修正三案と修正部分を除いた三法案並びに付帯決議案に賛成の旨の討論があり、なお、これに關連して政府に對し要望が述べられました。かくて討論を終り、まず、大谷委員提出の修正三案を順次採決いたしましたところ、全会一致をもつて可決すべきものと決定せられ、次いで、修正部分を除く衆議院送付の三法案を順次採決いたしましたところ、これまた全会一致をもつて可決すべきものと決定せられました。

なお、先に大谷委員より提出の決議案について採決いたしましたところ、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定せられました。

次に、国家行政組織法の一部を改正する法律案並びに内閣法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

この両法案は、政府が行政機構改革の一環として提出したものであります。この政府原案に對しまして、衆議院において修正議決し、当院に送付せられたものであります。まず、国家行政組織法の一部を改正する法律の政府原案の要点を申し上げます。

その第一点は、特に必要がある省には政務次官二人を置くことができること

するほか、別に法律の定めるところにより、事務次官補一人を置くことができるとすること、その第二点は、国務大臣をもつて長官とする庁については、特に必要がある場合には、その所轄のもとに委員会または庁を置くことができることとする、その第三点は、現在、官房または局中に暫定的に置かれていた部を恒久的にも置くことができること、その第四点は、審議会または協議会等のうち、臨時的なものについては政令で設置することができることなどであり、

本案に対する衆議院修正の要旨を申し上げますと、政務次官二人を置くことができる省を大蔵、農林及び通商産業の三省に限定すること、事務次官補に關する規定を削除すること、国務大臣をもつて長とする委員会に委員会及び庁を置くことができること、及び国務大臣をもつて長官とする庁の次長を事務次官とすることなどであり、

次に、内閣法等の一部を改正する法律の政府原案の要旨を申し上げますと、内閣官房及び総理府の機構を改正して、内閣官房長官及び内閣官房副長官は、もっぱら内閣制度の運営について、その政務と事務を見ることとし、一方、総理府には、その長たる内閣総理大臣の補佐者として、もっぱら総理府の政務と事務を見る総務長官及び総務長官の職務を助ける総務次官一人を新たに置くほか、内閣官房長官及び総

理府総務長官は、いずれも国務大臣をもつてこれに充て、内閣官房副長官を一人増員しようとするものであります。

本案に対する衆議院修正の要旨は、内閣官房長官及び総理府総務長官は、いずれも国務大臣をもつてこれに充てることができること、内閣官房副長官の増員は行わないこと、総務次官を総務副長官とし、さらにこれを一般職から特別職に改めること、及び国防会議の事務局を総理府から内閣にある国防会議に移すことなどであり、

内閣委員会は、本日の委員会におきまして、行政機構改革に関する現内閣の方針、本法案に現われている行政機構改革の主眼点、政務次官二人設置の理由、国務大臣を長とする庁に特別の取扱をする理由等の諸問題につき、質疑応答が重ねられました。その詳細は委員会会議録に譲ることといたします。

質疑を終り、討論に入りましたところ、自由民主党を代表して大谷委員より、国家行政組織法の一部を改正する法律案について修正案が提出せられ、修正部分を除いた原案及び内閣法等の一部を改正する法律案に賛成の旨の発言がありました。その修正案は、お手元に配付の印刷物によつて御了承願います。

次に、日本社会党を代表して秋山委員、緑風会を代表して竹下委員、次いで八木委員より、内閣法等の一部を改正する法律案には賛成、国家行政組織

法の一部を改正する法律案には反対の旨、それぞれ討論がありました。

かくて討論を終り、まず、大谷委員提出の国家行政組織法の一部を改正する法律案に対する修正案につき採決いたしましたところ、多数をもつて可決すべきものと決定せられました。決いで、修正部分を除く原案につき採決いたしましたところ、多数をもつて可決すべきものと決定せられました。

次に、内閣法等の一部を改正する法律案につき採決いたしましたところ、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定せられました。

以上御報告いたします。(拍手)

○副議長(寺尾豊君) 別に御発言もなければ、これより五案の採決をいたします。

まず、一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律案

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

以上、三案全部を問題に供します。

委員長の報告は、いずれも修正議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(寺尾豊君) 過半数と認めます。よつて三案は、委員会修正通り議決せられました。

○副議長(寺尾豊君) 次に、国家行政組織法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。委員長の報告は修正

議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(寺尾豊君) 過半数と認めます。よつて本案は、委員会修正通り議決せられました。

○副議長(寺尾豊君) 次に、内閣法等の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(寺尾豊君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて可決せられました。

○副議長(寺尾豊君) 日程第二、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

日程第三、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上、兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(寺尾豊君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長山本米治君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第三十八条により送付する。

昭和三十三年四月二十三日

衆議院議長 益谷 秀次
参議院議長 松野鶴平殿

(小字及び一は衆議院修正)

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

第二条の次に次の一条を加える。

第二条の二 最高裁判所は、前条の規定にかかわらず、判事がその最高額の報酬を受けるに至つた時から長期間を経過した場合に支給すべき報酬として、一般の官吏の例に準じて、その最高額を超える報酬月額を定めることができる。

第三条中「報酬の号」の下に「又は報酬月額」を加える。

第九条中「第十六号を「第十五号」に改め、同条に次の一項を加える。

2 寒冷地に在動する高等裁判所長官には、一般の官吏の例に準じて、最高裁判所の定めるところにより、寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当を支給する。

第十五条中「四万七千五百円又は四万二千七百円を、五万一千円又は四万四千四百円」に、「六万九千円」を「六万二千四百円」に改める。

別表を次のように改める。

入〇一

昭和三十三年五月十八日 参議院會議録第三十八号 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案外一件

別表

区 分	最 高 裁 判 所 長 官	最 高 裁 判 所 判 事	東 京 高 等 裁 判 所 長 官	そ の 他 の 高 等 裁 判 所 長 官	判 事					判 事 補												
					一 号	二 号	三 号	四 号	五 号	一 号	二 号	三 号	四 号	五 号	六 号	七 号	八 号	九 号	十 号	一 号	二 号	三 号
報 酬 月 額	一 一 〇 、 〇 〇 〇 円	八 八 、 〇 〇 〇 円	八 二 、 〇 〇 〇 円	七 八 、 〇 〇 〇 円	七 二 、 〇 〇 〇 円	六 七 、 二 〇 〇 円	六 二 、 四 〇 〇 円	五 七 、 六 〇 〇 円	五 三 、 二 〇 〇 円	四 一 、 〇 〇 〇 円	三 七 、 〇 〇 〇 円	三 三 、 五 〇 〇 円	三 〇 、 四 〇 〇 円	二 八 、 四 〇 〇 円	二 六 、 二 〇 〇 円	一 三 、 六 〇 〇 円	一 九 、 三 〇 〇 円	一 八 、 三 〇 〇 円	一 六 、 三 〇 〇 円	五 七 、 六 〇 〇 円	五 三 、 二 〇 〇 円	五 一 、 〇 〇 〇 円

簡易裁判所判事									
四 号	五 号	六 号	七 号	八 号	九 号	十 号	十一 号	十二 号	十三 号
四四、四〇〇円	四一、〇〇〇円	三七、〇〇〇円	三三、五〇〇円	三〇、四〇〇円	二八、四〇〇円	二六、二〇〇円	二三、六〇〇円	一九、三〇〇円	一八、三〇〇円
									一六、三〇〇円

附 則

1 この法律は、〇公布の日から起算して、
月一日から施行する。

2 昭和三十三年三月三十一日にお
いて改正前の別表に掲げる二号か
ら十一号までの報酬を受ける判事
補及び六号から十五号までの報酬
を受ける簡易裁判所判事の同年四
月一日における報酬の号は、判事
補についてはそれぞれ一号、二
号、三号、四号、五号、六号、七
号、八号、九号及び十号とし、簡
易裁判所判事についてはそれぞれ
五号、六号、七号、八号、九号、
十号、十一号、十二号、十三号及
び十四号とする。同日以後この法律の
施行の日までの間に改正前の別表に掲げる二
号から十一号までの報酬を受けるに至つた判

事補及び六号から十五号までの報酬を受ける
に至つた簡易裁判所判事のその受けるに至つ
た日における号についても、同様である。
裁判官が昭和三十三年四月一日以後の分と
してすでに支給を受けた報酬その他の給付の号と
は、この法律による報酬その他の給付の内払
とみなす。

〔審査報告書は都合により追録に
掲載〕

検察官の俸給等に関する法律の一
部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれ
を修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付
する。

昭和三十三年四月二十三日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野 鶴平 殿

（小字及び は衆議院修正）

検察官の俸給等に関する法律の一
部を改正する法律案

検察官の俸給等に関する法律の
一部を改正する法律

検察官の俸給等に関する法律（昭
和二十三年法律第七十六号）の一部
を次のように改正する。

第一条中「第十六号」を「第十五
号」に改め、同条に次の一項を加え
る。

2 寒冷地に在勤する検事長には、
一般官吏の例により、寒冷地手
当、石炭手当及び薪炭手当を支給
する。

第二条の次に次の一条を加える。

第二条の二 検事がその最高額の俸
給を受けるに至つた時から長期間
を経過した場合においては、一般
官吏の例により、その最高額を超
える月額の俸給を支給することが
できる。

第三条第一項を次のように改め
る。

法務大臣は、初任給、昇給その
他検察官の給付に関する事項につ
いて必要な準則を定め、これに従
つて各検察官の受くべき俸給の号
等を定める。

第四条中「及び勤務地手当」を削る。

第九条中「四万二千七百円」を「五
万一千円又は四万四千四百円」に改
める。

別表を次のように改める。

別表

検 事		区 分	俸 給 月 額
検 事 長	一	一	八八、〇〇〇円
次 長	二	二	七五、〇〇〇円
検 事 長	三	三	七三、〇〇〇円
東京高等検察庁検事長	四	四	七八、〇〇〇円
その他 検 事 長	五	五	七五、〇〇〇円
一	六	六	六七、二〇〇円
二	七	七	六二、四〇〇円
三	八	八	五七、六〇〇円
四	九	九	五三、二〇〇円
五	十	十	五一、〇〇〇円
六	十一	十一	四四、四〇〇円
七	十二	十二	四一、〇〇〇円
八	十三	十三	三七、〇〇〇円
九	十四	十四	三三、五〇〇円
十	十五	十五	三〇、四〇〇円
十一	十六	十六	二八、四〇〇円
十二	十七	十七	二六、二〇〇円
十三	十八	十八	二三、六〇〇円
十四	十九	十九	一九、三〇〇円
十五	二十	二十	一八、三〇〇円
十六	二十一	二十一	一六、三〇〇円
一	二十二	二十二	四一、〇〇〇円
二	二十三	二十三	三七、〇〇〇円
三	二十四	二十四	三三、五〇〇円
四	二十五	二十五	三〇、四〇〇円
五	二十六	二十六	二八、四〇〇円

副 検 事

六	七	八	九	十	十一	十二
二六、二〇〇円	二三、六〇〇円	一九、三〇〇円	一八、三〇〇円	一六、三〇〇円	一五、三〇〇円	一四、三〇〇円

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して、
月一日から施行する。

2 昭和三十三年三月三十一日において改正前の別表に掲げる八号から十八号までの俸給を受ける検事及び二号から十四号までの俸給を受ける副検事の同年四月一日における俸給の号は、次の表に定めるところとする。同日以後この法律の施行の日までの間に改正前の別表に掲げる八号から十八号までの俸給を受けるに至つた検事及び二号から十四号までの俸給を受けるに至つた副検事のその受けるに至つた日における号についても、同様である。

検 事	区 分
十三号	八号
十二号	七号
十一号	六号
十号	五号
九号	四号
八号	三号
七号	二号
六号	一号
五号	〇号
四号	〇号
三号	〇号
二号	〇号
一号	〇号
〇号	〇号

副 検 事

十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	〇号
十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	〇号

3 検察官には、当分の間、一般官吏の例に準じて法務大臣が法務大臣と協議して定めるところにより、暫定手当を支給する。

4 前項の規定により検察官に暫定手当が支給される間、改正後の第四条中「扶養手当」とあるのは「扶養手当及び暫定手当」と読み替へて、同条の規定を適用する。

5 検察官が昭和三十三年四月一日以後の分としてすでに支給を受けた俸給その他の給付は、この法律による俸給その他の給付の内払とみなす。

〔山本米治君登壇、拍手〕

○山本米治君 たいまつ議題となりまして裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

御承知のごとく、政府は、人事院勧告の趣旨に鑑み、一般の政府職員に給付体系を改訂し、給付について必要な調整措置を講ずる必要を認め、今国会に、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を提出したのであります。が、裁判官及び検察官につきましても、一般の政府職員に例にならぬ、その報酬または俸給の額等を改正する必要があると認めて、この両法律案が提出されたのであります。

改正の要点は、両案とも、まず第一に、認証官及び判事一号、検事特等を除く裁判官及び検察官の報酬または俸給の月額を、一般の政府職員の給与とおおむねひとしい比率によって増額しようとする点。第二に、報酬または俸給が頭打ちとなつてゐる最上位の判事に対して、一般の政府職員の例に準じ、その最高額をこえる報酬または俸給を支給する道を開く点。第三に、長年勤続の認証官以上の裁判官及び検察

昭和三十三年五月十八日 参議院會議録第三十八号

公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法の一部を改正する法律案 交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案

八〇四

官に対して、特別職の職員の例に準じ、新たに特別手当を支給しようとする。第三に、寒冷地に在勤する高等裁判所長官及び検事長に對し、新たに寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当を支給しようとする。こと等であり、以上が政府提出案の要点であります。

以上が政府提出案の要点であります。が、これに對し、衆議院におきましては、俸給上の均衡を考慮し、認証官である次長検事及び東京を除く検事長の現行俸給月額七万三千円を七万五千円に修正の上送付して参つたのであります。

さて、委員会の審議に當りましては、各委員より適切な質疑が行われ、特に一松委員からは、裁判官及び検察官の待遇改善の必要性について熱心な質疑が行われましたが、これが詳細は會議録によつて御承知願ひたいと存じます。

かくて討論を省略し、両法案を一括採決いたしましたところ、全会一致をもつて両法案とも衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、この決定に引き続いて、委員会は、一松委員の動議により、両法案に對し、それぞれ次のような付帯決議を付することを全会一致をもつて可決いたしました。

第一、裁判官に負荷される司法の使命の重要性にかんがみ、政府は、すみやかに次の諸点に留意し、裁判官の待遇を改善是正することに鋭意努力すべきである。

(一)法曹一元の理想を推進するため、最高裁判所の裁判官の優遇策を

措置し、特に普通恩給年限を國務大臣のそれとの均衡を得るようには正すこと。

(一)高等裁判所長官、地方並に家庭各裁判所長、その他経験年数等に對し、これらに準ずる裁判官の報酬は、一般職の上位の職員の給手に比し、はなはだしく均衡を欠くに至つてゐるので、その報酬を相当程度引き上げること。

(二)その他下級裁判所の裁判官をして安んじて職務に専念させるため、その待遇を檢討し、実質給手の引き上げ及び報酬体系の是正をはかること。

第二、検事長及び検事正その他経験年数等において、これらの者に準ずる検察官の給手は、一般職の上位にある職員の給手に比し、はなはだしく均衡を欠くに至つてゐるので、政府は、これら検察官の職責の重要性にかんがみ、すみやかにその待遇を是正する措置を講ずべきである。

これに對し、法務当局より、右の決議の趣旨に沿うべく努力する旨の意向の開陳がありました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○副議長(寺尾豊君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。

両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○副議長(寺尾豊君) 総員起立と認めます。よつて両案は、全会一致をもつて可決せられました。

○副議長(寺尾豊君) 日程第四、公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法

の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。文、委員長の報告を求めます。文教委員会理事矢嶋三義君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法の一部を改正する法律案 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和三十三年五月十四日
衆議院議長 益谷 秀次
参議院議長 松野鶴平殿

公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法の一部を改正する法律案 公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法の一部を改正する法律案

公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法(昭和三十三年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。
第五條第一項中「五月一日」の下に「政令で定める集团的な住宅の建設により五月二日以降政令で定める日までの間に新たに校舎の不足を生じた場合には、文部大臣の定める日」を加える。

附則
この法律は、公布の日から施行する。
〔矢嶋三義君登壇、拍手〕

○矢嶋三義君 ただいま議題となりました公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、文教委員会における審議の

経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、政府の本法案提出の理由とその内容について御説明いたします。近年、地方公共団体等の行住住宅の建設によつて、一つのまとまつた地域に、相当多数の住宅が集团的に建築され、その近隣の小学校では、校舎の増築を必要とする例が多くなつたのでございませう。

本法案は、このような事情から発生する不正常授業の解消に對する補助金算定の基礎として、当該年度の五月一日現在の児童数をとる現行法の建前に對し、五月二日以降の日における児童数をとり得るよう、特別の規定を設けようとするものであります。

委員会におきましては、各委員から熱心な質疑が展開されたのであります。が、質疑応答の詳細は會議録をごらん願ひたいと存じます。

かくて討論に入りましたが、矢嶋委員から本案に賛成の意見を述べ、かつ各会派を代表して、次の付帯決議を付することの動議を提出しました。付帯決議案を朗讀いたします。

政府は、義務教育の重要性と地方財政の実情にかんがみ、すみやかに次の措置を講ずべきである。

一、公立義務教育諸学校の施設の整備に必要な経費の二分の一を国の負担とするよう関係法を整理し、もつて義務教育費国庫負担法の趣旨を完全に実現すること。
二、公立義務教育諸学校における校地の購入に要する経費を、国庫補助または起債の対象とすること。
右決議する。

続いて採決の結果、本法案は、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、各派共同提案の付帯決議案も全会一致、これを委員会の決議とすることに決しました。

右、御報告申し上げます。(拍手)
○副議長(寺尾豊君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○副議長(寺尾豊君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて可決せられました。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕
交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和三十三年五月十五日
衆議院議長 益谷 秀次
参議院議長 松野鶴平殿

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案

交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第三條中「及び地方道路税」を、「地方道路税及び特別とん税」に、「及び地方道路譲与税法(昭和三十一年法律第百三十三号)による地方道路譲与税の譲与金」を、「地方道路譲与税法(昭和三十一年法律第百三十三号)による地方道路譲与税の譲与金及び特別とん譲与税法(昭和三十一年法律第百三十三号)による特別とん譲与税の譲与金」に改める。

第四條中「百分の二十五」を「百分の二十六」に改める。

附則

この法律は、公布の日から起算して、改正後の第三條及び第四條の規定は、昭和三十一年度分の予算から適用する。

〔廣瀬久忠君登壇、拍手〕

○廣瀬久忠君 たいい議論となりました交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、今回、特別とん譲与税に関する制度が創設され、また、地方交付税率を百分の二十五から百分の二十六に引き上げられるに伴い、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、特別とん税の経理を行うため所要の規定を設けるほか、昭和三十一年度以降、一般会計から、この会計に繰り入れる地方交付税の算出割合を百分の二十六にしようとするものであります。

委員会における審議の詳細は、会議録によつて御承知を願います。

質疑を終了し、討論、採決の結果、多量をもつて衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(寺尾豊君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(寺尾豊君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○副議長(寺尾豊君)

日程第六、東北興業株式会社法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員会理事西川弥平治君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

東北興業株式会社法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和三十一年四月二十七日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平殿

(小字は衆議院修正)

東北興業株式会社法の一部を改正する法律案

東北興業株式会社法の一部を改正する法律

東北興業株式会社法(昭和十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東北興業株式会社法

第一条から第三条までを次のように改める。

第一条 東北興業株式会社ハ東北地方ノ開発ヲ促進シ国民経済ノ発展ニ寄与スル為同地方ニ於ケル殖産興業ニ必要ナル事業ヲ営ムコトヲ目的トスル株式会社トス

第二条 本法ニ於テ東北地方トハ青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及新潟県ノ区域トス

第三条 東北興業株式会社(以下「会社」と称ス)ノ株式ハ額面株式トス

政府ハ予算ノ範圍内ニ於テ会社ニ對シ出資スルコトヲ得

第四条中「東北興業株式会社」を「会社」に、「帝國臣民」を「日本国民」に、「帝國法人」を「日本法人」に改める。

第五条中「東北興業株式会社」を「会社」に、「政府」を「内閣総理大臣」に改める。

第一章中第五条の次に次の一条を加える。

第五条ノ二 会社ニ非ザル者ハ東北興業株式会社ノ名称ヲ以テ其ノ商号ト為スコトヲ得ズ

第六条を次のように改める。

第六条 会社ニ左ノ役員ヲ置ク

一 理事七人以上

内總裁一人副總裁一人

二 監事二人以内

第七條第一項を次のように改める。

總裁ハ会社ヲ代表ス

第七條第三項を次のように改め、同條第四項中「東北興業株式会社ノ業務」を「会社ノ會計」に改める。

理事ハ理事会ヲ構成シ会社ノ業務執行ヲ決ス

第八條を次のように改める。

第八條 總裁及副總裁ハ内閣総理大臣ノ任命シ其ノ他ノ理事及監事ハ株主中ヨリ株主總會ニ於テ候補者ヲ選舉シ内閣総理大臣其ノ中ヨリ之ヲ命ズ

理事ノ任期ハ四年監事ノ任期ハ二年トス

第九條中「總裁、副總裁及理事」を「理事」に、「他ノ職務又ハ商業」を「他ノ報酬アル職務又ハ營業」に、「政府」を「内閣総理大臣」に改める。

「第三章 營業」を「第三章 事業」に改める。

第十條各号列記以外の部分中「東北興業株式会社」を「会社」に改め、同條第五号中「振興」を「開発」に改め、同号を同條第六号とし、同條第四号の次に次の一号を加える。

五 産業立地条件ヲ整備スル為必要ナル施設ニ関スル事業

「第四章 東北興業債券」を「第四章 東北開発債券」に改める。

第十一條を次のように改める。

第十一條 会社ハ商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百九十七條ノ規定ニ依ル制限ニ拘ラズ資本及準備金ノ總額ノ五倍ヲ限リ東北開發債券ヲ發行スルコトヲ得

第十二條中「東北興業債券」を「東北開發債券」に改める。

北開發債券」に、「政府」を「内閣総理大臣」に改める。

第十二條ノ二及び第十三條中「東北興業債券」を「東北開發債券」に改める。

第十四條中「東北興業債券」を「東北開發債券」に、「東北興業株式会社」を「会社」に改め、同條に次の一項を加える。

前項ノ先取特權ノ順位ハ民法(明治二十九年法律第八十九号)ノ規定ニ依ル一般ノ先取特權ニ次グモノトス。

第十五條中「東北興業株式会社」を「会社」に、「東北興業債券」を「東北開發債券」に改める。

第十六條中「東北興業株式会社」を「会社」に、「毎營業年度」を「毎決算期」に改める。

第十七條中「政府ハ東北興業株式会社」を「内閣総理大臣ハ本法ニ定ムル所ニ依リ会社」に改める。

第十八條を次のように改める。

第十八條 会社新株ヲ發行セントスルトキ、弁済期限一年ヲ超ユル資金ノ借入ヲ為サントストキ又ハ命令ヲ以テ定ムル重要ナル財産ヲ讓渡シ担保ニ供シ若ハ有償ニテ取得セントストキハ内閣総理大臣ノ認可ヲ受クベシ

第十九條中「定款ノ變更」の下に「資本ノ減少」を加へ、「政府」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十條中「東北興業株式会社ハ政府」を「会社ハ内閣総理大臣」に改める。

第二十一條を次のように改める。

第二十一條 会社ハ毎營業年度開始前三事業計画、資金計画及収支予

昭和三十一年五月十八日 参議院會議録第三十八号 東北興業株式会社法の一部を改正する法律案

算ヲ設定シ内閣總理大臣ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントストキ亦同シ

第二十一条の次に次の一条を加える。

第二十一条ノ二 会社ハ毎營業年度終了後三月以内ニ其ノ營業年度ノ財産目録、貸借対照表及損益計算書並營業報告書ヲ内閣總理大臣ニ提出スベシ

第二十二條中「政府ハ東北興業株式會社」を「内閣總理大臣ハ會社」に、「振興上」を「ノ開發促進上」に改める。

第二十三條を次のように改める。

第二十三條 會社ノ業務ヲ監視セシムルタメ別ニ法律ノ定ムル所ニ依リ東北開發株式會社監理官ヲ置ク

第二十四條中「東北興業株式會社監理官」を「東北開發株式會社監理官」に、「東北興業株式會社」を「會社」に改める。

第二十五條中「政府ハ東北興業株式會社」を「内閣總理大臣ハ會社」に改める。

第二十五條ノ二を次のように改める。

第二十五條ノ二 會社ハ法人に對する政府の財政援助の制限に關する法律第一條ノ規定ニ拘ラズ毎決算期ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ニ對シ年百分ノ六ノ割合ニ達スル迄政府ノ所有スル株式ニ對シ利益ノ配當ヲ為スコトヲ要セズ

合テ超エテ配當シ得ベキ利益金額ヲ政府以外ノ者ノ所有スル株式ニ對シテハ一政府ノ所有スル株式ニ對シテハ五ノ割合ヲ以テ配當スベシ但シ政府ノ所有スル株式ニ對スル利益ノ配當ガ年百分ノ十ノ割合ヲ超ユルコトナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二十六條を次のように改める。

第二十六條 内閣總理大臣第十二條又ハ第十八條乃至第二十一條ニ定ムル認可ヲ為サントストキハ大藏大臣ト協議スベシ但シ第十九條ニ定ムル認可ニ付テハ資本ノ減少ノ決議ニ係ルモノニ限ル

第二十六條ノ二及ビ第二十六條ノ三を削る。

第二十七條各号列記以外の部分中「東北興業株式會社」を「會社」に、「百円以上二千円以下」を「三十万円以下」に改め、「副總裁又ハ理事ノ分掌業務ニ係ルトキハ副總裁又ハ理事ヲ過料ニ処スルコト亦同シ」を削り、同條第三号及ビ第四号中「東北興業債券」を「東北開發債券」に改める。

第二十八條中「東北興業株式會社ノ總裁、副總裁及理事」を「會社ノ理事」に、「二十円以上二百円以下」を「三十万円以下」に改める。

第二十九條を次のように改める。

第二十九條 會社ノ理事、監事其ノ他ノ職員其ノ職務ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求シ若ハ約束シタルトキハ三年以下ノ懲役ニ処ス因テ不正ノ行為ヲ為シ又ハ相當ノ行為ヲ為サザリシトキハ五年以下ノ懲役ニ処ス

沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ額ヲ追徴ス

第二十九條の次に次の二條を加える。

第二十九條ノ二 前條第一項ノ賄賂ヲ供与シ又ハ其ノ申込若ハ約束ヲ為シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ三十万円以下ノ罰金ニ処ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕シ又ハ免除スルコトヲ得

第二十九條ノ三 第五條ノ二ノ規定ニ違反シタル者ハ五万円以下ノ過料ニ処ス

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範圍内において政令で定める日から施行する。

2 改正後の東北開發株式會社法第五條ノ二の規定は、この法律の施行の際現にその商号中に東北開發株式會社という文字を使用している者については、この法律の施行の日から起算して六月間は、適用しない。

(登録税の免除)

3 この法律による商号の變更に伴い必要な登記については、登録税を免除する。

(罰則の経過規定)

4 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

(建設省設置法の一部改正)

6 建設省設置法(昭和二十三年法律百十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第四号を次のように改める。

四 削除

第四條第三項中「第四号」を「第五号」に改める。

(經濟企画庁設置法の一部改正)

7 經濟企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を次のように改正する。

第四條第二十号への次に次のように加える。

ト 東北開發株式會社法(昭和十一年法律第十五号)

第九條第四号の次に次の一号を加える。

五 東北開發株式會社を監督すること。

第十二條に次の二項を加える。

7 開發部に東北開發株式會社監理官一人を置く。

8 東北開發株式會社監理官は、命を受け、東北開發株式會社法第二十四條に定める事務を行う。

(登録税法の一部改正)

9 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第六條第十一号中「東北興業債券」を削る。

(經濟關係罰則の整備に關する法律の一部改正)

10 經濟關係罰則の整備に關する法律(昭和十九年法律第四号)の一部を次のように改正する。

別表乙号中「東北興業株式會社」を削除に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

11 租税特別措置法(昭和三十一年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第八十四條中「及び株式會社科學研究所を、株式會社科學研究所及び東北開發株式會社」に改め、同條に次の一項を加える。

2 東北開發株式會社が發行する社債で、商法第三百三條の規定による払込があつた日(売出の方法により發行した場合においては、売出満了の日)から最終の償還期限に至る期間が一年をこえるものの払込の登記について、登録税の額は、登録税法第六條第十一号の規定にかかわらず、千分の一・五とする。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の一部改正)

12 私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第六條中「東北興業株式會社」を「東北開發株式會社」に改める。

○西川弥平治君登壇、拍手

ました東北興業株式會社法の一部を改

正する法律案につきまして、商工委員会における審議の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、本法律案の概略を、提案理由によりまして御説明いたします。

御承知の通り、東北興業株式会社は、東北地方の振興をはかるため、同地方における殖産興業を目的として、昭和十一年に設立された会社であります。政府の財政援助のもとに、東北地方の振興に關する各種の事業の經營と投資を行なつて、同地方の産業振興に従事してきたのであります。戦後、国内經濟事情の激變と、法人に対する政府の財政援助の打ち切りとが、会社の經營事情の悪化を招き、事業を整備縮小して参つたのであります。昨年、第二十四回会において、会社の發行する債券の元利支払いについて、政府が保証することができるよう法律の改正が行われましたので、会社の事業資金が円滑に調達され、事業の推進が期待されているのであります。しかしながら、東北地方の資源及び産業につきましても、その現況より見て、さらに積極的にその開發を促進することが、國民經濟の發展上緊要と考へるものであります。このため、東北興業株式会社につきまして、その名称を變更し、会社の行方事業の範圍を拡大する等、所要の規定を整備する必要があると考へるものであります。

以上がこの法律案の提案理由であります。次に、この法律案の要旨を御説明いたします。

改正の第一は、会社の名称を東北開発株式会社と改めるとともに、会社の目的を明確にし、東北地方の定義を明らかにすることであり、改正の第

二は、会社に対し、政府が予算の範圍内において出資することができるようを明記することであり、改正の第三は、会社の行方事業の範圍を拡大し、新たに産業立地条件を整備するため必要な施設に關する事業を加へることであり、改正の第四は、政府の所有する会社の株式について、後配株の制度を復活することであり、改正の第五は、会社の監督は、内閣總理大臣が行うものとし、經濟企画庁長官がこれを補佐することとするともに、会社の監督に關する規定を整備することであり、

本法律案につき、委員会においては、きわめて慎重に審議をいたしましたが、その質疑は、主として東北興業株式会社の過去の業績と、新発足する東北開発株式会社の今後の事業計画の内容について行われ、特に会社の人員配置、セメント事業、東北ドックの事業の進捗状況について詳細なる説明を求め、さらに今後の新規事業の計画、別に東北開発促進法によつて設置される予定の東北開発審議会の構成並びに運営方針等について熱心な質疑が行われたのであります。その詳細は會議録に譲りたいと存じます。

かくて、質疑を終了し、討論に入り、またところ、近藤委員より、「各派共同提案の付帯決議を付して賛成する」旨の発言があり、決議案として、政府は、本法の施行に当り特に左記の諸点に留意すべきである。

一、經營の刷新、人員配置の適正化を期し、特に会社幹部の現地指揮の体制を強化すべきである。

二、企業の合理化を徹底的に行うとともに、東北開発に真に必要な事業を重点的かつ強力的に実施せしめること。

を期され、さらに、「今後、人事刷新、陣頭指揮がぜひとも必要であり、かつ企業を合理化し、經營を能率的にする」とともに、これから行方新規事業に対しては、特に慎重を期することを強く要望する」との意見の開陳が行われたのであります。また、西川委員より、自由民主党を代表して、「本法案に賛成する」旨を述べられ、「本法案によつて、恵まれざる東北民の福利増進を期待する」との意見の開陳がありました。さらに豊田委員よりは、緑風会を代表して「賛成するものであるが、人材の配置、經營の能率を増進することを切に要望する」との意見が述べられました。

以上で討論を終り、採決しましたところ、全会一致をもって、衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

次いで、近藤委員提案になる各派共同の付帯決議案を採決いたしましたところ、全会一致で商工委員会の決議とすることに決定いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(寺尾豊君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(寺尾豊君) 議員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもって可決せられました。

○副議長(寺尾豊君) この際、日程に追加して、準備預金制度に關する法律案

預金等に關する不当契約の取締に關する法律案

臨時通貨法の一部を改正する法律案

トランプ類稅法案(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上、四案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(寺尾豊君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長廣瀬久忠君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

準備預金制度に關する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年五月十六日

衆議院議長 益谷 秀次

參議院議長 松野鶴平殿

準備預金制度に關する法律案

準備預金制度に關する法律

(目的)

第一条 この法律は、通貨調節手段としての準備預金制度を確立し、わが國の金融制度の整備を図るとともに、國民經濟の健全な發展に資することを目的とする。

二年法律第二十一号) 第二条の規定による免許を受けた銀行をいう。並びに長期信用銀行(長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)に規定する長期信用銀行をいう。)、外国為替銀行(外国為替銀行法(昭和二十九年法律第六十七号)に規定する外国為替銀行をいう。)、相互銀行、信用金庫、信用金庫連合会、農林中央金庫及び商工組合中央金庫のうち政令で定めるものをいう。

2 この法律において「法定準備預金額」とは、指定金融機関がこの法律の規定により保有しなければならない日本銀行に対する預け金の最低額をいう。

3 この法律において「準備率」とは、指定金融機関の預金(外貨預金その他の政令で定める預金を除き、貯金及び定期預金を含む。以下同じ)の額に対する当該指定金融機関の法定準備預金額の比率をいう。

4 この法律において「定期性預金」とは、払戻について期限の定めがある預金で政令で定めるもの及び定期預金をいう。

(日本銀行預け金の保有義務)

第三条 指定金融機関は、日本銀行が次条の規定により準備率を定めた場合には、第七条第一項に規定する方法で計算した法定準備預金額以上の金額を、日本銀行に対する預け金として保有しなければならない。

(準備率の設定、變更又は廃止)

第四条 日本銀行は、通貨の調節を図る必要があると認める場合

には、準備率を設定し、変更し、又は廃止することができる。

2 前項の準備率は、百分の十をこえることができない。

3 日本銀行は、第一項の規定により準備率を設定し、変更し、又は廃止しようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

第五條 日本銀行は、前条の規定により準備率を設定し、変更し、又は廃止する場合に、定期性預金及びその他の預金の別又は政令で定める指定金融機関別に設定し、変更し、又は廃止することができる。

(公告)

第六條 第四條の規定による準備率の設定、変更又は廃止は、日本銀行の公告によつて行ふ。

(法定準備預金等の計算方法)

第七條 指定金融機関の法定準備預金額は、当該指定金融機関のその月中の毎日(当日が休日のときは前日。以下次項において同じ)の終業時の預金の残高にそれぞれその日における準備率を乗じて得た金額の合計額を、その月の日数で除して計算する。この場合において、その月のうちに準備率が定められていない日があるときは、その日については、準備率を零として計算するものとする。

2 指定金融機関の第三條に規定する日本銀行に対する預け金の額は、その月の政令で定める日から起算して一月間の毎日の終業時における当該指定金融機関に係る日本銀行の預り金(政令で定めるもの

を除く)の残高の合計額を、当該期間の日数で除して計算する。(預け金の額が不足する場合の措置)

第八條 前条第二項の規定により計算した指定金融機関の日本銀行に対する預け金の額が同条第一項の規定により計算した当該指定金融機関の法定準備預金額に達しない場合には、当該指定金融機関は、その不足額について、当該法定準備預金額の計算の基礎となつた月の日数に應じ、その月の末日における日本銀行の商業手形についての割引歩合に日歩一銭を加えた歩合により計算した金額を、政令で定めるところにより、日本銀行に納付しなければならない。

2 日本銀行は、前項の規定により納付された金額を、政令で定めるところにより、政府に納付しなければならない。

3 第一項の規定により日本銀行に納付された金額又は前項の規定により日本銀行が納付した金額は、日本銀行の法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)による所得の計算上、それぞれ益金又は損金に算入しない。

(報告書の提出)

第九條 指定金融機関は、政令で定めるところにより、その預金又は日本銀行に対する預け金の状況に関する報告書を日本銀行に提出しなければならない。

(政令への委任)

第十條 この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 日本銀行法(昭和十七年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第十三条ノ三第六号を次のように改める。

六 準備預金制度に関する法律

第四條ノ規定ニ依ル準備率ノ設定、変更又ハ廃止

3 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第四條中第五十八号を第五十九号とし、第三十八号から第五十七号までを一号ずつ繰り下げ、第三十七号の次に次の一号を加える。

三十八 準備預金制度の運用を監督すること。

第十二條第一項中第十四号を第十五号とし、第十一号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 日本銀行の行の準備率の設定、変更又は廃止を認可すること。

第十五條第二項中「第五十三号及び第五十四号」を「第五十四号及び第五十五号」に改める。

第十六條第二項中「第五十五号から第五十七号」を「第五十六号から第五十八号」に改める。

第二十九條中「第四十一号」を「第四十二号」に改める。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

預金等に係る不当契約の取締に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和三十三年五月十五日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野 鶴平殿

預金等に係る不当契約の取締に関する法律案

(定義)

第一條 この法律において「金融機関」とは、銀行、信託会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第九條の九第一項第一号の事業を行ふ協同組合連合会その他預金等の受入及び資金の融通を業とする者をいう。

2 この法律において「預金等」とは、預金、貯金、定期預金、相互銀行法(昭和二十六年法律第九十九号)第二條第一項第一号に規定する掛金及び信託業法(大正十一年法律第六十五号)第九條に規定する契約による金銭信託をいう。

3 この法律において「特別の金銭上の利益」とは、利息、手数料、礼金その他いづれの名義をもつてするかを問はず、預金等をする者が当該預金等に関し次に掲げるもののほかに受ける金銭上の利益をいう。

一 臨時金利調整法(昭和二十二年法律第八十一号)第二條の規定により定められた最高限度の金利による利息(定期預金にあつては、その契約に係る給付金額から払込金の金額の合計額を控除した金額に相当するもの)及び配当

二 相互銀行法第三條の規定による免許を受ける際に認められ、又は同法第九條第三号の規定によりその変更について認可を受けた最高限度の掛金の利率による利益(掛金契約に係る給付金額から掛金の金額の合計額を控除した金額に相当するものをいう)。

三 割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第四十三号)第二條第二項に規定する割増金附貯蓄につき受ける割増金

(預金等に係る不当契約の禁止)

第二條 金融機関に預金等をする者は、当該預金等に関し、特別の金銭上の利益を得る目的で、特定の第三者と通じ、当該金融機関を相手方として、当該預金等に係る債権を担保として提供することなく、当該金融機関がその者の指定する特定の第三者に対し資金の融通をし、又は当該第三者のために債務の保証をすべき旨を約してはならない。

2 金融機関に預金等をする者について媒介をする者は、当該預金等に関し、当該預金等をする者に特別の金銭上の利益を得させる目的で、特定の第三者と通じ、又は自己のために、当該金融機関を相手方

として、当該預金等に係る債権を担保として提供することなく、当該金融機関がその者の指定する特定の第三者若しくは自己に対し資金の融通をし、又はその者の指定する特定の第三者若しくは自己のために債務の保証をすべき旨を約してはならない。

第三条 金融機関は、預金等をし、又はその媒介をする者で前条第一項又は第二項に規定する目的を有するものを相手方として、当該預金等に係る債権を担保とすることなく、これらの規定に規定する旨を約してはならない。

(罰則)

第四条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二条の規定に違反した者
二 いずれの名義又は方法をもつてするかを問わず、第二条の規定の禁止を免かれる行為をした者

第五条 次の各号の一に該当する場合に、その違反行為をした金融機関の役員又は職員は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条の規定に違反したとき
二 いずれの名義又は方法をもつてするかを問わず、第三条の規定の禁止を免かれる行為をしたとき

2 金融機関の役員又は職員は、第三条に規定する旨を約した場合に、その相手方が第二条第一項又は

は第二項に規定する目的を有することを知らなかつたことを理由として、前項の処罰を免かれることができない。ただし、その知らなかつたことについて過失のないことの証明があつたときは、この限りでない。

3 前項の場合において、同項に規定する目的を有することを知らなかつたことについて過失があるにとどまるときは、情状によりその刑を免除することができる。

第六条 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、法人又は人の業務又は財産に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により法人でない社団又は財団を処罰する場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附則
この法律は、公布の日から起算して六十日をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕
臨時通貨法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和三十三年五月十八日 参議院會議録第三十八号 準備預金制度に関する法律案外三件

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年五月十五日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平殿

臨時通貨法の一部を改正する法律案

臨時通貨法の一部を改正する法律案

臨時通貨法（昭和十三年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「五十円」を「百円、五十円に、「八種」を「九種」に改める。

第三条中「五十円ノ臨時補助貨幣ハ千円迄を、百円ノ臨時補助貨幣ハ千円迄、五十円ノ臨時補助貨幣ハ千円迄」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

トランプ類税法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年五月十六日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平殿

トランプ類税法案

トランプ類税法案

骨牌税法（明治三十五年法律第四十四号）の全部を改正する。

目次
第一章 総則（第一条―第八条）

第二章 税率（第九条―第十条）

第三章 徴収（第十一条―第十四条）

第四章 免税、税額控除等（第十五条―第十八条）

第五章 包装、トランプ類税証紙、所持禁止等（第十九条―第二十六条）

第六章 納税の担保（第二十七条―第三十条）

第七章 雑則（第三十一条―第三十六条）

第八章 罰則（第三十七条―第四十一条）

附則

第一章 総則

第一条 トランプ類には、この法律により、トランプ類税を課する。

第二条 この法律において「トランプ類」とは、まあじやん、トランプ、花札、株札及び虫札並びに使用及び遊戯の方法がこれらに類する物で政令で定めるものをいい、その区分については、次に定めるところによる。

一 まあじやん

第一種 象げを用いたまあじやん

第二種 牛骨を用いたまあじやん

第三種 第一種及び第二種のまあじやん以外のまあじやん

二 トランプ

三 花札

四 株札

五 虫札

六 使用の目的及び遊戯の方法が前各号に掲げるトランプ類に類する物で政令で定めるもの

（納税義務者）

第三条 トランプ類の製造者は、そ

の製造場から移出したトランプ類の組数に応じ、トランプ類税を納める義務がある。

2 トランプ類を保税地域（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二十九条（保税地域の種類）に規定する保税地域をいう。以下同じ。）から引き取る者は、その引き取るトランプ類の組数に応じ、トランプ類税を納める義務がある。

（保税地域に該当する製造場）
第四条 トランプ類の製造場が保税地域に該当する場合には、この法律（第十五条第一項第一号及び第三十二条を除く。）の適用上、これをトランプ類の製造場でないものとみなす。

（移出又は引取とみなす場合）
第五条 トランプ類がトランプ類の製造場においてその用に供される場合には、当該製造場がその用に供する時に当該トランプ類をその製造場から移出したものとみなす。

2 トランプ類が保税地域においてその用に供される場合には、その用に供する者がその用に供する時に当該トランプ類をその保税地域から引き取るものとみなす。

（製造者等とみなす場合）
第六条 トランプ類の製造者又は販売業者が、原料、材料、労務、資金その他トランプ類の製造に必要なものを供給してトランプ類の製造を委託する場合又は他の製造者の製造したトランプ類若しくは当該トランプ類の包装若しくは容器に自己の商標を表示せる場合には、そ

当該委託者又は表示させる者(以下「委託者等」といふ)を当該受託者又は他の製造者(以下「受託者等」といふ)の製造したトランプ類で当該委託者又は表示に係るものの製造者とみなし、当該トランプ類については、当該受託者等の製造場を当該委託者等の製造場とみなして、この法律を適用する。

2 前項に規定する委託者等にならうとする者は、あらかじめ、当該委託をする旨又は表示をさせる旨その他政令で定める事項を記載した申告書を同項に規定する受託者等の製造場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3 トランプ類がトランプ類の製造場から移出された場合において、その移出につき、当該製造者の責に帰することができないときは、当該トランプ類を移出した者をトランプ類の製造者とみなして、この法律を適用する。

4 トランプ類の製造者がその製造を廃止した場合において、トランプ類がその製造場であつた場所に現存するときは、当該トランプ類については、なおその場所をトランプ類の製造場とみなして、この法律を適用する。

(トランプ類等とみなす場合)
第七条 トランプ類の製造工程中の未完成品で、次に掲げるものに該当するものは、トランプ類とみなして、この法律を適用する。
一 紙、セルロイドその他これらに類するものを材料とするカード状の物(切斷することによりカード状となる物を含む)で、

トランプ類の文字、図形又は記号の着色又は印刷を施したものの二 前号に掲げる物以外の物で、トランプ類の文字、図形又は記号の彫刻、着色又は印刷を施したものの(当該彫刻、着色又は印刷を施すため成型されたものその他政令で定める状態にあるものを含む)。

2 トランプ類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる時においてトランプ類としての用に供することができないトランプ類については、トランプ類の区分に応じ、政令で定める個数又は枚数をもつて、一組とみなして、この法律を適用する。

3 トランプ類の製造場から移出されたトランプ類又は保税地域から引き取られるトランプ類で、前項に規定する政令で定める個数又は枚数に満たないものは、一組とみなして、この法律を適用する。

(適用除外)
第八条 トランプ類の製造者(法人を除く)のうち、自己又は同居の親族の用に供するトランプ類のみを製造するものには、当該トランプ類については、この法律を適用しない。

2 見本の用に供されるトランプ類その他政令で定めるトランプ類で、政令で定める手続により、税務署長又は税関長の承認を受けたものについては、この法律(第六十一条第一項及び第二項、前条、第十一條、第三十三條、第三十四條並びにこれらの規定に係る罰則を除く)を適用しない。

第二章 税率

(税率)

第九条 トランプ類の税率は、トランプ類の区分に応じ、一組につき、次に掲げる金額とする。

- 一 まあじやん 六千円
- 二 紙、セルロイドその他これらに類するものを材料とするまあじやんでカード状のものは、前項の規定の適用については、同項第二号に掲げるトランプ類とみなす。
- 三 一組のトランプ類で、これを切斷することにより二組以上のトランプ類とすることができものについては、第一項の規定にかかわらず、その二組以上のトランプ類につき課税されるべきトランプ類の合計額をもつて、当該トランプ類の税率とする。

(税額算定の特例)

第十条 第七條第三項の規定により一組とみなされるトランプ類について納付すべきトランプ類の税額は、前条の規定にかかわらず、同条第一項に規定する税率を、トランプ類の区分に応じ、政令で定める個数又は枚数で除し、これに当該トランプ類の個数又は枚数を乗じて得た金額とする。

第三章 徴収

(移出組数等の申告)
第十一条 トランプ類の製造者は、毎月その製造場から移出したトランプ類(当該移出につき第十五條

第一項又は第十六條第一項の規定の適用を受けたトランプ類を除く)の区分及び区分ごとの組数その他政令で定める事項を記載した申告書を、翌月十日までに、その製造場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2 トランプ類を保税地域から引き取りとする者は、当該引取に係るトランプ類の税額を免除されるべき場合を除き、あらかじめ、引取の日時、引き取るトランプ類の区分及び区分ごとの組数その他政令で定める事項を記載した申告書をその保税地域の所在地の所轄税関長に提出しなければならない。

(移出組数等の決定通知)
第十二條 前条の規定による申告書の提出があつた場合において、当該申告書に記載されたトランプ類の区分及び区分ごとの組数その他税率に係る事項が税務署長若しくは税関長において調査したところと異なるときは、又は当該申告書を提出すべき者がこれを提出しなかつた場合には、税務署長又は税関長は、その調査によつて当該トランプ類の区分及び区分ごとの組数その他税率に係る事項を決定し、当該申告書を提出した、又は提出すべき者に、これを通知する。

(納期)
第十三條 トランプ類の製造場から移出したトランプ類に係るトランプ類の税額は、税務署長が、その移出した月の翌月末日を納期限として徴収する。

2 保税地域から引き取るトランプ類に係るトランプ類の税額は、税関長が、その引取の際徴収する。

(徴収猶予)
第十四條 税務署長又は税関長は、政令で定めるところによりトランプ類の税額に相当する担保が提供された場合には、一月以内、その徴収を猶予することができる。

第四章 免税、税額控除等
(未納税移出及び未納税引取)
第十五條 次に掲げる場合において、当該トランプ類をトランプ類の製造場から移出し、又は保税地域から引き取りとする者が、政令で定めるところにより、その製造場の所在地の所轄税務署長又はその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該移出又は引取に係るトランプ類の税額を免除する。ただし、第六項又は第三十八條第三項本文の規定の適用がある場合には、この限りでない。

一 トランプ類の製造者がトランプ類をトランプ類の製造場又は自己のトランプ類の蔵置場へ移出する場合
二 トランプ類の製造者がトランプ類を保税地域から自己のトランプ類の製造場又は自己のトランプ類の蔵置場に引き取る場合
三 その他政令で定める場合

2 税務署長又は税関長は、前項の承認を与える場合には、その承認の申請者に対し、相当の期限を指定して、当該トランプ類がその移出先又は引取先に移入されたことについての当該移出先又は引取先の所轄税務署長(当該移出先が保税地域に該当する場合には、所轄

税務署長又は税関長は、前項の承認を与える場合には、その承認の申請者に対し、相当の期限を指定して、当該トランプ類がその移出先又は引取先に移入されたことについての当該移出先又は引取先の所轄税務署長(当該移出先が保税地域に該当する場合には、所轄

税務署長又は税関長は、前項の承認を与える場合には、その承認の申請者に対し、相当の期限を指定して、当該トランプ類がその移出先又は引取先に移入されたことについての当該移出先又は引取先の所轄税務署長(当該移出先が保税地域に該当する場合には、所轄

税関長)の証明書を提出すべきことを命じなければならない。

3 第一項の承認を申請した者が第二十七條第一項第一号の規定により命ぜられた担保の提供をしない場合には、税務署長又は税関長は、その承認を与えてはならない。

4 第一項の承認の申請に係るトランプ類の移出先又は引取先等につき、トランプ類税の保全上特に不適当と認められる事情がある場合には、税務署長又は税関長は、その承認を与えないことができる。

5 第一項の規定によりトランプ類税を免除されたトランプ類については、当該承認に係る移出先が保税地域に該当する場合を除くほか、同項の承認に係る移出先又は引取先にそのトランプ類を移入した者がトランプ類の製造者でないときは、これをトランプ類の製造者とみなし、当該移出先又は引取先がトランプ類の製造場でないときは、これをトランプ類の製造場とみなして、この法律を適用する。

6 第一項の承認を受けて移出し、又は引き取つたトランプ類について、第二項の規定により税務署長又は税関長の指定した期限内に同項に規定する証明書の提出がないときは、直ちにそのトランプ類税を徴収する。ただし、災害その他やむを得ない事情により亡失したトランプ類につき、政令で定める手続により、当該税務署長又は税関長の承認を受けた場合には、そのトランプ類税を免除する。

第十六条 トランプ類を輸出する日

的でトランプ類の製造場から移出し、又は保税地域から引き取り、又は保税地域から引き取り、又は当該トランプ類を保税地域から引き取り、又は政令で定める手続により、その製造場の所在地の所轄税務署長又はその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該移出又は引取に係るトランプ類税を免除する。ただし、第四項又は第三十八條第二項本文の規定の適用がある場合には、この限りでない。

2 税務署長又は税関長は、前項の承認を与える場合には、政令で定めるところにより、その承認の申請者に対し、相当の期限を指定して、当該トランプ類が輸出されたことを証する書類の提出を命じなければならない。

3 第一項の承認を申請した者が第二十七條第一項第二号の規定により命ぜられた担保の提供をしない場合には、税務署長又は税関長は、その承認を与えてはならない。

4 第一項の承認を受けて移出し、又は引き取つたトランプ類について、第二項の規定により税務署長又は税関長の指定した期限内に同項に規定する証明書の提出がないときは、又は次項ただし書の規定による承認があつたときは、直ちにそのトランプ類税を徴収する。ただし、災害その他やむを得ない事情により亡失したトランプ類につき、政令で定める手続により、当該税務署長又は税関長の承認を受けた場合には、そのトランプ類税を免除する。

5 第一項の承認を受けてトランプ類をトランプ類の製造場から移出し、又は保税地域から引き取つた者は、当該トランプ類をこの法律の施行地において使用し、又は輸出以外の目的で譲渡してはならない。ただし、その者が政令で定める手続によりその製造場の所在地の所轄税務署長又はその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けた場合には、この限りでない。

(免税トランプ類の表示等)

第十七条 第十五條第一項又は前条第一項の規定による承認を受けてトランプ類をトランプ類の製造場から移出し、又は保税地域から引き取り、又は政令で定めるところにより、当該承認に係るトランプ類に包装を施し、かつ、当該包装に当該承認に係るトランプ類である旨の表示をしなければならぬ。

第十八条 トランプ類の製造者がその製造場から移出したトランプ類を当該製造場に戻し入れた場合において、当該製造者が当該戻入れの月の翌月以降に徴収されるべきトランプ類税額から当該トランプ類につき当該移出により徴収された、又は徴収されるべきトランプ類税額(利子税額及び延滞加算税額を除くものとし、当該トランプ類税額につきこの項又は次項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。)に相当する金額を控除する。

2 他のトランプ類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られたトランプ類をトランプ類の製造場に戻し入れた場合(前項の規定による控除を受けるべき場合を除く)において、当該トランプ類をその移入した製造場からさらに移出するときは、当該移出に係るトランプ類税額から、当該トランプ類につき当該他の製造場からの移出又は保税地域からの引取により徴収された、又は徴収されるべきトランプ類税額(利子税額及び延滞加算税額を除くものとし、当該トランプ類税額につき前項又はこの項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。)に相当する金額を控除する。

3 第一項の場合において、トランプ類の製造の廃止その他の理由により、トランプ類を戻し入れた月の翌月以降に徴収されるべきトランプ類税額がないときは、又は徴収されるべきトランプ類税額から控除してなお不足額があるときは、同項の規定により控除すべき金額又は当該不足額を還付する。

4 トランプ類の製造者が第一項又は第二項の規定による控除を受けようとする場合には、当該戻入れ又は移入に係るトランプ類の区分及び区分ごとの組数を記載した書類並びに当該トランプ類につき徴収された、又は徴収されるべきトランプ類税額につき事実を証する書類を提出するとともに、当該トランプ類を提示して、当該戻入れ又は移入に係る製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けなければならない。

5 第三項の規定による還付を受けようとする者は、前項の確認を受けた後、同項の書類に準ずる書類を添えて、当該戻入れに係る製造場の所在地の所轄税務署長に還付の申請をしなければならない。

6 税務署長は、第四項の規定によりトランプ類を提示された場合には、当該トランプ類につき、次条第一項の規定により施された包装及び第二十条第一項の規定によりはり付けてあるトランプ類税証紙若しくは第二十二條第一項若しくは第三項の規定により押された検印又は第三十五條の規定により押された証印を破棄し、又はまつ消しなければならない。

第五章 包装、トランプ類税証紙、所持禁止等

第十九条 トランプ類の製造者又はトランプ類を保税地域から引き取り、又は政令で定めるところにより、その製造場から移出し、又はその保税地域から引き取り、又は政令で定めるところにより、当該包装にその氏名又は名称その他政令で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の規定により包装を施す場合においては、当該製造者又は当該トランプ類を保税地域から引き取り、又は政令で定めるところにより、当該包装にその氏名又は名称その他政令で定める事項を記載しなければならない。

3 前項の規定により包装を施す場合においては、当該製造者又は当該トランプ類を保税地域から引き取り、又は政令で定めるところにより、当該包装にその氏名又は名称その他政令で定める事項を記載しなければならない。

4 前項の規定により包装を施す場合においては、当該製造者又は当該トランプ類を保税地域から引き取り、又は政令で定めるところにより、当該包装にその氏名又は名称その他政令で定める事項を記載しなければならない。

5 前項の規定により包装を施す場合においては、当該製造者又は当該トランプ類を保税地域から引き取り、又は政令で定めるところにより、当該包装にその氏名又は名称その他政令で定める事項を記載しなければならない。

6 前項の規定により包装を施す場合においては、当該製造者又は当該トランプ類を保税地域から引き取り、又は政令で定めるところにより、当該包装にその氏名又は名称その他政令で定める事項を記載しなければならない。

7 前項の規定により包装を施す場合においては、当該製造者又は当該トランプ類を保税地域から引き取り、又は政令で定めるところにより、当該包装にその氏名又は名称その他政令で定める事項を記載しなければならない。

所轄税務署長の確認を受けなければならない。

第三項の規定による還付を受けようとする者は、前項の確認を受けた後、同項の書類に準ずる書類を添えて、当該戻入れに係る製造場の所在地の所轄税務署長に還付の申請をしなければならない。

税務署長は、第四項の規定によりトランプ類を提示された場合には、当該トランプ類につき、次条第一項の規定により施された包装及び第二十条第一項の規定によりはり付けてあるトランプ類税証紙若しくは第二十二條第一項若しくは第三項の規定により押された検印又は第三十五條の規定により押された証印を破棄し、又はまつ消しなければならない。

第五章 包装、トランプ類税証紙、所持禁止等

第十九条 トランプ類の製造者又はトランプ類を保税地域から引き取り、又は政令で定めるところにより、その製造場から移出し、又はその保税地域から引き取り、又は政令で定めるところにより、当該包装にその氏名又は名称その他政令で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の規定により包装を施す場合においては、当該製造者又は当該トランプ類を保税地域から引き取り、又は政令で定めるところにより、当該包装にその氏名又は名称その他政令で定める事項を記載しなければならない。

3 前項の規定により包装を施す場合においては、当該製造者又は当該トランプ類を保税地域から引き取り、又は政令で定めるところにより、当該包装にその氏名又は名称その他政令で定める事項を記載しなければならない。

(証紙をはり付ける義務等)

第二十条 トランプ類の製造者又はトランプ類を保稅地域から引き取る者とする者は、その製造場から移出し、又はその保稅地域から引き取る者とするトランプ類の包装に、あらかじめトランプ類稅証紙(以下「証紙」という。)をはり付けなければならない。

2 前項の規定による証紙のはり付けは、これを破らなければトランプ類をその包装から取り出すことができない方法で、しなければならない。

3 トランプ類の製造者は、毎月その使用した証紙の種類及び枚数を、第二十一条第一項に規定する申告書にあわせて記載して、申告しなければならない。

4 証紙の種類、様式及び形式は、大蔵省令で定める。

(証紙の交付)

第二十一条 証紙は、政府が作成し、税務署長又は税関長が、政令で定めるところにより、トランプ類の製造者又はトランプ類を保稅地域から引き取る者とする者に交付する。

2 税務署長又は税関長は、証紙を交付する場合には、特別の事情がある場合を除き、トランプ類の製造者又はトランプ類を保稅地域から引き取る者とする者がその時まで、に納付しなければならないトランプ類稅を完納したこと及びその時までに使用していない証紙の枚数を確めた上でなければ、これを交付してはならない。

3 税務署長は、第二十七条第二項

の規定により担保の提供を命じた場合において、トランプ類の製造者に証紙を交付するときは、当該製造者が担保を提供するまで、これを交付しないことができる。

(検印)

第二十二條 トランプ類の製造者又はトランプ類を保稅地域から引き取る者とする者は、一時に多量のトランプ類をその製造場から移出し、又は保稅地域から引き取る者とする場合その他特別の事情がある場合において、政令で定める手続によりその製造場の所在地の所轄税務署長又はその保稅地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、第二十条第一項の規定による証紙のはり付けに代えて、トランプ類の包装に検印を受けることができる。

2 前条第二項又は第三項の規定は、前項の承認について準用する。

3 税務署長又は税関長は、取締上特に必要があると認める場合には、第二十条第一項の規定による証紙のはり付けに代えて、トランプ類の包装に検印を受けさせることができる。

4 検印の印影の形式は、大蔵省令で定める。

(証紙を消す義務)

第二十三條 第二十条第一項の規定によりトランプ類の包装に証紙をはり付ける場合においては、当該製造者又は当該トランプ類を保稅地域から引き取る者とする者は、政令で定めるところにより、当該包装と証紙の影紋とにかけ、判明

に証紙を消さなければならない。

(証紙の譲渡制限等)

第二十四條 何人も、前条の規定により消されてない証紙を譲り渡し、又は譲り受けてはならない。ただし、トランプ類の製造者又はトランプ類を保稅地域から引き取る者とする者が、その譲渡につき、政令で定める手続により、その製造場の所在地の所轄税務署長又はその保稅地域の所在地の所轄税関長の承認を受けた場合には、この限りでない。

2 トランプ類の製造者又はトランプ類を保稅地域から引き取る者は、トランプ類の包装にはり付けた証紙で第二十三條の規定により消されたものを、さらに当該トランプ類以外のトランプ類の包装に對するはり付けに使用してはならない。

3 トランプ類の販売業者は、その販売する目的で所持するトランプ類の包装にはり付けた証紙をはがしてはならない。(包装を施す義務等を免除する場合)

第二十五條 次に掲げる場合に該当するときは、第十九條から第二十三條までの規定は、適用しない。
一 トランプ類の製造者又はトランプ類を保稅地域から引き取る者が、第十五條第一項又は第十六條第一項の規定による承認を受けてトランプ類をその製造場から移出し、又は保稅地域から引き取る場合
二 前号に掲げる場合のほか、トランプ類の製造者又はトランプ

類を保稅地域から引き取る者が、第七條第二項に規定する政令で定める個数又は枚数に満たないトランプ類をその製造場から移出し、又は保稅地域から引き取る場合
(未包装のトランプ類等の所持等の禁止)

第二十六條 トランプ類の販売業者は、次に掲げるトランプ類を所持し、譲り渡し、又は譲り受けてはならない。
一 第十九條第一項の規定による包装をしていないトランプ類

二 第二十条第一項の規定による証紙のはり付け若しくは第二十条第一項若しくは第三項の規定による検印又は第三十五條の規定による証印がないトランプ類

三 第二十三條の規定により消されてない証紙がはり付けてあるトランプ類

2 次に掲げるトランプ類については、前項の規定は、適用しない。
一 第十七條に規定する包装及び表示をしたトランプ類

二 前条第二号に規定するトランプ類

三 古物(古物営業法(昭和二十四年法律第八号)第一条(定義)第一項に規定する古物をいう。)に該当するトランプ類で、古物営業法第十七條又は第十八條(帳簿)の規定により帳簿に記載されているもの

第六章 納税の担保

第二十七條 税務署長又は税関長

は、次の各号に掲げる場合において、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該各号に規定する者に対し、当該トランプ類に係るトランプ類稅額に相當する担保の提供を命ずることができる。

一 トランプ類の製造者又はトランプ類を保稅地域から引き取る者が第十五條第一項の承認を受けてトランプ類をその製造場から移出し、又は保稅地域から引き取る場合
二 トランプ類の製造者又はトランプ類を保稅地域から引き取る者が第十六條第一項の承認を受けて輸出する目的でトランプ類をその製造場から移出し、又は保稅地域から引き取る場合

2 前項に規定する場合のほか、国税庁長官、国税局長又は税務署長は、トランプ類稅の保全のために必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、トランプ類の製造者に対し、金額及び期間を指定して、トランプ類稅につき担保の提供を命ずることができる。

3 第一項の規定による担保の提供の期間は、第十五條第二項若しくは第十六條第二項に規定する証明書が所轄税務署長若しくは所轄税関長に到達するまでの間又は第十五條第六項、第十六條第四項若しくは第三十八條第二項の規定によりトランプ類稅を徴収され、若しくは免除されるまでの間とする。

4 国税庁長官、国税局長又は税務署長は、必要があると認めるとき

は、第二項の金額又は期間を変更することができる。

5 第一項又は第二項の規定による担保の提供の手續については必要な事項は、政令で定める。

(担保の種類)

第二十八條 第十四条又は前条第一項若しくは第二項の規定により提供する担保の種類は、次に掲げるものとする。

一 金銭

二 国債及び地方債

三 国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長(以下「国税庁長官等」という。)が確実と認める

社債(特別の法律により設立された法人の発行する債券を含む)。

四 土地

五 火災保険に附した建物

六 工場財団

七 国税庁長官等が確実と認める保証人の保証

八 その他政令で定めるもの(担保の変換等)

第二十九條 第十四条、第二十七條

第一項若しくは第二項又は次項の規定により担保を提供した者は、当該担保の提供先である国税庁長官等の承認を受けた場合に限り、担保を換えることができる。

2 国税庁長官等は、第十四条、第二十七條第一項若しくは第二項又は前項又は前項の規定により提供された担保物が滅失した場合又はこれらの規定により提供された担保物の価額が減少し、若しくは前条第七号に掲げる担保に係る保証人の資力

が納税を担保するのに不十分となつたと認める場合には、政令で定めるところにより、当該担保を提供した者に対し、これらに代るべき担保又は増担保の提供を命ずることができる。

3 前条の規定は、前二項の場合について準用する。

(担保の処分等)

第三十條 第十四条、第二十七條第一項若しくは第二項又は前条第一

項若しくは第二項の規定により金銭を担保として提供した納税義務者は、政令で定めるところにより、担保として提供した金銭をもつてトランプ類税の納付に充てることができる。

2 第十四条、第二十七條第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項の規定により担保を提供した場合において、納税義務者が納期限までにトランプ類税を納付しないときは、直ちに、その担保として提供された金銭をもつてトランプ類税に充て、若しくは金銭以外の担保物を国税滞納処分の場合の財産の処分の例により処分してその代金をもつてトランプ類税及びその処分費に充て、又は保証人にその旨を通知してトランプ類税を納付させる。

3 前項の場合において、担保として提供された金銭又は担保物を処分した代金を、徴収すべきトランプ類税及びその処分費に充ててもなお不足があるときは、納税義務者の他の財産について滞納処分を行い、また、保証人がその納付すべきトランプ類税を完納しないと

きは、まず納税義務者に対して滞納処分を行い、なお不足があるときは、又は不足があると認めるときは、保証人に対して滞納処分を行う。

4 前項の保証人は、国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)第三十二条(財産をかくす等の罪)の規定の適用については、納税者となす。

5 国税徴収法第七条ノ四第四項(担保物についての国税の先取権)の規定は、第十四条、第二十七條第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項の規定により提供された担保物について準用する。

第七章 雑則

(利子税額)

第三十一條 トランプ類税を徴収する場合において、納税義務者が国税徴収法第六條(納税の告知)の規定による指定納期日(第十四条の規定により徴収を猶予された場合には、その猶予された納期日)までにトランプ類税額を完納しないときは、その未納に係るトランプ類税額に対し、当該納期日(トランプ類税を保稅地域から引き取つた者が第三十七條第一項第一号の規定に該当する場合において、そのトランプ類税を徴収するとき

は、その引き取つた日とし、同条第三項の規定によりトランプ類税を徴収する場合において、当該納期日が第三十三條第一項に規定する納期限よりおそいときは、当該納期限とする。)の翌日から当該トランプ類税額を納付する日までの日

数に應じ、百円につき一日三銭の割合で計算した金額に相当する利子税額を、トランプ類税額にあわせて徴収する。

2 前項の場合において、納税義務者がその未納に係るトランプ類税額の一部を納付したときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る利子税額の計算の基礎となるトランプ類税額は、同項の未納に係るトランプ類税額からその一部納付に係るトランプ類税額を控除した額による。

3 利子税額の計算の基礎となるトランプ類税額が千円未満である場合には、第一項の規定を適用せず、当該トランプ類税額に千円未満の端数がある場合には、これを切り捨てて計算する。

4 利子税額が三百円未満である場合には、これを徴収しない。

5 第一項の規定により利子税額をあわせて徴収すべき場合において、当該納税義務者が納付したトランプ類税額が同項の未納に係るトランプ類税額に達するまでは、その納付した税額は、当該トランプ類税額に充てられたものとする。ただし、国税徴収法第二十八條(公定代金等の充當又は配分)の規定の適用を妨げない。

(製造又は販売の開廃等の申告)

第三十二條 トランプ類の製造をしようとする者(第六條第一項に規定する受託者等にならうとする者を含む、同項に規定する委託者等にならうとする者を除く)又はトランプ類の販売をしようとする者は、その製造場又は営業場(以下「製造場」という。)の次に掲げる義務を、それぞれ承継する。

その旨を当該製造場又は営業場の所在地(販売業をしようとする者が営業場を設けない場合には、その住所)の所轄税務署長(当該製造場が保稅地域に該当する場合に、所轄税関長。以下次項において同じ)に申告しなければならない。トランプ類の製造者(第六條第一項に規定する受託者等を含む、同項に規定する委託者等を除く。以下次項において同じ)又は販売業者がその製造又は販売を廃止し、又は休止した場合も、また同様とする。

2 トランプ類の製造者又は販売業者は、前項の規定により申告した事項に異動を生じた場合には、政令で定めるところにより、その旨を所轄税務署長に申告しなければならない。

(記帳義務)

第三十三條 トランプ類の製造者(第六條第一項に規定する受託者等を含む。以下第三十六條において同じ)又は販売業者は、政令で定めるところにより、トランプ類の製造、貯蔵又は販売に関する事実その他業務に關し必要な事項を帳簿に記載しなければならぬ。

(申告義務等の承継)

第三十四條 法人が合併した場合においては、合併後存続する法人又は合併により消滅した法人の次に掲げる義務を、相続の開始があつた場合においては、相続人(包括受遺者を含む)は、被相続人(包括遺贈者を含む)の次に掲げる義務を、それぞれ承継する。

昭和三十三年五月十八日 参議院會議録第三十八号 準備預金制度に関する法律案外三件

八二四

一 第十一條第一項又は第三十二條の規定による申告の義務

二 前条の規定による記帳の義務(課税済証印)

第三十五條 第十五條第六項本文、第十六條第四項本文、第三十七條第三項又は第三十八條第二項本文の規定によりトランプ類税が徴取される場合において、当該トランプ類税に係るトランプ類を所持する販売業者は、政令で定めるところにより、当該トランプ類の包装に、既にトランプ類税を課されたものである旨の証印を受けることができる。

(当該職員の特権)

第三十六條 国税庁、国税局、税務署又は税関の当該職員(以下「当該職員」という。)は、トランプ類税に関する調査について必要な範囲内で、次に掲げる行為をすることが出来る。

一 トランプ類の製造者又は販売業者に対して質問し、又はこれらの者の業務に関するトランプ類、帳簿書類その他の物件を検査すること。

二 トランプ類の製造者にその製造に必要な原料若しくは材料を供給する義務があつたと認められる者又は当該義務があると認められる者に対して質問すること。

三 トランプ類を保税地域から引き取る者に対して質問し、その引き取るトランプ類を検査すること。

四 運搬中のトランプ類を検査し、又はこれを運搬する者に対

してその出所若しくは到達先を質問すること。

2 当該職員は、トランプ類税に関する調査について必要がある場合には、トランプ類の製造者又は販売業者の組織する団体(当該団体をもつて組織する団体を含む。)に対して、その団体のトランプ類の製造又は取引に参考となるべき事項を諮問することができる。

3 当該職員は、第一項又は前項の規定により職務を執行する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項に規定する当該職員の特権は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第八章 罰則

第三十七條 次の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 偽りその他不正の行為によりトランプ類税を免かれ、又は免かれようとした者

二 偽りその他不正の行為により第十八條第三項の規定による還付を受け、又は受けようとした者

2 前項の犯罪に係るトランプ類に對するトランプ類税に相當する金額又は還付金に相當する金額の十倍が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円をこえ当該トランプ類税に相當する金額又は還付金に相當する金額の十倍以下とすることが出来る。

3 トランプ類の製造者が第一項第一号の規定に該当する場合において、当該トランプ類税に係るトランプ類が既に製造場から移出されているときは、第十三條第一項の規定にかかわらず、直ちにそのトランプ類税を徴取する。

第三十八條 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

一 第十一條の規定による申告書の提出を怠り、又は偽りの申告書を提出した者

二 第十五條第一項の承認を受けてトランプ類を製造場から移出し、又は保税地域から引き取つた者で、当該トランプ類をその承認に係る移出先又は引取先に移入しなかつたもの

三 第十六條第一項の承認を受けてトランプ類を製造場から移出し、又は保税地域から引き取つた者で、同条第五項の規定に違反して当該トランプ類を使用し、又は譲り渡したものの

四 第十九條第一項の規定に違反して包装を施さなかつた者

五 第二十二條第一項の規定に違反して証紙をはり付けなかつた者

六 第二十三條第三項の規定による申告を怠り、又は偽つた者

七 第二十三條の規定に違反して証紙を消さなかつた者

八 第二十四條第一項又は第二項の規定に違反して証紙を譲り渡し、若しくは譲り受け、又は再使用した者

九 第二十六條の規定に違反してトランプ類を所持している者又

は同条の規定に違反してトランプ類を譲り渡し、若しくは譲り受けた者

2 前項第二号又は第三号の場合においては、第十五條第六項本文又は第十六條第四項本文の規定にかかわらず、直ちにそのトランプ類税を徴取する。ただし、既にこれらの規定が適用された場合には、この限りでない。

第三十九條 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金又は科料に処する。

一 第六條第二項の規定による申告書の提出を怠り、又は偽りの申告書を提出した者

二 第十七條の規定に違反して包装又は表示をしなかつた者

三 第十九條第二項の規定に違反して同項に規定する事項の記載を怠り、又は偽つた者

四 第二十二條第二項の規定に違反する方法で証紙をはり付けた者

五 第二十四條第三項の規定に違反して証紙をはがした者

六 第三十二條の規定による申告を怠り、又は偽つた者

七 第三十三條の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

八 第三十六條第一項第一号から第三号までの規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項第一号若しくは第三号の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第四十條 第三十七條第一項の罪を犯した者には、刑法(明治四十年

法律第四十五号)第四十八條第二項(併合罪)、第六十三條(犯犯の刑の減軽)及び第六十六條(情状による刑の減軽)の規定は、適用しない。ただし、懲役の刑に処する場合又は懲役及び罰金を併科する場合における懲役刑については、この限りでない。

第四十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第三十七條から第三十九條までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

附則

1 この法律は、昭和三十三年七月一日から施行する。

2 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた増徴税については、なお従前の例による。

3 この法律の施行の日以後政令で定める日までの間に製造場から移出するトランプ類については、改正後のトランプ類税法(以下「新法」という。)第十四條の規定は、適用しない。

4 トランプ類の製造者又は販売業者で、この法律の施行の際新法第六條第一項に規定する委託者等である者又はこの法律の施行の日以後五日以内に委託者等にならうとする者に係る同条第二項の規定による申告書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、昭和三十三年七月十日とする。

5 この法律の施行の際トランプ類の製造場又は保税地域に現存する

トランプ類で、改正前の骨牌税法(以下「旧法」という。)第六条に規定する包装及び装置を施し、かつ、旧法第五条本文の規定により当該包装にはり付けた印紙に旧法第七条の消印をしたもの(旧法第五条ただし書の規定により、印紙のはり付けに代えて、当該包装に納税済証印を押したものを含む。)については、この法律の施行の日の前日に当該製造場又は保税地域から引き取られたものとみなして、旧法第四条及び第五条の規定の例による。この場合においては、新法第三条、第九条から第十一条まで及び第十三条の規定は、適用しない。

6 旧法第五条本文の規定によりはり付けてある印紙又は同条ただし書若しくは旧法第十三条第三項(旧法第十五条第五項及び第十五条ノ二第四項において準用する場合を含む。)の規定により押された納税済証印については、新法第二十条第一項の規定によりはり付けてある証紙又は新法第二十二條第一項の規定により押された検印とみなす。

7 旧法第六条の規定により施した包装で同条に規定する装置をしたもの(印紙をはり付けてあるものに限る。)は、新法第十九条の規定により施した包装で新法第二十条第二項に規定する方法により証紙をはり付けてあるものとみなす。

8 旧法第七条の規定によりした消印については、新法第二十三条

の規定によりしたものとみなす。

9 旧法第七条ノ二の規定による申告をしてこの法律の施行の際にトランプ類を製造し、又は販売している者は、新法第三十二條第一項前段の規定による申告をしたものとみなす。

10 トランプ類の製造場から引き取られたトランプ類で、この法律の施行前に当該製造場に戻し入れられたものが、この法律の施行の際当該製造場に現存する場合には、新法第十八條第一項中「当該戻入れの月」とあるのは、「この法律の施行の日の属する月」と、「当該移出」とあるのは、「当該引取」と、「トランプ類税額(利子税額及び延滞加算税額)とあるのは「骨ばい税額(延滞加算税額)と読み替えて、同項の規定を適用する。

11 この法律の施行前にトランプ類の製造場から引き取られたトランプ類が、この法律の施行の日以後に当該製造場に戻し入れられた場合には、新法第十八條第一項中「当該移出」とあるのは「当該引取」と、「トランプ類税額(利子税額及び延滞加算税額)とあるのは「骨ばい税額(延滞加算税額)と読み替えて、同項の規定を適用する。

12 他のトランプ類の製造場又は保税地域からこの法律の施行前に引き取られたトランプ類をトランプ類の製造場に移入した場合(前二項の規定による控除を受けるべき場合を除く。)において、当該トランプ類をこの法律の施行の日以後その移入した製造場からさらに移出するときは、新法第十八條第二項中「当該他の製造場からの移出又は保税地域からの引取」とあるのは「当該他の製造場又は保税地域からの引取」と、「トランプ類税額(利子税額及び延滞加算税額)とあるのは「骨ばい税額(延滞加算税額)と読み替えて、同項の規定を適用する。

13 旧法第十一条ノ二第二項の規定(次項においてなおその効力を有するものとされる場合を含む。)により骨ばい税に相当する金額を還付された、又は還付されるべき骨ばい税に相当する金額に係るトランプ類については、前三項の規定は、適用しない。

14 旧法第十一条ノ二第二項の規定によりされた承認及び当該承認に係る骨ばい税に相当する金額の還付については、同項及び同条第三項の規定は、なおその効力を有する。

15 旧法第十二條第一項の規定の適用を受けて製造場又は保税地域から引き取られたトランプ類の当該引取に係る骨ばい税の徴収又は免除並びに当該トランプ類についての旧法第十四條第一項ただし書の規定による承認及び当該承認に係る骨ばい税の徴収については、なお従前の例による。

16 旧法第十三條第二項又は第十五條第四項(旧法第十五條ノ二第三項において準用する場合を含む。)

の規定(前項又は附則第二項の規定によりなおその例によるものとされる場合を含む。)により既に骨ばい税を徴収されたトランプ類を所持する者については、旧法第十三條第三項(旧法第十五條第五項及び第十五條ノ二第四項において準用する場合を含む。)の規定は、なおその効力を有する。

17 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

18 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。
第七條第一項中「骨ばい税」を「トランプ類に、骨ばい税」を「トランプ類税」に改め、同条第二項中「骨牌税法第十一條ノ二第二項本文」を「トランプ類税法第十八條第一項」に改める。
第八條及び第九條中「地方道路税の下に、トランプ類税」を加える。

19 印紙等換取取銷法(昭和二十二年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。
第一條第一項中「物品税証紙」の下に、「トランプ類税法第二十條の規定によるトランプ類税証紙」を、「税印の印影」の下に、「トランプ類税法第二十二條の規定による検印の印影、同法第三十五條の規定による証印の印影」を加える。

20 相統税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。
第十四條第二項中「及び物品税」を、「物品税及びトランプ類税」に改める。

21 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律百二十二号)の一部を次のように改正する。
第一條中「骨牌税法(明治三十五年法律第四十四号)」を「トランプ類税法(昭和三十三年法律第百七十七号)」に改める。
第七條中「骨ばい税」を「トランプ類税」に改める。
第十二條第三項中「骨牌税法第五條」を「トランプ類税法第十三條及び第十九條から第二十三條まで」に改める。

22 会社更生法(昭和二十七年法律百七十七号)の一部を次のように改正する。
第九條中「入場税」の下に「トランプ類税」を加える。
「トランプ類税」を加える。

23 奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律(昭和二十八年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。
第二條第一項第五号を次のように改める。
五、トランプ類税法(昭和三十三年法律第百七十七号)

24 日本国における国際連合の軍隊

昭和三十三年五月十八日 参議院會議録第三十八号 準備預金制度に関する法律案外三件

の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「骨牌税法(明治三十五年法律第四十四号)」を「トランプ税法(昭和三十三年法律第七号)」に改める。

第四条中「骨牌税法」を「トランプ税法」に改める。

25 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「骨牌税法(明治三十五年法律第四十四号)」を「トランプ税法(昭和三十三年法律第七号)」に改める。

第二条第一号中「骨はい税」を「トランプ類税」に改め、同条第二号中「骨牌税法」を「トランプ類税法」に、「骨はい」を「トランプ類」に改める。

第六条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

第八条第一項並びに第九条第一項、第二項及び第五項中「第六条第三項」を「第六条第二項」に改める。

〔廣瀬久忠君登壇、拍手〕

○廣瀬久忠君 たいだいま議題となりました四法律案について、大蔵委員会に

おける審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、準備預金制度に関する法律案について申し上げます。

本案は、金融制度調査会の準備預金制度に関する答申を尊重して立法化されたものでありまして、金融機関の預金の一定割合を日本銀行に預入させ、また、この割合を変更することによって通貨量の調節をはかりとするものでありまして、公定歩合政策及び公開市場操作と相俟って、通貨量の調節手段を充実しようとするものであります。

その概要を申し上げます。第一に、本制度の対象となる金融機関は政令で定められるが、さしあたりは銀行法による銀行、長期信用銀行、外国為替銀行程度とすることを予定しております。第二に、対象となる預金は、全部総預金とし、外貨預金などは実情に応じて除き得ることにいたそうとするものであります。第三に、準備の内容は、日本銀行に対する無利子の預け金となっております。第四に、日本銀行は、通貨の調節をはかるため必要があると認めたときは、準備率を設定、変更または廃止することができるが、大蔵大臣の認可を受けなければならないこととし、また、準備率の最高は一〇％とし、最低を設けず、経済の実情に応じて運用いたそうとするものであります。第五に、金融機関の日本銀行に對する預け金の額が、法定準備預金額

に達しない場合には、その不足額につき、日本銀行の商業手形の割引歩合に日歩一銭を加えて計算した金額を日本銀行に納付しなければならないこととするほか、実施に伴う所要の規定を設けようとするものであります。

委員会における審議のおもな問題点を申し上げますと、最近の金融情勢と準備預金制度の発動との関連、及び公定歩合政策と準備預金制度との関係等について質疑がなされたのであります。その詳細は會議録により御承知願いたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論採決の結果、全会一致をもって、衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

次は、預金等に係る不当契約の取締に関する法律案について申し上げます。

本案は、金融機関の導入預金について、現行法ではその取締り法規がないので、新たに取締り法規を設けようとするものであります。

その概要を申し上げますと、第一に、金融機関に預金等をする者が、その預金等に関し、特別の金銭上の利益を得る目的で、特定の第三者と通じ、金融機関を相手方として、預金等を担保とすることなく、その指定する特定の第三者に対し、資金の融通等をすべき旨の契約を禁止いたそうとするものであります。第二に、金融機関に預金等の媒介をする者が、預金等に関し、

その預金をする者に特別の金銭上の利益を与える目的で、特定の第三者と通じ、または自己のために、前述の契約をすることを禁止いたそうとするものであります。

第三に、金融機関は、預金等をする者またはその媒介をする者を相手方として、その預金等にかかる債権を担保とすることなく、第一、第二の契約をすることを禁止いたそうとするものであります。第四に、以上の各禁止規定に違反した者を三年以下の懲役または三十万円以下の罰金に処し、またはこれを併科する罰則規定を設けようとするものであります。

委員会における審議の詳細は、會議録によつて御承知を願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致をもって衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、臨時通貨法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、通貨に対する信用度を高めるとともに、商取引の実情並びに百円紙幣の流通状況にかんがみ、新たに百円の臨時補助貨幣を発行し、その法貨としての通用限度を二千円と規定いたそうとするものであります。

本案審議に当り、百円硬貨の形状、品位の問題、百円硬貨と高額紙幣発行の問題、各種紙幣の廃棄率、ミツマタ生産者に関する対策等について質疑が

なされたのであります。その詳細は會議録により御承知願います。

かくて質疑を終了し、討論に入り、平林委員より「百円硬貨は新たに国民の通貨となるのであるから、その品位等について、国民の通貨に対する信頼感を持たせるとともに、通貨としての利便をもあわせ考えなければならぬ。政府は、百円硬貨と百円紙幣とを併用すると言いが、質疑の過程から、若干の疑念があるけれども、政府が答弁を忠実に実行することを期待して賛成する」旨の意見が述べられ、次のごとく付帯決議案が提出されましたが、その内容は、

一、最近の経済事情にかんがみ、高額紙幣五千円札、一万円札の発行については特に慎重を期すること。

一、百円硬貨の発行に当っては、政府は次の諸点に十分配慮すべきである。

一、ミツマタの政府買上量については、今後、三十一年度水準を下回らないようにすること。

一、各種紙幣の廃棄率を高めること。

一、百円硬貨の銀の含有量を可及的多くするとともに、その大きさについては十円硬貨程度とすること。

一、印刷局、造幣局の職員に対して、人員整理をせず、その他労働条件の低下、工場閉鎖などなきないよう配慮すること。

本案は、最近におけるマージャン、トランプ、花札等の製造及び取引の事情にかすがみ、これらに対する課税の

て、納税の事実を欺するものとしてあります。第三に、トランプ類の製造者等が、材料等を支給して下請業者に製造を委託する等の場合には、その委託等を納税義務者とみなして、徴税の

かくて質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致をもつて衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

○副議長(寺尾豊君) 別に御発言もなければ、これより四案の採決をいたします。

○副議長(寺尾豊君) この際、日程に

○副議長(寺尾豊君) この際、日程に追加して、地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○副議長(寺尾豊君) 御異議ないと認
めます。

地方交付税法の一部を改正する法

律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長河井彌八殿

地方交付税法の一部を改正する法律

第六条中「百分の二十五」を「百分の二十六」に改める。

第十条第三項中「八月三十一日以後」を「九月一日以後」に改める。

第十二条第一項の表を次のように改める。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
一 警察費	警察職員数	一人につき	三六四、六〇〇円
二 土木費			
1 道路費	道路の面積	一平方メートルにつき	四三九
	道路の延長	一メートルにつき	三、四四五
2 橋りょう費	橋りょうの面積	一平方メートルにつき	一五、八六六
	橋りょうの延長	一メートルにつき	一五、三六七
3 河川費	河川の延長	一メートルにつき	二、八四四

4	港湾費	港湾（漁港を含む。） におけるけい留施設 の延長	一メートルにつき	一、一〇〇、〇〇〇
5	その他の土木費	港湾（漁港を含む。） における外かく施設 の延長	一メートルにつき	三、〇〇〇、〇〇〇
	人口		一人につき	二、六〇〇、〇〇〇
	面積		一平方キロメートルに つき	六、九三九、六〇〇
三	教育費			
1	小学校費	児童数	一人につき	二〇、三八〇、〇〇〇
		学級数	一学級につき	九、一六九、〇〇〇
		学校数	一校につき	一九、一八三、五〇〇
		生徒数	一人につき	二、七六九、〇〇〇
2	中学校費	学級数	一学級につき	二、四六〇、〇〇〇
		学校数	一校につき	一九、四六〇、〇〇〇
		生徒数	一人につき	二、七五二、〇〇〇
3	高等学校費	学校数	一人につき	二、七五二、〇〇〇
		生徒数	一人につき	二、七五二、〇〇〇

昭和三十一年五月十八日 参議院會議録第三十八号 地方交付税法の一部を改正する法律案

4 その他の教育費	盲学校、ろう学校及び養護学校の幼児、児童及び生徒の数	一人につき	六〇四
四 厚生労働費	町村部人口	一人につき	一〇三六八
1 生活保護費	人口	一人につき	二一六三
2 社会福祉費	人口	一人につき	一三六三
3 衛生費	人口	一人につき	一八八四一〇〇
4 労働費	工場事業場労働者数	一人につき	九七〇〇
五 産業経済費	失業者数	一人につき	一六五九〇〇
1 農業行政費	耕地の面積	一町歩につき	九七〇〇
2 林野行政費	農家数	一戸につき	一六五九〇〇
3 水産行政費	民有林野の面積	一町歩につき	九七〇〇
4 商工行政費	水産業者数	一人につき	五四六八〇〇
六 その他の行政費	商工業の従業者数	一人につき	三〇四三〇〇
1 徴税費	道府県税の税額	千円につき	七九〇〇
2 その他の諸費	人口	一人につき	一七三三
七 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	一円につき	九五
一 消防費	人口	一人につき	二二六八
二 土木費	道路の面積	一平方メートルにつき	五八〇
1 道路費	道路の延長	一メートルにつき	五四八
2 橋りより費	橋りよりの面積	一平方メートルにつき	一四三三
3 港湾費	橋りよりの延長	一メートルにつき	二五四六
4 都市計画費	港湾（漁港を含む）の延長	一メートルにつき	一六〇〇〇
5 その他の土木費	港湾（漁港を含む）における外かく施設の延長	一メートルにつき	三、〇〇〇
	都市計画区域における人口	一人につき	一六七五
	土地区画整理事業の施行地区の面積	一坪につき	四五六
	人口	一人につき	一七一九

市町村		面積		一平方キロメートルにつき	
三 教育費		児童数	一人につき	九〇三〇〇	二四一四〇〇
1 小学校費	学級数	一学級につき	三〇〇九四〇〇		
2 中学校費	学級数	一校につき	一〇五〇〇〇〇		
	生徒数	一人につき	一〇五〇〇〇		
	学級数	一学級につき	三〇〇九四〇〇		
	学校数	一校につき	一四四六〇〇〇		
	生徒数	一人につき	一三三三〇〇		
3 高等学校費	人口	一人につき	一〇〇七		
4 その他の教育費					
四 厚生労働費					
1 生活保護費	市部人口	一人につき	一〇五五八		
2 社会福祉費	人口	一人につき	六五三		
3 衛生費	人口	一人につき	一七〇〇		
4 労働費	失業者数	一人につき	一八四二〇〇		
五 産業経済費					
1 農業行政費	農家数	一戸につき	一三二〇		
2 商工行政費	商工業の従業者数	一人につき	一〇五〇		
3 その他の産業経済費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	三八八五		
六 その他の行政費					
1 徴税費	市町村税の税額	千円につき	七〇〇		
2 戸籍住民登録費	本籍人口	一人につき	二二二		
3 その他の諸費	世帯数	一世帯につき	八七二		
	人口	一人につき	三九〇三		
七 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	一円につき	五		

第十二条第二項の表を次のように改める。		
測定単位の種類	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
一 警察職員数	警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第五十七条に規定する政令で定める基準により算定した当該道府県の警察職員数	人
二 人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	人
三 市部人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該市に係る人口	人

第十二条第二項の表を次のように改める。

四 町村部人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該道府県の人口のうち町村に係る人口	人
五 道路の面積	道路法(昭和二十七年法律第八十号)第二十八条に規定する道路台帳(以下「道路台帳」という。)に記載されている道路で当該地方団体又は当該地方団体の長が管理するものの面積	平方メートル
六 道路の延長	道路台帳に記載されている道路で当該地方団体又は当該地方団体の長が管理するものの延長	メートル
七 橋りよりの面積	道路台帳に記載されている橋りよりの面積	平方メートル
八 橋りよりの延長	道路台帳に記載されている橋りよりの延長	メートル
九 河川の延長	河川法(明治二十九年法律第七十一号)第十四条に規定する河川台帳に記載されている河川で当該地方団体の長が経費を負担するものの河岸のうち、当該地方団体の区域内に所在するものの延長	メートル
十 港湾(漁港を含む)におけるけい留施設の延長	統計法(昭和二十二年法律第十八号)第三条に規定する指定統計調査(以下「指定統計調査」という。)で港湾に係る最近の調査(以下「港湾調査」という。)の結果によるけい留施設の延長で当該地方団体の長が経費を負担するもの(漁港にあつては、農林大臣が行つた最近の調査の結果によるけい留施設の延長で当該地方団体の長が経費を負担する漁港法(昭和二十五年法律第三十七号)第二条の漁港に係るもの)	メートル
十一 港湾(漁港を含む)における外かく施設の延長	最近の港湾調査の結果による防波堤、防砂堤、導流堤等の延長で当該地方団体の長が経費を負担するもの(漁港にあつては、農林大臣が行つた最近の調査の結果による外かく施設の延長で当該地方団体の長が経費を負担する漁港法第二条の漁港に係るもの)	メートル
十二 都市計画区域における人口	官報に公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口で都市計画法(大正八号法律第三十六号)第二条の規定による都市計画区域に係るもの	人
十三 土地区画整理事業の施行区域の面積	当該地方団体の面積のうち、土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第三条第三項又は第四項の規定に基づく土地区画整理事業を施行する区域の面積	坪
十四 面積	建設省地理調査所において公表した最近の当該地方団体の面積	平方キロメートル

十五 小学校の児童数	道府県にあつては最近の学校に係る指定統計調査(以下「学校基本調査」という。)の結果による当該道府県の区域内の市町村立の小学校に、市町村にあつては最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の小学校に在学する学齢児童の数	人
十六 小学校の学級数	道府県にあつては最近の学校基本調査の結果による当該道府県の区域内の市町村立の小学校の、市町村にあつては最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の小学校の学級数	学級
十七 小学校の学校数	道府県にあつては最近の学校基本調査の結果による当該道府県の区域内の市町村立の小学校の、市町村にあつては最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の小学校の数	校
十八 中学校の生徒数	道府県にあつては最近の学校基本調査の結果による当該道府県の区域内の市町村立の中学校に、市町村にあつては最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の中学校に在学する学齢生徒の数	人
十九 中学校の学級数	道府県にあつては最近の学校基本調査の結果による当該道府県の区域内の市町村立の中学校の、市町村にあつては最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の中学校の学級数	学級
二十 中学校の学校数	道府県にあつては最近の学校基本調査の結果による当該道府県の区域内の市町村立の中学校の、市町村にあつては最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の中学校の数	校
二十一 高等学校の生徒数	道府県にあつては最近の学校基本調査の結果による当該道府県立の高等学校(定時制の課程の市町村立の高等学校を含む。)に、市町村にあつては最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の高等学校に在学する生徒の数	人
二十二 盲学校、ろう学校及び養護学校の幼児、児童及び生徒の数	最近の学校基本調査の結果による当該道府県立の盲学校、ろう学校及び養護学校の幼稚園、小学部、中学部及び高等部に在学する幼児、児童及び生徒の数	人
二十三 工場事業場労働者数	最近の事業所に係る指定統計調査(以下「事業所統計調査」という。)の結果による当該道府県に所在する事業所の従業者数	人

二十四 失業者数	労働大臣が行つた最近の調査の結果による当該地方団体における失業者数	人
二十五 耕地の面積	最近の農業に係る指定統計調査(以下「世界農業センサス」という。)の結果による当該道府県の耕地の面積	町歩
二十六 農家数	最近の世界農業センサスの結果による当該地方団体の農家数	戸
二十七 民有林野の面積	農林大臣が行つた最近の調査の結果による当該道府県の民有林野の面積	町歩
二十八 水産業者数	最近の漁業に係る指定統計調査の結果による当該道府県の水産業者数	人
二十九 商工業の従業者数	最近の事業所統計調査の結果による当該地方団体の商工業の従業者数	人
三十 林業、水産業及び鉱業の従業者数	最近の国勢調査の結果による当該市町村の林業、水産業及び鉱業の従業者数	人

三十一 道府県税の税額	当該年度における当該道府県の普通税(法定外普通税を除く。)について第十四条第二項の基準税率をもつて算定した額の八分の十に相当する額	千円
三十二 市町村税の税額	当該年度における当該市町村の普通税(法定外普通税を除く。)について第十四条第二項の基準税率をもつて算定した額の七分の十に相当する額	千円
三十三 本籍人口	当該市町村の戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第七条の規定による戸籍簿に記載された者の数	人
三十四 世帯数	官報に公示された最近の国勢調査の結果による当該市町村の世帯数	世帯
三十五 災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	国庫の負担金を受けて施行した災害復旧事業に係る経費又は国の行方災害復旧事業に係る負担金に充てたるため起した地方債の当該年度における元利償還金	円

第十三条第四項各号列記以外の部分中ただし書を削り、同項第三号中「この場合において、道府県についてイ及びロに規定する算定をあわせて行うときは、ロにより算定した数値にイにより算定した数値から一を控除した数値を加算するものとする。」を削り、同号イ中「所得」を「道府県税の税額」に改め、同号ロに次のただし書を加える。

ただし、道府県の土木費又は産業経済費のうち総理府令で定めるものに係る係数の算定方法については、総理府令で特例を設けることができる。

第十三条第八項中「前七項」を「前八項に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「人口が急増した地方団体の下に、廃置分合又は境界変更

のあつた地方団体」を加え、「前六項」を「前七項に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「前項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第三項第一号から第四号までの補正の二以上をあわせて行う場合においては、測定単位の数値に係る補正係数は、二以上の事由を通じて一の率を定め、又は各事由ごとに算定した率(二以上の事由を通じて定めたる率を用いて算定した率を含む。)を連乗して得たる率によるものとする。ただし、道府県について第三項第三号の補正のうち道府県の態容に應ずる補正を他の補正とあわせて行う場合においては、当該事由以外の事由について

算定した率又は当該事由以外の事由について算定した率を連乗して得たる率に、当該事由について算定した率から一を控除した数値を加算して得たる率によるものとする。

第十四条第一項中「当該市町村の普通税(法定外普通税を除く。)の取入見込額」の下に「、当該市町村の特別とん譲与税の取入見込額」を加え、同条第三項の表道府県の項中「第七十二条第四項」を「第七十二条

「八 入湯税

旅館業法(昭和二十三年法律第三十八号)第二条第二項のホテル及び同法同条第三項の旅館で温泉浴場を持つもの又は温泉浴場を利用するものの客室の畳数

「八 特別とん譲与税

特別とん譲与税法(昭和三十三年法律第号)第二条の規定により算定した額

第十五条第二項中「二月末日以後」を「三月一日以後」に改める。

第十六条第二項中「交付税の総額に變更があつたこと」の下に「、大規模な災害があつたこと」を、「前年度の交付税の額」の下に「、大規模な災害による特別の財政需要の額」を加える。

第十八条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、市町村にあつては、当該審査の請求は、都道府県知事を経由してしなければならない。

第十八条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、市町村の審査の請求に係るものにあつては、

当該通知は、都道府県知事を經由してしなければならない。

第十九条第二項中「錯誤に係る数を普通交付税の算定の基礎に用いた年度（交付年度）」という。以下本項において同じ。以後の年度においては「普通交付税の額の算定の基礎に用いた年度又はその翌年度に於いては、」交付年度分として交付を受けた普通交付税の額が交付を受けるべきであった普通交付税の額に満たないときは「錯誤に係る数を普通交付税の算定の基礎に用いた年度（交付年度）」という。以下本項において同じ。分として交付を受けた普通交付税の額が交付を受けるべきであった普通交付税の額に満たないときは「に改め、同条第六項に後段として次のように加え、同項を同条第八項とする。

この場合において、市町村の異議の申立に係るものにあつては、当該通知は、都道府県知事を經由してしなければならない。

第十九条第五項中「第一項から第三項まで」を「第一項から第五項まで」に改め、同項に後段として次のように加え、同項を同条第七項とする。

この場合において、市町村にあつては、当該異議の申立は、都道

府県知事を經由してしなければならない。

第十九条第四項中「前三項の措置」を「前五項の規定による措置」に、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「超過する部分については、当該事実を発見した年度若しくはその翌年度において当該地方団体に交付すべき交付税の額からこれを減額し、又はその減額すべき額が交付すべき交付税の額をこえるときはこれを返還せなければならない」とを「超過する部分（超過額）」という。以下本項及び次項において同じ。については、当該事実を発見したとき、直ちに当該超過額を返還せなければならない」とに改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 前項の場合において、当該地方団体は、当該超過額に、当該地方団体が当該地方交付税を受領した日の翌日から返還の日までの期間に及び、百円について一日三銭の割合を乗じて計算した金額に相当する加算金を国に納付しなければならない。ただし、当該地方交付税の交付を受けた後災害があつたことその他特別の理由によりやむを得ない事情があると認められるときは、自治庁長官は、当該加算金を減免し、又は期限を指定して

延納を許可することができる。

第十九条第二項の次に次の一項を加える。

3 府県分又は境界変更のあつた市町村及び錯誤に係る額が著しく多額である地方団体に對する前二項の規定の適用については、總理府令で特例を設けることができる。

第二十條第二項中「前条第一項、第二項及び第五項の決定」を「前条第一項から第五項まで及び第七項の規定による決定」に改める。

第二十條の二第四項中「第十九条第四項から第六項まで」を「第十九条第六項から第八項まで」に改める。

第二十條の三第一項中「第十九条第三項若しくは」を削り、同条第二項中「第十九条第二項若しくは第三項」を「第十九条第二項から第五項まで」に、「交付税の額の全部又は一部を返還させた場合」を「交付税の額の全部若しくは一部を返還させ、又は加算金を納付させた場合」に、「その返還された額」を「その返還され、又は納付された額」に、「当該返還された年度」を「当該返還され、若しくは納付された年度」に改める。

第二十二條中「交付税を交付する場合」の下に「並びに加算金を納付させる場合」を加える。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十一年度分の地方交付税から適用する。ただし、改正後の地方交付税法（以下「新法」という。）第十九条（第五項を除く。）の規定は、昭和三十一年度分以前の地方交付税又は昭和二十八年年度分以前の地方財政平衡交付金について、昭和三十一年度以降においてその額の算定の基礎に用いた数に錯誤があつたことを発見した場合についても適用する。

2 昭和三十一年度分として交付すべき地方交付税に關する特例に關する法律（昭和三十一年法律第...号）の規定により、昭和三十一年度分として交付すべき地方交付税の一部が昭和三十一年度分の地方

交付税の総額に加算されることとなつた場合においては、新法第六

条の二第二項及び第三項の規定にかかわらず、昭和三十一年度分として交付すべき普通交付税の総額は、加算されない前の地方交付税の総額の百分の九十二に相当する額に当該加算された額を加算した額とし、特別交付税の総額は、加算されない前の地方交付税の総額の百分の八に相当する額とする。

3 前項の場合において、昭和三十一年度の基準財政需要額の算定に用いる地方行政に要する経費の測定単位及び測定単位ごとの単位費用は、道府県及び市町村を通じて、新法第十二条に定めるところによるほか、次の表に掲げるところによるものとする。

経費の種類	測定単位	単位費用
1 特別措置債償還費	特別の措置として発行を許可された地方債に係る元利償還金	一円につき 一〇〇
2 特定債償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る利子	一円につき 五〇

4 前項の場合において、測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に掲げる算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基いて、總理府令の定めるところにより算定する。

測定単位の種類	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
一 特別の措置として発行を許可された地方債に係る元利償還金	昭和二十六年、昭和二十七年及び昭和二十九年において、特別の措置として発行を許可された地方債(以下「特別措置債」といふ)で、自治庁長官が指定するものに係る昭和三十三年における元利償還金	円
二 公共事業費等特定の事業費の財源に充てられた地方債に係る元利償還金	昭和三十一年度から昭和三十三年度までの間に、国庫の補助金、負担金その他これらに類するものを受けて施行した一般公共事業、失業対策事業及び義務教育施設の建設事業に係る経費の財源に充てられた地方債(以下「特別措置債」を除く)並びに交付公債に係る昭和三十三年度における元利償還金	円

〔本多市郎君登壇、拍手〕

○本多市郎君 たいだいま議題となりました地方交付税法の一部を改正する法律案について、地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

本法案は、地方財政の現状にかんがみ、昭和三十一年度を引き続き、昭和三十三年度においても、地方財政を健全化する方策の一環として、地方交付税の率の引き上げ、単位費用の改訂、測定単位の数値の補正方法の改正等、地方交付税の算定方法の合理化をはかるうとするものであります。

改正の内容は、第一に、地方交付税の率を、現行の百分の二十五から百分の二十六に引き上げて、地方交付税の総額を所得税、法人税及び酒税の収入額のそれぞれ百分の二十六とし、第二に、単位費用について改訂を行うとともに、特別地方債償還費について測定単位を追加新設し、あるいは種別補正

を加え、測定単位に、特別措置として発行を許可された地方債にかかる元利償還金と、公共事業等特定の事業費の財源に充てられた地方債を許可された地方債にかかるとする等の特典を付する等の主要点のほか、地方交付税の交付時期及び錯誤に關する取扱、その他規定の整備をはかるものであります。

地方行政委員会におきましては、三月七日、田中内務大臣より提案理由の説明を聞いた後、数回にわたり政府当局との間に質疑応答を重ね、慎重審査を行いました。その詳細については会議録によつてごらん願います。

五月十八日、討論に入り、加瀬委員は日本社会党を代表して、「本法案に反対」の旨を述べられ、反対の理由として、「地方財政の赤字は一応とまったかに見えるが、実質的には幾多の重要案件が未解決のまま残され、交付税の算定基準にも正確な欠点があり、衆議院の付帯決議の内容を法律化できないはずはない等の点をあげられました。

大沢委員は、「政府の今回の地方交付税措置は、自然増収、率の一分引き上げ及び先の特例法による特別措置の三者によつて対処するものであるから、本法案に賛成する」旨を述べられ、なお、次のような付帯決議案を提出されました。その内容は、

付帯決議案
政府は、地方財政の現状にかんがみ、左の措置を講ずべきである。
一、昭和三十三年以降に於ける公債費の処理及び勤務地手当制度の改正に伴い増加する財政需要額に對し、地方交付税率を一・五%引上げることににより措置すること。

右決議する。

といふものであります。森委員は、「政府原案及び大沢委員の付帯決議案に賛成」の旨を述べられ、その意味は、「付帯決議案に示されている強い要望に對する政府の誠意を信頼するからである」旨を述べられました。

かくて討論を終り、採決の結果、本法案は多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、大沢委員提出の付帯決議案は、これまた多数をもって、これを本委員会の決議とすることに決した次第であります。

なお、これに對して、田中内務大臣より、「來たるべき通常国会において、付帯決議の趣旨に沿つて措置したい」旨の発言がありました。

なお、本法案に關連する問題として、国の直轄工事に對する交付公債に關し、全会一致をもって次のような委員会決議を行なつたことを申し添えます。すなわち、その内容は、

「加瀬完君登壇、拍手」
○加瀬完君 私は日本社会党を代表いたしまして、たいだいま上程されました

地方交付税法の一部を改正する法律案に對し反対をいたしました。

閣僚当局並びに自民党の行政部会の各位が、交付税の引き上げに非常な御努力をいたされました点は、敬意を表するにやぶさかではございませんが、なお、付帯決議による一・五%の税率の引き上げを御決定なさいましたが、これらの点につきましては、交付税法から見れば違法ではないかといふ幾多の疑点も残されておられますので、以下、反対の何点かをあげたいと思います。

反対の第一点は、政府が、地方財政に對して、はなはだ認識を欠いておるといふ点であります。交付税法の第三條によりますと、「自治庁長官は、常に各地方団体の財政状況の的確な把握に努め、地方交付税の総額を、この法律の定めるところにより、財政需要額が財政収入額をこえる地方団体に對し、衡平にその超過額を補てんすることを旨として交付しなければならぬ」といふ規定がござります。御存じのように、財政需要額と財政収入額をいかに判定するかということが交付税における大きな問題であります。

そこで、自治庁の地方自治体に對する實際報告を見ますと、その一といたしまして、財政再建団体などは行政の最低水準すら割る状態であり、特に団体間の行政格差が大きくなつてきた。その二といたしまして、計画の内容に無理があるので、消費的経費だけではなくて、投資的経費すら相当切つておる、この方法をそのまま進めるならば、住民のための事業といふものは停止しなければならぬ。その三といたしましては、赤字は一応三十三年度において押えることができたけれども、それ

以上、御報告いたします。(拍手)
○副議長(寺尾豊君) 本案に對し討論の通告がござります。順次発言を許します。加瀬完君。
〔加瀬完君登壇、拍手〕
○加瀬完君 私は日本社会党を代表いたしまして、たいだいま上程されました

は事業を押えて黒字を出しておるといふことにすぎないので、新市町村の建設の促進でありますとか、過年度の災害の解決でありますとか、公債の処理でありますとか、こういう地方財政にとりましては至急解決をしなければならぬ基本的な問題は、そのまま残されてしまった、こう述べておるのでございませう。このことは、明らかに、地方交付税法第三条三項の運営の基本として記されております。「地方団体は、その行政について、合理的、且つ、妥当な水準を維持するように努め、少くとも法律又はこれに基づく政令により義務づけられた規模と内容を備えるようにしなければならぬ。」、こういう内容に違反する状態と言わなければならぬ。具体的には数字をあげますならば、再建団体の歳入歳入年次計画におきまして、財政計画の基本年度といたしまして昭和二十九年と、再建計画の最終年度といたしております年度とを比べますと、佐賀県においては、消費的経費が一三%減り、投資的経費が六三%減っております。徳島県におきましては、消費的経費が一四%、投資的経費は、驚くべきこと、七六%減らしてバランスを合わせておるのであります。消費的経費のうち、給与費について見ますと、昭和二十九年と三十年と三十一年度の各十月を押えますと、昇給を停止しておりましたのが、昭和二十九年は二でありましたけれども、昭和三十一年は三十四にふえております。昇給を延伸しておりますのが、昭和二十九年は十九でありましたのが、昭和三十年には二十八という状態でありませう。特に、この再建計画が一番しわ寄せされました教育予算によりますと

と、たとえば、学級規模調査、こういう統計を見ますと、御存じのように、米、英、仏、ソ、こういう諸国におきましては、小学校の一年級は最高二十五人から四十人という編成だそうでございますが、わが地方団体におきましては、小学校におきましては、五十人以上の学級が、鹿児島においては全体の一八%、熊本においては二二%、佐賀県におきましては二九%という数字を表わしております。中学校におきましても、鹿児島は五十人以上の多学級が二八%、熊本は三三%、大分は二五%という数字を表わしております。しかしながら、量よりも質である、教員の質がよければよろしいじゃないか、こういう御議論もあらうと思ひますので、教員構成を調べてみますと、正教員でない、いわゆる無資格者の教員によつて教育が担当されております率が、北海道におきましては三〇・三%、青森においては二二・一%、群馬においては二一・七%、宮崎においては二〇・四%、こういうふうに義務教育の最低限度すらも、はなはだしくその最低を割つておる状態でございます。このように行政水準を非常に切り下げまして、三十年程度だけは赤字を押え得まして、二十九年度の決算による各県の実質赤字といふものはそのまま残つておる。たとえば、兵庫、京都においては二十五億、新潟二十三億、福島二十二億、長野においては十五億、宮城県十四億、秋田十三億、鹿児島、千葉十億といふ、おびただしい赤字をそのまま残しておるのであります。もしも交付税を改正するといふことでありますならば、当然この地方財政の実態の上に改正が行われなければならないはずであ

りますが、歴代の政府は、この財政状況の的確な把握といふものを怠つてきませんでした。現政府におきましては、この認識は、はなはだ欠けると言わなければなりません。こういう地方財政の的確な認識を欠くところに、交付税の算定の基礎といふものは発見することができないのであります。これが反対の第一の理由であります。

反対の第二は、交付税の算定に誤りがあるといふことであります。三十年年度の決算を見ますと、財政計画に對する決算と計画との差は六百億前後、歳入においても歳入においてもあります。ところが昭和三十一年の十一月の決算見込みで調べますと、地方税におきましては決算が三千五百六十億、計画が三千五百七十六億で、十億に足りないところの差であります。ここで地方税といふものを問題にいたしましたのであります。二十八年年度以降、計画と決算のアンバランスといふものを、地方税の増徴でまかなつてきたという傾向が非常に強いのであります。たとえば二十八年は地方税を三百億、雑収入を三百億ふやして、六百億の赤字を埋めました。二十九年は地方税を四百二十五億、雑収入を百八十二億ふやしてバランスをとりました。三十年におきましては、地方税で三百九十六億、雑収入で五十億、こういう形で財政計画のアンバランスを補つておるのであります。この資料から私は二つの結論が言ひ出せるかと思ひます。一つは、計画と決算のアンバランスを地方税で補つてきた、しかし現在は、どのように見ても地方税の伸びといふものを望むことができない。それは計画と決算が十億だけしか

違わないといふことでも明らかではないか、こういう点であります。しかし政府は、本年度の地方財政計画におきましても、税の増収計画といふものを非常に多く見積りまして、府県税で三百八億、市町村税で二百六十五億、その他を合わせて六百八十九億といふ数字に見込んでおります。これは無理がないかと、こういう点を検討して見ますと、昭和三十一年年度の地方財政における収入見込み額と決定額を比べますと、地方税を自治庁では最初三百二十九億しか取れないと見込みましたところが、大蔵省の決定では、これが六百八十九億に伸ばされておる。その差が実に三百六十億であります。地方交付税を三百八十八億だけども必要だと計算されたものが、三百四十億に落されて、四百四十八億といふものが歳入見積りから減らされております。公債費の処理といふものには、どうしても百九十五億かかる自治庁が予定いたしましたものが、七十六億に押えられましたので、百十九億不足を生じております。結局、見込みよりも減らされたものが三百四十七億、見込みよりもふやされたものが三百六十億、七百七億の差が出て参りました。このことは、地方から取るものは、無理をして三百六十億取つた、政府の出すべきものは三百四十七億出し惜しんでおる、こういう結論が言われると思ひます。こういうふうな財政計画から交付税をはき出しては、この交付税がまた間違つてはきき出されるということになるのであります。非常に財政収入の面で地方税といふものを大きく見

ておりますけれども、これは政府の発表された日本経済の発展率という表から見まして、三十年と三十一年では一二%ふえておるといふのに對しまして、農林水産生産水準といふものは三・六%減つております。また分配国民所得を比べますと、三十年と三十一年と三十二年の見込みでは、全体に對する構成比が一九・三、一六・一、一四・八と減つております。これは地方にとりましては、神武景気とか何とかいう風は全然吹いてこない。むしろ地方税の税のものは減つてきておる、こういうことにならうかと思ひるのであります。これは自治庁の発表された本年度の資料によりまして、ふえております地方税を分類いたしますと、東京、大阪、神奈川、愛知、福岡、兵庫、この六都府県が百七十三億、その他が百三十五億、税収増が非常に一方的に片寄つておるのであります。これは交付税の算定といふものは出てこない。これが反対の第二でございます。

反対の第三点は、付帯決議の内容を、法律の成文となし得ないことはないうことでございます。付帯決議によりますと、三十三年度から一・五%交付税率をふやすといふことであります。交付税率の第三条の二によりまして、「国は、交付税の交付に當つては、地方自治の本旨を尊重し、条件をつけ、又はその用途を制限してはならない。」といふことが書いてあります。ところが、本年度の計画によりまして、交付税の繰り越しの見込み額の中から、七十六億だけはひもをつけて公債費の処理に充てております。これは交付税法の違反であります。この点で

ございすが、自治庁長官は、お説の通り交付税法ではひもはつけられない、そこで交付税法の一部の改正をお願いしているんだ、財政上、三十三年度は当然これを考えるのだ、こう言っておる。従つて、三十三年度からは、交付税率は当然変更しなければならぬことを明白に物語っておるわけでありませう。こういう場合には、交付税法では、その収支が引き続いて合わない場合には、第六条第一項の税率を変更するというのが規定されておるのであります。なぜ、一体、税率を来年から一・五%上げるといふのなら、今年変更されないか。こういふことに對しまして、衆議院におきましては、三十二年度におきまして三十三年度の財政を縛るわけにはいかないという理由をあげておられますが、これは税率を改正する理由にはならない。なぜかと云いますと、交付税法が初めて昭和十九年に生まれ、それから、本則第二十六条では、税率を百分の二十二として、二十九年特例付則第三項として、もので百分の一九・八七四という二段がまえの税率にしたわけでありませう。地方税の改正におきまして、住民税を、本年度の改正で昭和三十三年度は百分の二六、三十四年度以降平年度は百分の二八と、次年度、その次の年度といふものにつけて、法律ではつきりとしたものをつけてある。交付税法だけでつけられないという理由はないと思ふのであります。問題は、地方財政をこのままにしておきまして、政府は、住民の福祉といふものを、どうに考へておると言へるかどうかという問題に帰着すると思ふのであります。来年やらなければならぬという

理由を本年度発見をするならば、発見したときに交付税法は変えなければならぬ。これが交付税法の精神でございます。以上、三点を申し述べまして反対の理由といたします。(拍手)

○副議長(寺尾豊君) 大沢雄一君。

〔大沢雄一君登壇、拍手〕

○大沢雄一君 私は自由民主党を代表し、政府案に賛成の意思を表明いたします。

危機に瀕せる地方財政は、この一兩年來、政府並びに国会の時宜に適應する諸施策と、地方団体関係者の異常な努力とを相待つて、辛うじて新たな赤字の発生を克服いたしまして、再建整備の方向に向つて歩を進めつつあることは否定のできない事実でございます。問題は、この現状認識の上に立つて、本年度より行われるいわゆる国の一千億減税によつて、地方財政に生ずる税収入の減収にどう対処し、ようやくに軌道に乗つた地方団体の財政再建意欲をそなうことなく、地方自治の使命とする地方行政の水準を維持向上せしめるかにあると思ひます。

各位御承知の通り、政府は、すでに成立せる交付税法の一部改正によつて、国税の減税に伴う地方税の減収に對処するため、住民税の税率を調整する等の措置によつて、地方団体の税収の確保と住民負担の軽減の両者を全くする措置を講じたのであります。ここに、地方税と並んで地方団体の恒久的収入の双壁をなす地方交付税においても、三十二年度の百六十八億圓に上る自然増収を考慮の上、現行地方交付税率二五%を三十二年より一%引

き上げ、二六%となし、三十二年の交付税額を、前年度対比二百四十億圓増の一千八百六十七億七千九百圓に増額し、この二百四十億圓をもつて一千億減税による交付税の減収二百二十億圓をカバーしているものであります。しこうして政府は、なお、この一%引き上げ措置のほか、昭和三十三年度の限りの特別措置といたしまして、さきに成立せる昭和三十一年度分として交付すべき地方交付税に關する特例法によつて、三十一年度交付税の増額分百十億圓の中から八十六億圓を三十二年に繰り越し、この金をもつて地方財政のガンを言われる公債償還費対策、すなわち借金払いの元利補給のため、これを交付団体に配分することとした。さきに申し上げました交付税額一千八百六十七億七千九百圓と合算いたしますれば、合計一千九百五十三億七千九百圓、すなわち二千億圓に近い金額が、三十二年における地方交付税の総額と相なるのでございます。その結果、地方団体は、地方税の増収と相まつて、やや明るさを取り戻し、現に昭和三十三年度の地方財政計画を見ましても、歳入面におきましては、将来の地方財政を圧迫する地方債の起債額を約二百億圓程度一般財源に振りかえて減少せしめることができ、また、歳出面においても、国家公務員に準ずる給与改訂費を初め、義務的経費の増加をまかなつた上に、なお、従来きわめて不満足の状態のままで捨ておかれた道路の補修費、上下水道の建設費等の地方団体の単独事業について、いわゆる行政水準確保のための経費として約百三十億圓ほど、これを増額計上し得ているのであります。もとより

地方財政の面からのみ見れば、一部の諸君の言われるように、地方税の自然増収を一〇%地方団体に与へ、さらに交付税においても、三十二年から一挙に税率三%引き上げ、何もかも肩がわりによつて、地方団体にプラスしてやるのが理想であるかもしれせん。しかしながら、再建途上における国の財政力の底はなお浅く、すでに国の歳入全部が確定予算をもつて、残りなく必要経費に配分されてしまつて、昭和三十三年度といたしましては、地方交付税といへども、ますますこの程度の措置でしのぐほかないと考へます。もとより私も、決して理想を見失つてゐるものではないと思ひますが、私も、何事も現実面に立脚し、逐次理想に向つて改善向上することをよしとするものであります。ゆゑに、地方交付税に對する措置に關しては、この意味において、政府原案に賛成するものであります。

しかしながら、ここで見落すことのできないものがございします。それは、政府が本年度限りの特例として措置せらるる公債償還費の次年度以降の對策の問題であります。地方交付税の交付団体の地方債償還額は三十二年度五百六十億圓、三十三年度六百二十億圓である、当然、将来に向つて累加の趨勢にあるのであります。この借金払いの重圧に對する緩和策が、万一、三十二年一度一年限りの特別措置として打ち切られるようなことがあつては、公債費対策として全く意味をなさないのであります。三十三年度以降は、新たな財源によつて引き續いて措置できなければならせん。なおまた、この公債費対策

のほかに、勤務地手当制度の改正により三十三年度の義務費として、給与費の増二十二億圓があり、これまた同様財源措置がされねばならぬものであります。

わが自由民主党においては、三十三年度以降のこの両者の歳出増加に對処するため、去る十四日、党議をもつて、三十三年度以降、交付税率を政府案の二六%の上さらに一・五%引き上げることと確定したのであります。しこうして衆参両院地方行政委員会においても、また付帯決議をもつて同様決議し、これに對し、政府当局は責任をもつて実現する旨言明してゐるのであります。私はこの実現によつて、私どもの所期するところが達成し得るものと信ずるのであります。

なお、公債費対策の一環として、交付公債等の問題が残されております。交付公債は、財政が窮乏して金のない地方団体のため、国の直轄工事に對する分担金の納付の手段として、地方団体に国が書かせる一種の借金証文であります。これによつて地方団体は何か年間かの分割納付が許されることになるのであります。かような証文に利子を取るということは、いささか酷ではないかと思ふのであります。かたがた、地方財政の現状にもかんがみまして、衆参両院地方行政委員会は、今回、満場一致の委員会決議をもつて、今後、政府は無利子とするの措置を講ずべきことを決議したのであります。

私はこの機会に、すみやかにこの措置をとられんことをあわせて政府に強く要望して、賛成の討論を終ります。(拍手)

○副議長(寺尾豊君) これにて討論の通告者の発言は、全部終了いたしました。討論は、終局したものと認めます。

これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(寺尾豊君) 過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

○副議長(寺尾豊君) この際、日程に追加して、農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律案(衆議院提出)を議題とするに御異議ございませんか。

〔異議なしと仰ぶ者あり〕

○副議長(寺尾豊君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。文教委員会理事矢嶋三義君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和三十三年五月十六日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平殿

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、高等学校における農業又は水産に係る産業教育の特殊性にかんがみ、産業教育振興法(昭和二十六年法律第二百二十八号)第三条の三の規定に基づき、国立又は公立の高等学校において農業又は水産に係る産業教育に従事する教員に対して支給する産業教育手当に關し必要な事項を規定するものとする。

(定義)

第二条 この法律において「教員」とは、教諭、助教諭又は常時勤務に服することを要する講師をいう。

(国立高等学校の教員の産業教育手当)

第三条 農業又は水産に關する課程を置く国立の高等学校の教員で高等学校の農業若しくは農業実習又は水産若しくは水産実習の教諭又は助教諭の免許状を有する者(教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)附則第二項及び教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第五十八号)附則第二項から第四項までの規定により高等学校の農業、農業実習、水産又は水産実習を担任する教諭又は講師の職にあることができる者を含む。)が、当該農業又は水産に關する課程において、実習を伴う農業又は水産に關する科目を主として担任する場合には、その者に対し、その者の俸給月額額の百分の十に相当する額をこえない範囲内において、産業教育手当を支給する。

2 前項の産業教育手当に關し必要な事項は、文部大臣が定める。この場合においては、文部大臣は、人事院の意見をきかなければならない。

第四条 公立の高等学校の教員の産業教育手当は、前条の規定による国立の高等学校の教員の産業教育手当を基準として定めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算し、昭和三十三年四月一日から適用する。

(地方自治法の一部改正)

2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二百四十二条第二項中「新炭手当」の下に、「産業教育手当」を加える。

(市町村立学校職員給与負担法の一部改正)

3 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「給料その他の給与」の下に「及び産業教育手当」を加える。

(国家公務員災害補償法の一部改正)

4 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「及び新炭手当」を、「新炭手当及び産業教育手当」に改める。

〔矢嶋三義君登壇、拍手〕

○矢嶋三義君 ただいま議題となりました農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律案について、文教委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院議員提出にかかるとはありまして、まず、その提案の趣旨について御説明いたします。

産業教育振興法におきまして、「産業教育に従事する教員の資格、定員及び待遇については、産業教育の特殊性に基づき、特別の措置が講ぜられなければならない」と規定されております。ところが、現在これら産業教育に従事している教員は、産業教育に従事する資格、定員及び待遇については、産業教育の特殊性に基づき、特別の措置が講ぜられなければならない。と規定されております。ところが、現在これら産業教育に従事している教員は、産業教育に従事する資格、定員及び待遇については、産業教育の特殊性に基づき、特別の措置が講ぜられなければならない。と規定されております。

今日まで何らの措置もとられなかったものであります。本法律案は、今回この規定に基づき、農業及び水産関係の教員の待遇について特別の措置を講じようとするものであります。

次に、法律案の内容について申し上げます。農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員で、農業又は水産に係る産業教育に従事する課程において、実習を伴う農業又は水産に關する科目を主として担任する場合には、その者に対し、その者の俸給月額額の百分の十に相当する額をこえない範囲内において、産業教育手当を支給し、また、公立の高等学校の教員について、国立の高等学校の教員の産業教育手当を基準

として定めるものとしたしております。

なお、附則において、本法は昭和三十三年四月一日から適用することとにも、関係法に所要の改正をいたしております。

委員会におきましては、各委員より、発言者並びに政府当局に対し熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知を願います。

討論におきましては、矢嶋委員が本案に賛成の意見並びに政府に対して要望を述べ、各派を代表して次の付帯決議を附すべき旨の提案をいたしました。付帯決議を朗読いたします。

政府は、産業教育振興法第三条の三の趣旨にのっとり、産業教育に従事する教員並びに実習助手に対しては、その教科のいかんを問わず、同一の取扱いがなされるよう措置すべきである。

以上でございます。

かくて採決の結果、本法律案は、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。なお、付帯決議も全会一致でこれを可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(寺尾豊君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(寺尾豊君) 総員起立と認めます。よって本案は、全会一致をもって可決せられました。

○副議長(寺尾豊君) 日程第七、国立国会図書館の運営に関する議院運営委員長報告

委員長の報告を求めます。議院運営委員長石原幹市郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

〔石原幹市郎君登壇、拍手〕

○石原幹市郎君 国立国会図書館法第十一條の規定によりまして、図書館の経過に関する館長の報告、図書館の予算、館長の定める諸規程、その他の事務につきまして、議院運営委員会における審査の結果を御報告いたします。

御案内の通り、国立国会図書館は、図書その他の資料を収集し、国会議員の職務の遂行に資するとともに、行政及び司法の各部門に対し、さらに日本国民に対し、図書館としての奉仕をするために設けられたものであります。が、こうした構想が戦後初めて用いられたこと、また図書館に対する各方面の関心が、従来、比較的低調であったこと等のために、その運営には少なからぬ困難を伴ったのであります。

第二十一国会における国会法等の改正によりまして、国立国会図書館の運営に関する事項が議院運営委員会の所管となりました。以来、本委員会は、図書館の充実発展を促すため、鋭意努力を重ねて参りました。すなわち図書館関係事項の審議に当っては、特に小委員会等は設けず、原則として本委員会が直接これに当ることとし、また、現状を的確に把握するため再度にわたって実地調査を行いました。さらに、具体的な施策につきましても、限られた

予算の中で実効を上げるため、重点的に処置する方針をとり、まず本館の建築完成に主力を注いだのであります。現在、図書館が入っております旧赤坂離宮の建物は、その構造が全く図書館に適しないのみならず、図書あるいは人員等の増加に伴い、その収容能力もすでに飽和点に達しておる状況であります。まして、このまま放置すれば、図書館の機能が抑制されるばかりでなく、幾多の貴重な図書、資料を破損散逸するおそれもあるものであります。図書館の本館建築の構想は、すでに昭和二十七年において、両院の図書館運営委員会等の議を経て、おおむねまとまつておりましたが、予算等の関係から、その後事態は遅々として進展しなかつたのであります。本委員会は、図書その他の資料の収集整備等、内容の充実もさることながら、それを収容すべき建物の完成がより緊急を要するとの観点に立つて、図書館当局を擁護し、さらに政府側に対しても建築予算の増額を強く要請したのであります。その結果、ようやく昨年より、永田町所在の旧ドイツ大使館跡の土地に基礎工事を開始するに至り、本年度予算によって鉄骨工事まで実施できる運びとなりました。

本館建築に次いで本委員会が取り上げましたのは、国会議員に対する調査業務の拡充であります。図書館が議員の職務遂行にいかにかき与つてあるかということは、年々増加する膨大な調査件数を見ても明らかであります。これを処理する関係部署の職員は、従来思うにまかせなかつたのであります。かかる状況にかんがみ、昭和三十年度におきましては、常任委員会

調査室の整備と関連して、図書館の専門調査員を大幅に増員し、昭和三十一年度においては、さらにその補佐にあたる調査員の充実をはかったのであります。

また、原子力その他の科学技術資料の整備につきましては、国家的見地から、本委員会といたしまして、きわめて重要視しておりますが、特に政府関係機関との重複を避けて、できるだけ国立国会図書館が中心となって総合的に処理するよう、図書館側の善処を要望いたしております。

以上は、本委員会において承認いたしました。図書館の経過に関する館長の報告、図書館の予算等に関する審査のうち、おもなるものを申し上げたのであります。このほか、行政各部門に置かれる支部図書館の新設及び名称の変更のための国立国会図書館組織規程の改正を承認する等、各種の事項を審査いたしました。

これを要するに、本委員会は、国立国会図書館が設立の趣旨にのっとり、政治、経済、文化、教育、その他あらゆる方面における内外の資料を収集整備して、各種の機関及び国民に対する奉仕の責をあげるとともに、本館の建築を一日も早く完成して、その機能を遺憾なく発揮できるように、諸般の努力をいたしておるものであります。議員諸君におかれましては、何とぞ理解ある御協力を賜われますよう、お願いいたします次第であります。以上。(拍手)

○副議長(寺尾豊君) 日程第八より第四十二までの請願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(寺尾豊君) 御異議ないと認めます。委員長の報告を求めます。建設委員長中山福蔵君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

〔中山福蔵君登壇、拍手〕

○中山福蔵君 ただいま議題となりました日程第八から第四十二までの請願七十三件について、建設委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、道路に関するものは、山形県県道の新川橋の永久橋かけかえに関する請願のほか五十四件であります。その内容のおもなるものについて申し上げます。舗装及び改良工事の促進に関するものは、山形県神町・谷地町間の舗装に関するもの二件、道路の開さく、新設に関するものは、九州横断道路、九州中部産業開発道路及び北海道内の産業道路についてであります。また自動車道基本政策の確立及び道路整備十カ年計画実施に伴う財源配分の請願のほか、その財源の確立等に関するもの二十六件、積雪寒冷、特別地域における道路交通の確保に関するもの九件、積雪寒冷地域における冬期道路の交通確保に関するもの二件であります。

河川に関するものは、滋賀県野洲川の漏水対策に関するものほか、山形県野川の木地山ダムの建設、東京都荒川の浸水の促進と、北海道サロベツ川切りかえ工事、長野県信濃川水系砂防工事の施行、河川総合開発事業資金の確保、災害復旧国庫負担金の交付、及

び瀬戸内海沿岸地帯の地盤変動対策についてであります。住宅に関するものは、住宅施策強化に関するものほか、福島市防火建築帯造成及び北海道豊富村公営住宅建設費の国庫補助についてであります。また都市不燃化の促進と公営住宅対策に関するものであります。

都市計画に関するものは、下水道事業費の国庫補助及び都市施設整備に関する山形県天童温泉線の事業認可と熊本市内の十字路開通促進に関するものであります。

なお、日程第四十二の茨城県北利根川拡張工事中止等に関する件につきましては、拡張工事を中止されたいとの願意は、この川がきわめて重要な河川であり、慎重な調査を要するので、この点を除くとの意見を付することとし、以上、いずれも国土の開発及び促進に関するものとして、願意をおおむね妥当と認め、これを採択し、議院の会議に付し、内閣に送付すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手) ○副議長(寺尾豊君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。日程第四十二の請願については、意見書案が付されております。

日程第八より第四十二までの請願は、委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕 ○副議長(寺尾豊君) 総員起立と認めます。よってこれらの請願は、全会一致をもって採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○副議長(寺尾豊君) 日程第四十三より第七十二までの請願を一括して議題とするに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(寺尾豊君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員会理事西川弥平治君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

〔西川弥平治君登壇、拍手〕

○西川弥平治君 ただいま議題となりました日程第四十三より日程第七十二まで九十一件の請願は、商工委員会におきまして、小委員会を設けて慎重に審査いたしました結果、いずれも願意を妥当なものとして採択し、院議に付するを要し、内閣に送付することを要するものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(寺尾豊君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

これらの請願は、委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(寺尾豊君) 総員起立と認めます。よってこれらの請願は、全会一致をもって採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○副議長(寺尾豊君) 日程第七十三より第八十八までの請願を一括して議題とするに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(寺尾豊君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。通信委員長鈴木弘君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

〔鈴木弘君登壇、拍手〕

○鈴木弘君 ただいま議題となりました請願につきまして、通信委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

これらの請願は、テレビ放送局並びにテレビ及びラジオ放送中継局を設置せられたりとするもの五件、無集配特定郵便局を設置せられたりとするもの七件、簡易保険及び郵便年金加入者ホームを設置せられたりとするもの四件、郵便局庁舎の改築を促進せられたりとするもの二件、合併町村における郵便、電信、電話等の区域を調整せられたりとするもの三件、農村公衆電話を架設せられたりとするもの六件、電話加入区域を変更せられたりとするもの二件、マイクロウェーブ及び電話網の整備、拡充をはかられたりとするもの三件、その他六件であります。

委員会におきましては、以上三十八件の請願につき慎重審査の結果、いずれも願意を妥当と認め、これを採択し、議院の決議に付し、かつ内閣に送付すべきものと、全会一致をもって決定した次第であります。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(寺尾豊君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

これらの請願は、委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(寺尾豊君) 総員起立と認めます。よってこれらの請願は、全会一致をもって採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(寺尾豊君) この際、日程に追加して、地方行政委員長報告にかか

る新町村建設促進のための財源措置に関する請願外三十件の請願を一括して議題とするに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(寺尾豊君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長本多市郎君。

新町村建設促進のための財源措置に関する請願(二件)

新町村の育成強化に関する請願

新市町村の育成強化に関する請願

都道府県保険課勤務職員的身分移管に関する請願

離島振興法の一部改正に関する請願

離島振興計画促進に関する請願

法令に基かざる寄附金等の抑制に関する請願

地方公共団体の財源強化に関する請願

所得税の減税に伴う地方税減収補てんの請願

昭和三十一年度地方財政確立に関する請願

昭和三十一年度地方財政施策の修正に関する請願(三件)

地方財政再建促進及び強化に関する請願

地方交付税率改正等に関する請願

地方交付税の単位費用適正化等に関する請願

地方公共団体の財源確保に関する請願

給与改訂に伴う地方公共団体に対する財源措置の請願

地方財政確立等に関する請願

公債費合理化等に関する特別措置法制定に関する請願(二件)

地方債の貸出利率引下げに関する請願

中小都市に対する公債償還割当削減等の特別措置の請願

地方自治体営病院の整備措置に関する請願

防衛施設所在市町村交付金に関する法律制定の請願

国有財産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正に関する請願(二件)

消防施設整備費国庫補助増額に関する請願

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

〔本多市郎君登壇、拍手〕

○本多市郎君 ただいま議題となりました請願について、地方行政委員会における審査の結果を御報告申し上げます。

千四百三十八号、千五百八十九号、千五百九十一号、千五百九十三号、千六百五十号、千七百四号、二千九十九号の七件は行政関係のものであり、百九十三号、百九十四号、百九十六号、百九十七号、二百三十五号、三百五十四号、五百九十七号、九百五十五号、千三百三十八号、千三百三十九号、千三百九十二号、千三百九十九号、千五百二十三号、千五百九十四号、千五百九十五号、千六百号、千七百三十三号、千七百五号、千七百六号、千七百六十六号、千七百九十号、二千九十九号、二千九十八号の二十三件は財政関係のものであり、五百九十九号は消防関係のものであります。

以上の請願三十一件は、審査の結果、いずれも願意をおおむね妥当と認め、これを議院の決議に付し、内閣に送付を要するものと決定した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(寺尾豊君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

これらの請願は、委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(寺尾豊君) 総員起立と認めます。よってこれらの請願は、全会一致をもって採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後九時十七分休憩

午後十時四十七分開議

○議長(松野鶴平君) 休憩前に引き続き、これより会議を開きます。

この際お諮りいたします。大蔵委員

長廣瀬久忠君、建設委員長中山福蔵君から、それぞれ常任委員長を辞任したい旨の申し出がございました。いずれも許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〔賛成者起立〕

〔賛成者起立〕

〔賛成者起立〕

〔賛成者起立〕

〔賛成者起立〕

〔賛成者起立〕

〔賛成者起立〕

昭和三十三年五月十八日 参議院會議録第三十八号 議事日程追加の件 常任委員長の選挙 議事日程追加の件 造幣局特別会計法の一部を改正する法律案

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。よって、いずれも許可することに決しました。

○議長(松野鶴平君) つきましては、この際、日程に追加して、常任委員長の選挙を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

○上林忠次君 ただいまの選挙は、その手続を省略いたしましたので、いずれも議長において指名することの動議を提出いたします。

○小瀬井義男君 私は、ただいまの上林君の動議に賛成いたします。

○議長(松野鶴平君) 上林君の動議に御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

よって議長は、各常任委員長を指名いたします。

大蔵委員長 豊田 雅孝君

建設委員長 森田 義衛君

「拍手」

○議長(松野鶴平君) 参事に報告させます。

「参事朗読」

本日衆議院から予備審査のため左の議案が送附された。よって議長は直ちにこれを議院運営委員会に付託した。

国会議員の秘書の給料等に関する法律案(議院運営委員長提出)

国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律案(議院運営委員長提出)

本日衆議院から左の議案を提出した。よって議長は直ちにこれを議院運営委員会に付託した。

国会議員の秘書の給料等に関する法律案

国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律案

本日委員長から左の報告書を提出した。

造幣局特別会計法の一部を改正する法律案可決報告書

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律案可決報告書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律案可決報告書

合成ゴム製造事業特別措置法案可決報告書

国会議員の秘書の給料等に関する法律案可決報告書

国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律案可決報告書

法務省設置法の一部を改正する法律案可決報告書

地方自治法第五十六第六項の規定に基き、放射線医学総合研究所の設置に關し承認を求めるの件議決報告書

目次中第二章 資本及び資産(第十條、第十七條)を「第二章 資本及び

資産(第十條、第十七條の三)に、

第四條 運轉資金(第二十二條、第二十四條)

第五條 資金計画(第二十五條)

第六條 資金(第二十六條、第二十八條)

第七條 収入及び支出(第二十九條)

第八條 決算(第三十條、第三十二條)

第九條 雑則(第三十三條、第三十五條)

○議長(松野鶴平君) この際、日程に追加して、造幣局特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員会理事西川基五郎君。

「審査報告書は都合により追録に掲載」

造幣局特別会計法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三條により送付する。

昭和三十三年五月十四日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平君

造幣局特別会計法の一部を改正する法律案

造幣局特別会計法の一部を改正する法律

造幣局特別会計法(昭和二十五年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第二章 資本及び資産(第十條、第十七條)を「第二章 資本及び

資産(第十條、第十七條の三)に、

第四條 運轉資金(第二十二條、第二十四條)

第五條 資金計画(第二十五條)

第六條 資金(第二十六條、第二十八條)

第七條 収入及び支出(第二十九條)

第八條 決算(第三十條、第三十二條)

第二條中、「配給」を削る。

第四條の見出し及び第一項並びに第五條の見出しを含む。中「計理」を「経理」に改める。

第八條を次のように改める。

第八條 削除

第九條中「補助貨幣」の下に「貨幣法(明治三十年法律第十六号)第三條に規定する貨幣で金貨幣以外のもの及び臨時通貨法(昭和十三年法律第八十六号)第二條に規定する臨時補助貨幣をいう。以下同じ。」を加え、「額額」を「額面額の合計額」に改める。

第十條第二項中「引換貨幣」を「第十八條第二項に規定する引換貨幣」に改め、同條第四項中「一時借入金」を削り、同條に次の一項を加える。

5 前項に規定する前受金とは、第十八條第一項に規定する補助貨幣回収準備資金から第十八條の二第三項の規定によりあらかじめこの会計に組み入れるもの及び同條第二項の規定により払い出した地金(引換貨幣及び回収貨幣を含む)の価額に相当するものをいう。

第十一條第三項中「引換貨幣及び回収貨幣を含む。」を削り、同條第四項中「減価償却費受入未済金」を加える。

第十四條第三項中「前二項」を「第一項又は第三項」に改め、同項を同條第五項とし、同條中第二項を第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 前項の規定により固定資産の価額を改定したときは、当該改定による増減額は、大蔵大臣の定めるところにより、固有資本の増加又は減少に充てるものとする。

第十四條第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定により固定資産の価額を減額し、又は削除したときは、当該減額し、又は削除した額は、大蔵大臣の定めるところにより、固有資本の減少に充てるものとする。

第十五條第三項を次のように改める。

3 第十八條第一項に規定する補助貨幣回収準備資金から第十八條の二第二項の規定により払出を受けた地金の価額は、その払出を受けた時の価額による。

第十六條第一項中「の支出」を削り、「計理」を「経理」に改め、同條第二項中「の支出額」を削り、同條第三項中「の支出」を削り、「計理」を「経理」に改める。

第十七條の見出しを「作業資産の価額の改定等」に改め、同條第二項中「以下に低落了した場合に限り、時価によりこれを減額しなければならぬ。」を「に比して著しく不適当となつたときは、大蔵大臣の定めるところにより、価額を改定しなければならぬ。」に改め、同條に次の二項を加える。

3 前項の規定により作業資産の価額を改定したときは、当該改定による増減額は、大蔵大臣の定め

ところにより、前受金の増額又は減額に充てるものとする。

4 作業資産に属する物品を譲渡し、たときは、当該物品の価額に相当する金額は、大蔵大臣の定めるところにより、前受金の減額に充てるものとする。

第二章中第十七条の次に次の二条を加える。

(不用地金の回収準備資金への組入)

第十七条の二 作業資産に属する地金で補助貨幣の製造の用に供する目的をもつて取得したものが不用になつたときは、これを第十八条

第一項に規定する補助貨幣回収準備資金に組み入れるものとする。

2 前項に規定する地金について同項の規定による組入を行つたときは、当該地金の価額に相当する金額は、前受金の減額に充てるものとする。

(歳入の調査決定額に係る前受金の整理)

第十七条の三 この会計において歳入金(第十八条の二第三項の規定による組入金を除く)の調査決定があつたときは、その調査決定額は、大蔵大臣の定めるものを除くほか、同項の規定による組入金の増額に充てるものとする。

第十八条第一項中「又は第三十二条第一項」を削り、「第十八条の二第三項」を「第十八条の四」に、「及び第十九条第二項の規定による運用利益金」を、「第十九条第三項に規定する

利益金及び第二十七条ただし書の規定による組入金」に改め、同条第二項中「必要な金額に充てるものとする」を「充てるほか、次条第一項又は第二項に定めるところにより使用するものとする」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 第二項に規定する引換貨幣及び回収貨幣の価額は、地金の時価による。

第十八条第一項の次に次の一項を加える。

2 政府において引き換え、又は回収した補助貨幣(以下「引換貨幣及び回収貨幣」という)は、回収準備資金に編入し、同資金において保有するものとする。

第十八条の二を次のように改める。

(回収準備資金の使用)

第十八条の二 回収準備資金に属する現金は、予算の定めるところにより、造幣局の事業に要する経費並びにこの会計の固定資産の拡張及び改良に要する費用に充てることのできる。

2 回収準備資金に属する地金(引換貨幣及び回収貨幣を含む)は、大蔵大臣の定めるところにより、補助貨幣の製造に要する地金として使用するため、この会計に払い出すことができる。

3 第一項に規定する経費又は費用に充てる金額は、毎会計年度、あ

らかじめ回収準備資金からこの会計に組み入れることができる。

第十八条の二の次に次の三条を加える。

(固定資産の増加)

第十八条の三 前条第一項に規定する固定資産の拡張及び改良の費用に充てる金額を同条第三項の規定により回収準備資金からこの会計に組み入れた場合において、この会計においてその費用を支出したときは、次に定めるところにより経理するものとする。

一 当該支出が第十三条に規定する償却資産以外の資産に係るものである場合には、その支出額は、この会計の固有資本の増加に充てる。

二 当該支出が第十三条に規定する償却資産に係るものである場合には、その支出額が同条の規定により当該年度において行へべき減価償却の額をこえるときは、そのこえる額は、その前年度の末日における減価償却費受入未済金の減額に充て、なお残余があるときは、その額は、この会計の固有資本の増加に充てる。

三 当該支出が第十三条に規定する償却資産に係るものである場合には、その支出額が当該年度において行へべき減価償却の額に満たないときは、その満たない額は、減価償却費受入未済金として整理する。

(一般会計からの繰入)

第十八条の四 この会計において、回収準備資金の不足により補助貨幣の引換又は回収に支障を生ずることとなつた場合には、その不足をうめるために必要な金額を、予算の定めるところにより、一般会計から回収準備資金に繰り入れることができる。

(引換貨幣及び回収貨幣の価額の改定及び削除)

第十八条の五 回収準備資金に属する引換貨幣及び回収貨幣が変質し、又は滅失したときは、その価額を減額し、又は削除するものとする。

第十九条の見出しを「(回収準備資金の運用及び運用益の処理等)」に改め、同条第二項中「前項の規定により運用利益金を生じたときは、当該利益金を」を「前二項の規定による運用又は売却により生じた利益金」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 回収準備資金に属する地金(引換貨幣及び回収貨幣を含む)は、同資金に属する現金に不足を生じた場合その他必要がある場合には、大蔵大臣の定めるところにより、売却することができ。

第二十条中「定めるところにより」を「定めるところによるものとし、その現金は」に、「(「経理」を「整理」に改める。

第四章及び第五章を削り、第二

六条を第二十二条とし、同条の前の章名を次のように改める。

第四章 予算

第二十七条を第二十三条とし、第二十八条第二項第二号中「及び第二十五条の規定による実績表」を、「補助貨幣回収準備資金の増減に関する実績表及び補助貨幣製造事業実績表」に改め、同項第三号中「及び第二十五条の規定による計画表」を、「補助貨幣回収準備資金の増減に関する計画表及び補助貨幣製造事業予定計画表」に改め、同条を第二十四条とする。

第二十九条を第二十五条とし、同条の前の章名を次のように改める。

第五章 収入及び支出

第三十条中「及び資本増減表」を「資本増減表、補助貨幣回収準備資金の増減に関する実績表及び補助貨幣製造事業実績表」に改め、同条を第二十六条とし、同条の前の章名を次のように改める。

第六章 決算

第三十一条を削り、第三十二条を次のように改める。

(利益の処理)

第二十七条 この会計の毎会計年度の決算上利益を生じたときは、次条の規定により繰り越された損失を当該利益の額をもつてうめ、当該利益の額になお残余があるときは、これを翌年度に繰り越すものとする。ただし、当該残余のうち大蔵大臣の定める額は、回収準備資金に繰り入れることができる。

第三十三条中「損失を生じたとき

昭和三十三年五月十八日 参議院會議録第三十八号 議事日程追加の件 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律案外二件

は「の下に、前条の規定によりこれをうめ、なお、不足するときは」を加え、同条を第二十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

(剰余金の繰越)

第二十九条 この会計の毎会計年度における歳入の収納額から歳出の支出額を控除した剰余は、第二十七条ただし書の規定により回収準備資金に繰り入れるものを除くほか、流動資産として翌年度に繰り越し、予算の定めるところにより使用することができる。

第三十四条を第三十条とし、第三十五条第二項第二号中「及び第二十五條の規定による実績表」を「補助貨幣回収準備資金の増減に関する実績表及び補助貨幣製造事業実績表」に改め、同条を第三十一条とし、同条の次の章名を削り、同条の次に次のように加える。

第七章 雑則

(余剰金の運用)

第三十二条 この会計に余剰金があるときは、資金運用部に預託することができる。

第三十六条第一項中「当該年度の出納の完結まで」を「当該年度内に改め、同条を第三十三条とし、第三十七條及び第三十八條を三條ずつ繰り上げる。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年度の予算から適用する。

2 昭和三十三年四月一日において、この会計の保有する地金(引換貨幣及び回収貨幣を含む)は、造幣局の事業のうち造幣事業以外

のものに係るものとして大蔵大臣が定めるものを除くほか、補助貨幣回収準備資金に編入し、同資金において保有することができる。

3 造幣局特別会計法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第二十四号)附則第二項又はこの法律による改正前の造幣局特別会計法第三十二条の規定によりこの会計から一般会計又は補助貨幣回収準備資金に納付し、又は編入すべき利益で、昭和三十三年三月三十一日においてまだ当該納付又は編入がされていないものについては、同日以後においては、当該納付又は編入は、要しないものとする。

4 第二項の規定により補助貨幣回収準備資金に編入された地金の価額が前項の規定により納付又は編入を要しないこととされた利益の額の合計額をこえるときは、そのこえる額に相当する金額は、政令で定めるところにより、この会計の固有資本又は前受金の減少に充てるものとする。

5 前項に規定する地金の価額は、時価を参酌して大蔵大臣が定めるところによる。

6 昭和三十三年度の決算の確定の日において、この会計の同年度以前の年度に係る決算上の損失があるときは、その合計額は、政令で定めるところにより、この会計の固有資本の減少に充てるものとする。

○西川甚五郎君登壇、拍手
「たゞいま議題となりました、造幣局特別会計法の一部を改正する法律案は、特別会計の現行制度の合理化をはかるため、補助貨幣の回収準備資金への帰属、固定資産の減価償却の整理等について、所要の改正をしようとするものであつて、委員会においては、質疑、討論、採決の結果、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

する法律案は、特別会計の現行制度の合理化をはかるため、補助貨幣の回収準備資金への帰属、固定資産の減価償却の整理等について、所要の改正をしようとするものであつて、委員会においては、質疑、討論、採決の結果、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて可決せられました。

○議長(松野鶴平君) この際、日程に追加して、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律案、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律案、合成ゴム製造事業特別措置法案(いずれも内閣提出、衆議院送付)以上、三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

○議長(松野鶴平君) 委員長の報告を求めます。商工委員長近藤信一君。

「審査報告書は都合により追録に掲載」

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年四月二十七日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平殿

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律案
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 使用及び販売の業の許可(第三条・第十二条)

第三章 使用者、販売業者等の義務(第十三条・第三十三条)

第四章 放射線取扱主任者(第三十四条・第三十八条)

第五章 放射線審議会(第三十九条・第四十一条)

第六章 雑則(第四十二条・第五十条)

第七章 罰則(第五十一条・第五十九条)

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、原子力基本法(昭和三十年法律第八十六号)の精神にのっとり、放射性同位元素の使用、販売その他の取扱並びに放射性同位元素装備機器及び放射線発生装置の使用を規制することにより、これらによる放射線障害を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「放射線」とは、原子力基本法第三条第五号に規定する放射線をいう。

2 この法律において「放射性同位元素」とは、りん三十二、コバルト六十等放射線を放出する同位元素及びその化合物並びにこれらの含有物で政令で定めるものをいう。

3 この法律において「放射性同位元素装備機器」とは、放射線照射装置等放射性同位元素を装備している機器で政令で定めるものをいう。

4 この法律において「放射線発生装置」とは、サイクロトロン、シンクロトロン等荷電粒子を加速することにより放射線を発生させる装置で政令で定めるものをいう。

第二章 使用及び販売の業の許可

(使用の許可)
第三条 放射性同位元素、放射性同位元素装備機器又は放射線発生装置を使用しようとする者は、政令で定めるところにより、科学技術庁長官の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を科学技術庁長官に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 放射性同位元素の種類及び数量又は放射性同位元素装備機器

若しくは放射線発生装置の種類、台数及び性能

三 使用の目的及び方法

四 使用の場所

五 放射性同位元素、放射性同位元素装備機器又は放射線発生装置を使用し、又は設置する施設

(以下単に「使用施設」という。)の位置、構造及び設備

六 放射性同位元素を貯蔵する施設(以下単に「貯蔵施設」という。)の位置、構造、設備及び貯蔵能力

七 放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物を廃棄する施設(以下単に「廃棄施設」という。)の位置、構造及び設備

(販売の業の許可)
第四条 放射性同位元素を業として販売しようとする者は、政令で定めるところにより、科学技術庁長官の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を科学技術庁長官に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 放射性同位元素の種類

三 販売所の所在地

四 放射性同位元素の詰替をする施設(以下単に「詰替施設」という。)の位置、構造及び設備

五 貯蔵施設の位置、構造、設備及び貯蔵能力

六 廃棄施設の位置、構造及び設備

(欠格事項)

第五条 次の各号の一に該当する者には、第三条第一項又は前条第一項の許可を与えない。

一 第二十六条の規定により許可を取り消され、取消の日から二年を経過していない者

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることのない者

三 禁治産者

四 白痴者又は精神病者

五 法人であつて、その業務を行う役員のうち前各号の一に該当する者のあるもの

(使用の許可の基準)
第六条 科学技術庁長官は、第三条第一項の許可の申請があつた場合において、その申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

一 使用施設の位置、構造及び設備が政令で定める技術上の基準に適合するものであること

二 貯蔵施設の位置、構造及び設備が政令で定める技術上の基準に適合するものであること

三 廃棄施設の位置、構造及び設備が政令で定める技術上の基準に適合するものであること

四 その他放射性同位元素、放射性同位元素装備機器又は放射線発生装置による放射線障害の発生するおそれがないこと

(販売の業の許可の基準)

第七条 科学技術庁長官は、第四条第一項の許可の申請があつた場合において、その申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

一 詰替施設の位置、構造及び設備が政令で定める技術上の基準に適合するものであること

二 貯蔵施設の位置、構造及び設備が政令で定める技術上の基準に適合するものであること

三 廃棄施設の位置、構造及び設備が政令で定める技術上の基準に適合するものであること

四 その他放射性同位元素による放射線障害の発生するおそれがないこと

(許可の条件)
第八条 第三条第一項又は第四条第一項の許可には、条件を附することができる。

2 前項の条件は、放射線障害の発生を防止するため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可を受ける者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

(許可証)
第九条 科学技術庁長官は、第三条第一項又は第四条第一項の許可をしたときは、許可証を交付する。

2 第三条第一項の許可をした場合において交付する許可証には、次の事項を記載しなければならない。

一 許可の年月日及び許可の番号

二 氏名又は名称及び住所

三 使用の目的

四 放射性同位元素の種類及び数量又は放射性同位元素装備機器若しくは放射線発生装置の種類、台数及び性能

五 使用の場所

六 貯蔵施設の貯蔵能力

七 許可の条件

3 第四条第一項の許可をした場合において交付する許可証には、次の事項を記載しなければならない。

一 許可の年月日及び許可の番号

二 氏名又は名称及び住所

三 放射性同位元素の種類

四 販売所の所在地

五 貯蔵施設の貯蔵能力

六 許可の条件

4 許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(使用施設等の変更)
第十条 第三条第一項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、同条第二項第一号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、許可証を添えてその旨を科学技術庁長官に届け出て、許可証の訂正を受けなければならない。

三 使用の目的

四 放射性同位元素の種類及び数量又は放射性同位元素装備機器若しくは放射線発生装置の種類、台数及び性能

五 使用の場所

六 貯蔵施設の貯蔵能力

七 許可の条件

3 第四条第一項の許可をした場合において交付する許可証には、次の事項を記載しなければならない。

一 許可の年月日及び許可の番号

二 氏名又は名称及び住所

三 放射性同位元素の種類

四 販売所の所在地

五 貯蔵施設の貯蔵能力

六 許可の条件

4 許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(使用施設等の変更)
第十二条 使用者及び販売業者は、許可証をよこし、損じ、又は失つたときは、総理府令で定めるところにより、科学技術庁長官に申請し、その再交付を受けることができる。

貯蔵施設及び廃棄施設的位置、構造及び設備を第六号第一号から第三号までの技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

2 販売業者は、その諸施設、貯蔵施設及び廃棄施設的位置、構造及び設備を第七号第一号から第三号までの技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

(使用施設等の基準適合命令)

第十四条 科学技術庁長官は、使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設的位置、構造又は設備が第六号第一号、第二号又は第三号の技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合させるため、使用者に対し、使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設の移転、修理又は改造を命ずることが出来る。

2 科学技術庁長官は、諸施設、貯蔵施設又は廃棄施設的位置、構造又は設備が第七号第一号、第二号又は第三号の技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合させるため、販売業者に対し、諸施設、貯蔵施設又は廃棄施設の移転、修理又は改造を命ずることが出来る。

(使用の基準)

第十五条 使用者は、放射性同位元素、放射性同位元素装備機器又は放射線発生装置を使用する場合においては、総理府令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

(諸施設の基準)

三十条第二号から第四号までに規定する者を含む。以下各条から第十九条までにおいて同じ。は、放射性同位元素の諸施設をする場合においては、総理府令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

(保管の基準)

第十七条 使用者及び販売業者は、放射性同位元素を保管する場合においては、総理府令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

(運搬の基準)

第十八条 使用者及び販売業者並びにこれらの者から運搬を委託された者は、放射性同位元素を運搬する場合(船舶又は航空機により運搬する場合を除く)においては、総理府令(鉄道、軌道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬については、運輸省令)で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

(廃棄の基準)

第十九条 使用者及び販売業者は、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物を廃棄する場合においては、総理府令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

(測定)

第二十条 使用者及び販売業者は、総理府令で定めるところにより、使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設に立ち入つた者について、その者の受けた放射線量、粒子束密度の時間積分量及び放射性同位元素による汚染の状況を測定してその結果を記録し、かつ、これを保存しなければならない。

(放射線障害予防規定)

第二十一条 使用者及び販売業者は、放射線障害の発生を防止するため、総理府令で定めるところにより、放射性同位元素、放射性同位元素装備機器若しくは放射線発生装置の使用又は放射性同位元素の販売の業を開始する前に、放射線障害予防規定を作成し、科学技術庁長官に届け出なければならない。

2 科学技術庁長官は、放射線障害の発生を防止するために必要があると認めるときは、使用者又は販売業者に対し、放射線障害予防規定の変更を命ずることが出来る。

3 使用者及び販売業者は、放射線障害予防規定を変更したときは、変更の日から三十日以内に、科学技術庁長官に届け出なければならない。

(教育訓練)

第二十二条 使用者及び販売業者は、使用施設、諸施設、貯蔵施設又は廃棄施設に立ち入る者に対し、放射線障害予防規定の周知その他放射線障害の発生を防止するために必要な教育及び訓練を施さなければならない。

(放射線障害者の発見)

第二十三条 使用者及び販売業者は、総理府令で定めるところにより、使用施設、諸施設、貯蔵施設又は廃棄施設に立ち入る者に対し、放射線障害が発生しているかどうかを発見するために必要な措置を講じなければならない。

(放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対する措置)

第二十四条 使用者及び販売業者は、総理府令で定めるところにより、放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対し、使用施設、諸施設、貯蔵施設又は廃棄施設への立入の制限その他保健上必要な措置を講じなければならない。

(記録義務)

第二十五条 使用者は、総理府令で定めるところにより、帳簿を備え、次の事項を記載しなければならない。

一 放射性同位元素の使用、保管又は廃棄に関する事項

二 放射性同位元素装備機器又は放射線発生装置の使用に関する事項

三 放射性同位元素によつて汚染された物の廃棄に関する事項

四 その他放射線障害に関し必要な事項

2 販売業者は、総理府令で定めるところにより、帳簿を備え、放射性同位元素の販売、保管又は廃棄に関する事項並びに前項第三号及び第四号に掲げる事項を記載しなければならない。

3 前二項の帳簿は、総理府令で定めるところにより、保存しなければならない。

(許可の取消等)

第二十六条 科学技術庁長官は、使用者又は販売業者が次の各号の一に該当する場合は、第三号第一項若しくは第四号第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて放射性同位元素、放射性同位

元素装備機器若しくは放射線発生装置の使用若しくは放射性同位元素の販売の停止を命ずることが出来る。

一 第五号第二号から第五号までの一に該当するに至つた場合

二 第八号第一項の条件に違反した場合

三 第十号第二項又は第十一号第二項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けないでした場合

四 第十四号の規定による命令に違反した場合

五 第十五号、第十六号、第十七号、第十八号又は第十九号の技術上の基準に違反した場合

六 第二十号、第二十三号、第二十四号又は前条の規定に違反した場合

七 第二十九号第一号、第二号若しくは第三号又は第三十号第一号の規定に違反した場合

八 第三十四号第一項又は第三十七号第一項及び第二項の規定に違反した場合

九 第三十八号の規定による命令に違反した場合

(使用の廃止等の届出)

第二十七条 前条に規定する場合を除き、使用者が放射性同位元素、放射性同位元素装備機器若しくは放射線発生装置のすべての使用を廃止したとき、又は販売業者がその業を廃止したときは、その使用者又は販売業者は、総理府令で定めるところにより、その旨を科学技術庁長官に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をしたときは、第三号第一項又は第四号第一

3 一の許可は、その効力を失ふ。
使用者若しくは販売業者が死亡し、又は法人である使用者若しくは販売業者が解散したときは、その相続人若しくは相続人に代つて相続財産を管理する者又は清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者は、総理府令で定めるところにより、その旨を科学技術庁長官に届け出なければならない。

（許可の取消、使用の廃止等に伴う措置）
第二十八條 第二十六條の規定により許可を取り消された使用者若しくは販売業者又は前条第一項若しくは第三項の規定により届出をしなければならぬ者は、総理府令で定めるところにより、その所有する放射性同位元素を使用者若しくは販売業者に譲り渡し、放射性同位元素による汚染を除去し、又は放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物を廃棄する等の措置を講じなければならない。

2 前項の規定する者は、許可を取り消された日若しくは放射性同位元素の使用を廃止し、若しくは販売業者が死亡し、若しくは法人である使用者若しくは販売業者が解散した日からそれぞれ三十日以内に、同項の規定により講じた措置を科学技術庁長官に報告しなければならない。

3 科学技術庁長官は、第一項に規定する者の講じた措置が適切でないと認めるときは、同項に規定する者に対し、放射線障害を防止する

るために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

（譲渡及び譲受の制限）
第二十九條 放射性同位元素は、次の各号の一に該当する場合のほか、譲り渡し、又は譲り受けてはならない。

一 使用者又は販売業者がその許可証に記載された種類の放射性同位元素を他の使用者又は販売業者に譲り渡す場合
二 使用者又は販売業者がその許可証に記載された種類の放射性同位元素をその許可証に記載された貯蔵施設の貯蔵能力の範囲内で譲り受ける場合
三 販売業者がその許可証に記載された種類の放射性同位元素を輸出する場合

四 第二十六條の規定により許可を取り消された使用者又は販売業者がその許可を取り消された日に所有していた放射性同位元素を、総理府令で定めるところにより、使用者又は販売業者に譲り渡す場合

五 第二十七條第一項の規定により届出をしなければならない者が放射性同位元素の使用又は販売業者を廃止した日に所有していた放射性同位元素を、総理府令で定めるところにより、使用者又は販売業者に譲り渡す場合

六 第二十七條第三項の規定により届出をしなければならない者が、使用者若しくは販売業者が死亡し、又は法人である使用者若しくは販売業者が解散した日にその使用者又は販売業者が所有していた放射性同位元素を、総理府令で定めるところにより、

り、使用者又は販売業者に譲り渡す場合

（所持の制限）
第三十條 放射性同位元素は、法令に基く場合又は次の各号の一に該当する場合のほか、所持してはならない。

一 使用者又は販売業者がその許可証に記載された種類の放射性同位元素をその許可証に記載された貯蔵施設の貯蔵能力の範囲内で所持する場合
二 第二十六條の規定により許可を取り消された使用者又は販売業者がその許可を取り消された日に所持していた放射性同位元素を、総理府令で定めるところにより、所持する場合

三 第二十七條第一項の規定により届出をしなければならない者が放射性同位元素の使用又は販売業者を廃止した日に所持していた放射性同位元素を、総理府令で定めるところにより、所持する場合

四 第二十七條第三項の規定により届出をしなければならない者が、使用者若しくは販売業者が死亡し、又は法人である使用者若しくは販売業者が解散した日に使用者又は販売業者が所持していた放射性同位元素を、総理府令で定めるところにより、所持する場合

五 前各号に掲げる者から放射性同位元素の運搬を委託された者がその委託を受けた放射性同位元素を所持する場合

六 前各号に掲げる者の従業者がその職務上放射性同位元素を所持する場合

（取扱の制限）
第三十一條 何人も、十八歳未満の者又は精神障害者精神衛生法（昭和二十五年法律第百二十三号）第三條に規定する精神障害者をいふ。）に放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の取扱をさせてはならない。

2 何人も、前項に掲げる者に放射性同位元素装置機器又は放射線発生装置を使用させてはならない。

3 前二項の規定は、保健婦助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第二百三十三号）により免許を受けた准看護婦その他総理府令で定める者につては、適用しない。

（事故届）
第三十二條 使用者及び販売業者（第三十條第二号から第四号までに規定する者を含む。以下次条において同じ。）並びにこれらの者から運搬を委託された者は、その所持する放射性同位元素について盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、遅滞なく、その旨を警察官に届け出なければならない。

（危険時の措置）
第三十三條 使用者及び販売業者並びにこれらの者から運搬を委託された者は、その所持する放射性同位元素、放射性同位元素装置機器又は放射線発生装置に關し、地震、火災その他の災害が起つたことにより、放射線障害が発生するおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合においては、直ちに、総理府令で定めるところにより、応急の措置を講じなければならない。

2 前項の事態を発見した者は、直ちに、その旨を警察官に通報しなければならない。

3 科学技術庁長官は、第一項の場合において、放射線障害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、同項に規定する者に対し、放射性同位元素の所在場所の変更、放射性同位元素による汚染の除去その他放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

第四章 放射線取扱主任者
第三十四條 使用者及び販売業者は、放射線障害の発生を防止について監督を行わせるため、総理府令で定めるところにより、次条第一項の放射線取扱主任者免状を有する者のうちから、放射線取扱主任者を選任しなければならない。

この場合において、放射性同位元素、放射性同位元素装置機器又は放射線発生装置を診療のために用いるときは医師を、放射性同位元素、放射性同位元素装置機器又は放射線発生装置を薬事法（昭和二十三年法律第九十七号）第二條に規定する医薬品、用具又は化粧品製造所において使用するときには薬剤師を、それぞれ放射線取扱主任者として選任することができる。

2 使用者及び販売業者は、放射線取扱主任者を選任したときは、選任した日から三十日以内に、その旨を科学技術庁長官に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

（放射線取扱主任者免状）
第三十五條 科学技術庁長官は、次の各号の一に該当する者に対し、放射線取扱主任者免状を交付する。

1 科学技術庁長官は、第一項に規定する者の講じた措置が適切でないと認めるときは、同項に規定する者に対し、放射線障害を防止する

るために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

（所持の制限）
第三十條 放射性同位元素は、法令に基く場合又は次の各号の一に該当する場合のほか、所持してはならない。

一 使用者又は販売業者がその許可証に記載された種類の放射性同位元素を他の使用者又は販売業者に譲り渡す場合
二 使用者又は販売業者がその許可証に記載された種類の放射性同位元素をその許可証に記載された貯蔵施設の貯蔵能力の範囲内で譲り受ける場合
三 販売業者がその許可証に記載された種類の放射性同位元素を輸出する場合

- 一 科学技術庁長官の行方放射線取扱主任者試験に合格した者
- 二 科学技術庁長官が、政令で定めるところにより、放射線に関する前号に掲げる者と同等以上の学識及び経験を有すると認める者
- 2 科学技術庁長官は、次の各号の一に該当する者に対しては、放射線取扱主任者免状の交付を行わなければならない。
- 一 次項の規定により放射線取扱主任者免状の返納を命ぜられ、その日から一年を経過していない者
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることのない者
- 3 科学技術庁長官は、放射線取扱主任者免状を受けた者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、その放射線取扱主任者免状の返納を命ずることができる。
- 4 第一項第一号の放射線取扱主任者試験の課目、受験手続その他放射線取扱主任者試験の実施細目並びに放射線取扱主任者免状の交付及び返納に関する手続は、総理府令で定める。
- (放射線取扱主任者の義務等)
- 第三十六条 放射線取扱主任者は、誠実にその職務を遂行しなければならない。
- 2 使用施設、詰替施設、貯蔵施設又は廃棄施設に立ち入る者は、放射線取扱主任者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は放射線障害予防規定の実施を確保するためにする指示に従わなければならない。
- (放射線取扱主任者の代理者)
- 第三十七条 使用者及び販売業者は、放射線取扱主任者が旅行、疾病その他の事故によりその職務を行つていない場合には、放射線取扱主任者の代理者を選任しなければならない。
- 2 第三十四条第一項の規定は、放射線取扱主任者の代理者の資格に準用する。
- 3 使用者及び販売業者は、放射線取扱主任者の代理者を選任したときは、総理府令で定める場合を除き、選任した日から三十日以内に、その旨を科学技術庁長官に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。
- 4 放射線取扱主任者の代理者は、放射線取扱主任者の職務を代行する場合は、この法律及びこの法律に基づく命令の規定の適用については、これを放射線取扱主任者とみなす。
- (解任命令)
- 第三十八条 科学技術庁長官は、放射線取扱主任者又はその代理者が、この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、使用者又は販売業者に対し、放射線取扱主任者又はその代理者の解任を命ずることができる。
- 第五章 放射線審査会
- (放射線審査会)
- 第三十九条 科学技術庁に、放射線審査会を置く。
- 2 放射線審査会は、科学技術庁長官の諮問に応じ、放射線障害の防止に関する重要事項について審議する。
- (放射線審査会の委員)
- 第四十条 放射線審査会は、委員三十人以内で組織する。
- 2 放射線審査会の委員は、関係行政機関の職員及び放射線障害の防止に関する学識及び経験のある者のうちから、科学技術庁長官が任命する。
- 3 放射線審査会の委員は、非常勤とする。
- 4 放射線審査会の委員(関係行政機関の職員のうち任命された委員を除く。以下この項において同じ)の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (政令への委任)
- 第四十一条 前二条に規定するもののほか、放射線審査会の組織及び運営に関する必要な事項は、政令で定める。
- 第六章 雑則
- (報告徴収)
- 第四十二条 科学技術庁長官は、放射線障害を防止するため必要があると認めるときは、使用者又は販売業者に対し、報告を求めることができる。
- (放射線検査官)
- 第四十三条 科学技術庁に、放射線検査官を置く。
- 2 科学技術庁長官は、この法律又はこの法律に基づく命令の実施のため必要があると認めるときは、放射線検査官に、使用者又は販売業者の事務所、使用施設、詰替施設、貯蔵施設又は廃棄施設に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要の最小限度において、放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物を収去させることができる。
- 3 放射線検査官は、その身分を三す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 4 放射線検査官の定数及び資格に關し必要な事項は、政令で定める。
- 5 第二項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- (聴聞)
- 第四十四条 科学技術庁長官は、第二十六条又は第三十五条第三項の規定による処分をする場合においては、当該処分に係る者に対して、相当の期間を置いて予告をした上、公開による聴聞を行わなければならない。
- 2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。
- 3 聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対して、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。
- (訴願)
- 第四十五条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による科学技術庁長官の処分に対して不服のある者は、処分の日から三十日以内に、内閣総理大臣に訴願することができる。
- (協議)
- 第四十六条 科学技術庁長官は、第三條第一項、第四條第一項、第十條第二項若しくは第十一條第二項の許可をし、第十四條の規定により命令を発し、又は第二十六條の規定による処分をする場合においては、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 2 前項の協議を受けた関係行政機関の長は、当該協議を受けた事項に關し特に調査する必要があると認める場合においては、使用者(第三條第一項の許可の申請者を含む。若しくは販売業者(第四條第一項の許可の申請者を含む)から必要な報告を徴し、又はその職員に、使用者若しくは販売業者の事務所、使用施設、詰替施設、貯蔵施設若しくは廃棄施設に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させることができる。
- 3 第四十三條第三項及び第五項の規定は、前項の規定による立入検査に準用する。
- 4 内閣総理大臣は、第二十条、第二十一条第一項、第二十三条及び第二十四条までの総理府令を制定する場合においては、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- (国家公安委員会に対する連絡)
- 第四十七条 科学技術庁長官は、第三條第一項、第四條第一項、第十條第二項若しくは第十一條第二項の許可をし、第二十六條の規定により許可を取り消し、又は第二十七条第一項若しくは第三項の規定により届出を受理したときは、遅滞なく、その旨を国家公安委員会に連絡しなければならない。
- (労働基準法との関係等)
- 第四十八条 この法律の規定は、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)及びこれに基づく命令によつて、労働基準監督官が労働者に対する放射線障害の防止についての権限を行使することを妨げるものと解してはならない。
- 2 労働大臣は、労働者に対する放射線障害を防止するために特に必要があると認める場合においては、科学技術庁長官に勧告することができる。

(手数料の納付)
第四十一条 第三項第一項、第四項

第一項、第九條第三項第二項若しくは第十一條第三項の許可、第三十五條第一項第一号の放射線取扱主任者試験又は放射線取扱主任者免状の再交付を受けようとする者は、政令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

(国に対する適用)

第五十条 この法律の規定は、第四十五條及び前条並びに次章の規定を除き、国に適用があるものとする。この場合において「許可」とあるのは、「承認」とする。

第七章 罰則

第五十一条 放射性同位元素装置若しくは放射線発生装置をみだりに操作し、又はその他不当な方法で、放射線を発散させて人の生命又は身体に危険を生ぜしめた者は、十年以下の懲役に処する。

2 前項の罪を犯しよつて人を死亡させた者は、二年以上の有期懲役に処する。

3 前二項の規定にあたる行為が刑法(明治四十年法律第四十五号)の罪に触れるときは、その行為者は、同法の罪と比較して、重きに從つて処断する。

第五十二条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三條第一項の許可を受けないうで放射性同位元素、放射性同位元素装置若しくは放射線発生装置を使用した者

二 第四條第一項の許可を受けないうで放射性同位元素を業として販売した者

三 第二十六條の規定による使用又は販売の停止の命令に違反した者

第五十三条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは

十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第九條第四項の規定に違反した者

二 第十條第二項の規定による許可を受けないうで第三條第二項第二号から第七号までに掲げる事項を変更した者

三 第十一條第二項の規定による許可を受けないうで、第四條第二項第二号から第六号までに掲げる事項を変更した者

四 第二十九條、第三十條、第三十一條、第三十四條第一項又は第三十七條第一項及び第二項の規定に違反した者

五 第三十三條第一項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反した者

第五十四条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第八條第一項(第十條第三項又は第十一條第三項)において準用する場合を含む)の条件に違反した者

二 第十四條の規定による命令に違反した者

三 第十五條、第十六條、第十七條、第十八條又は第十九條の規定に違反した者

第五十五条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第二十條第一項又は第二項の規定に違反して測定、記録及び保存をしなかつた者

二 第二十五條第一項若しくは第二項の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は同条第三項の規定に違反して帳簿を保存しなかつた者

三 第二十七條第一項若しくは第三項若しくは第三十二條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四 第四十二條の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第四十三條第二項の規定による立入、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第五十六条 第二十二條、第二十三條又は第二十四條の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

第五十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業員が、その法人又は人の業務に關して前五條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金を科する。

第五十八条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の過料に処する。

一 第二十一條第一項の規定に違反し、又は同条第二項の規定による命令に違反した者

二 第三十四條第二項又は第三十七條第三項の規定による届出を怠つた者

三 正当な理由なく、第三十五條第三項の規定による命令に違反して放射線取扱主任者免状を返納しなかつた者

第五十九条 次の各号の一に該当する者は、五千円以下の過料に処する。

一 第十條第一項又は第十一條第一項の規定による届出を怠つた者

二 第十條第四項又は第十一條第四項の規定に違反して許可証を提出しなかつた者

三 第二十一條第三項の規定による届出をしなかつた者

附則
(施行期日)
1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。ただし、第三十五條第一項及び第四項並びに第五章の規定並びに第四十九條中放射線取扱主任者に係る部分及び附則第七項中放射線審査会に係る部分は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の際現に放射性同位元素、放射性同位元素装置若しくは放射線発生装置を所有している者で、放射性同位元素、放射性同位元素装置若しくは放射線発生装置を使用しようとするもの又は放射性同位元素を業として販売しようとするものは、この法律の施行の日から一月以内に、第三條第一項又は第四條第一項の許可の申請をしなければならぬ。

3 この法律の施行の際現に放射性同位元素を所有している者で前項の規定により許可の申請をしないものは、この法律の施行後二月以内に、その氏名及び住所(法人にあつては、その名称、住所及び代表者の氏名)並びに所有している放射性同位元素の種類及び数量を科学技術庁長官に届け出なければならぬ。

4 前項の規定により届出をした者又は附則第二項の規定により許可を申請した者で許可を与えられなかつたものは、総理府令で定めるところにより、その所有する放射性同位元素を使用者若しくは販売業者に譲渡し、放射性同位元素による汚染を除去し、又は放射性同位元素を業として放射性同位元素に汚染された物を第十九條の技術上の基準に従ひ廃棄しなければならぬ。この場合において、科学技術庁長官は、これらの者の講じた廃棄の措置が適切でないとき、放射線障害の発生を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

5 前項の規定により放射性同位元素を譲渡する場合においては、第二十九條の規定は、適用しない。

6 附則第二項の許可の申請をした者又は附則第三項の規定により届出をした者については、この法律の施行の日からこれらの者が第三條第一項若しくは第四條第一項の許可を受け、又は附則第四項の規定により放射性同位元素を譲り渡し、若しくは廃棄するまでの間は、第三條第一項若しくは第四條第一項の規定にかかわらず、放射性同位元素、放射性同位元素装置若しくは放射線発生装置を使用し、又は放射性同位元素を業として販売することはできる。この場合においては、これらの者及びこれらの者から運搬の委託を受けた者(これらの者の従業員でその職務上放射性同位元素を所持するものを含む)には、第三十條の規定は、適用しない。

7 科学技術庁設置法の一部改正(科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第四條第十三号の次に次の四号を加える。

十三の二 放射性同位元素、放射性同位元素装置若しくは放射線発生装置の使用を許可すること。

十三の三 放射性同位元素の販売の業を許可すること。

十三の四 放射性同位元素、放射性同位元素装置若しくは放射線発生装置による放射線障害を防止するため必要な措置を命ずること。

十三の五 放射性同位元素等による放射線障害の防止に關する

昭和三十三年五月十八日 参議院會議録第三十八号 放射性同位元素等による放射線障害の防止に關する法律案外二件

昭和三十三年五月十八日 参議院會議録第三十八号 放射性同位元素等による放射線障害の防止に關する法律案外二件

る法律（昭和三十一年法律
第 号）第四十五條の訴願
について内閣總理大臣を補佐
すること。

第八條第六号中「障害防止の基
本」を「障害防止」に改める。

第十九條第一項の表中「發明奨励
審議會」の項の次に次のように加える。

放射線障害の防止に
關する重要事項を審
議すること。

〔審査報告書は都合により追録に
掲載〕

核原料物質、核燃料物質及び原子
炉の規制に關する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。

よつて国会法第八十三條により送付
する。

昭和三十三年五月十四日
衆議院議長 益谷 秀次
参議院議長 松野 鶴平殿

核原料物質、核燃料物質及び原子
炉の規制に關する法律案
核原料物質、核燃料物質及び原
子炉の規制に關する法律

目次

第一章 總則（第一条・第二条）
第二章 製錬の事業に關する規制
（第三条—第十二条）

第三章 加工の事業に關する規制
（第十三条—第二十一条）

第四章 原子炉の設置、運転等に
關する規制（第二十二
条—第四十三条）

第五章 再処理の事業に關する規
制（第四十四条—第五十
一条）

第六章 核燃料物質の使用等に關
する規制（第五十二条—
第六十一条）

第七章 雜則（第六十二条—第七
十六条）

第八章 罰則（第七十七条—第八
十三条）

附則

第一章 總則

第一条 この法律は、原子力基本法
（昭和三十年法律第八十六号）の
精神にのっとり、核原料物質、核
燃料物質及び原子炉の利用が平和
の目的に限られ、かつ、これらの
利用が計画的に行われることを確
保し、あわせてこれらによる災害
を防止して公共の安全を図るため
に、製錬、加工及び再処理の事業
並びに原子炉の設置及び運転等に
關して必要な規制を行うことを目
的とする。

（定義）
第二条 この法律において「原子力」
とは、原子力基本法第三条第一号
に規定する原子力をいう。

2 この法律において「核燃料物質」
とは、原子力基本法第三条第二号
に規定する核燃料物質をいう。

3 この法律において「核原料物質」
とは、原子力基本法第三条第三号
に規定する核原料物質をいう。

4 この法律において「原子炉」と
は、原子力基本法第三条第四号に
規定する原子炉をいう。

5 この法律において「製錬」とは、
核原料物質又は核燃料物質に含ま
れるウラン又はトリウムの比率を
高めるために、核原料物質又は核
燃料物質を化学的方法により処理
することをいう。

6 この法律において「加工」とは、
核燃料物質を原子炉に燃料として
使用できる形状又は組成とするた
めに、これを物理的又は化学的方法
により処理することをいう。

7 この法律において「再処理」と
は、原子炉に燃料として使用した
核燃料物質（以下「使用済燃料」と
いう。）から核燃料物質その他の有
用物質を分離するために、使用済
燃料を化学的方法により処理する
ことをいう。

第二章 製錬の事業に關する
規制

（事業の指定）
第三条 原子燃料公社以外の者で製
錬の事業を行おうとするものは、
政令で定めるところにより、内閣
總理大臣及び通商産業大臣の指定
を受けなければならない。

2 前項の指定を受けようとする者
は、次の事項を記載した申請書を
内閣總理大臣及び通商産業大臣に
提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに
法人にあつては、その代表者の
氏名

二 製錬設備及びその附属施設
（以下「製錬施設」という。）を設
置する工場又は事業所の名称及
び所在地

三 製錬施設の位置、構造及び設
備並びに製錬の方法

四 製錬施設の工事計画
（指定の基準）

第四条 内閣總理大臣及び通商産業
大臣は、前条第一項の指定の申請
があつた場合においては、その申
請が次の各号に適合していると認
めるときでなければ、同項の指定
をしてはならない。

一 その指定をすることによつて
原子力の開発及び利用の計画的
な遂行に支障を及ぼすおそれか
ないこと。

二 その事業を適確に遂行するに
足りる技術的能力及び経理的基
礎があること。

三 製錬施設の位置、構造及び設
備が核原料物質又は核燃料物質
による災害の防止に支障がない
ものであること。

2 内閣總理大臣及び通商産業大臣
は、前条第一項の指定をする場合
においては、前項各号に規定する
基準の適用について、あらかじめ
原子力委員会の意見をきき、これ
を尊重してしなければならない。
（指定の欠格事項）

第五条 次の各号の一に該当する者
には、第三条第一項の指定を与え
ない。

一 第十条第二項の規定により第
三条第一項の指定を取り消され、
取消の日から二年を経過して
いない者

二 この法律又はこの法律に基く
命令の規定に違反し、罰金以上
の刑に処せられ、その執行を終
り、又は執行を受けることにな
らなかつた後、二年を経過してい
ない者

三 禁治産者

四 法人であつて、その業務を行
う役員のうち前各号の一に該
当する者のあるもの
（変更の許可及び届出）

第六条 第三条第一項の指定を受け
た者（以下「製錬事業者」という。）
は、同条第二項第二号又は第三号
に掲げる事項を変更しようとする
ときは、政令で定めるところに
より、内閣總理大臣及び通商産
業大臣の許可を受けなければなら
ない。ただし、同項第二号に掲げ
る事項のうち工場又は事業所の名

二 称のみを変更しようとするとき
は、この限りでない。

2 製錬事業者は、第九条第一項に
規定する場合を除き、第三条第二
項第一号又は第四号に掲げる事項
を変更したときは、変更の日から
三十日以内に、その旨を内閣總理
大臣及び通商産業大臣に届け出な
なければならない。同項第二号に掲
げる事項のうち工場又は事業所の
名称のみを変更したときも、同様
とする。

3 第四条の規定は、第一項の許可
に準用する。

（事業開始等の届出）
第七条 製錬事業者は、その事業を
開始し、休止し、又は再開したと
きは、それぞれその日から十五日
以内、その旨を内閣總理大臣及び
通商産業大臣に届け出なければ
ならない。

（合併）
第八条 製錬事業者である法人の合
併の場合（製錬事業者である法人と
製錬事業者でない法人が合併する
場合において、製錬事業者である
法人が存続するときを除く。）にお
いて当該合併について内閣總理大
臣及び通商産業大臣の認可を受け
たときは、合併後存続する法人又は
合併により設立された法人は、
製錬事業者の地位を承継する。

2 第四条第一項第一号及び第二号
並びに第二項並びに第五条の規定
は、前項の認可に準用する。

（相続）
第九条 製錬事業者について相続が
あつたときは、相続人は、製錬事
業者の地位を承継する。

2 前項の規定により製錬事業者の
地位を承継した相続人は、相続の
日から三十日以内に、その事実を

証する書面を添えて、その旨を内閣総理大臣及び通商産業大臣に届け出なければならない。

(指定の取消等)

第十条 内閣総理大臣及び通商産業大臣は、製錬事業者が正当な理由がないのに、総理府令、通商産業省令で定める期間内にその事業を開始せず、又は引き続き一年以上その事業を休止したときは、第三条第一項の指定を取り消すことができる。

2 内閣総理大臣及び通商産業大臣は、製錬事業者が次の各号の一に該当するときは、第三条第一項の指定を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。

一 第五条第二号から第四号までの一に該当するに至つたとき。

二 第六条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けなかったとき。

三 第十二条第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

四 第六十二条第一項の条件に違反したとき。

(記録)

第十一条 原子燃料公社及び製錬事業者は、総理府令、通商産業省令で定めるところにより、製錬の事業の実施に関し総理府令、通商産業省令で定める事項を記録し、これをその工場又は事業所に備えて置かなければならない。

(保安規定)

第十二条 原子燃料公社及び製錬事業者は、核燃料物質に係る製錬の事業を行う場合においては、総理府令、通商産業省令で定めるところにより、保安規定を定め、事業開始前に、内閣総理大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 内閣総理大臣及び通商産業大臣は、保安規定が核燃料物質による災害の防止上十分でないとき、前項の認可をしてはならない。

3 内閣総理大臣及び通商産業大臣は、核燃料物質による災害の防止のため必要があると認めるときは、原子燃料公社又は製錬事業者に対し、保安規定の變更を命ずることができる。

4 原子燃料公社及び製錬事業者並びにその従業者は、保安規定を守らなければならない。

第三章 加工の事業に関する規制

(事業の許可)

第十三条 原子燃料公社以外の者で加工の事業を行おうとするものは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。

ろにより、保安規定を定め、事業開始前に、内閣総理大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 内閣総理大臣及び通商産業大臣は、保安規定が核燃料物質による災害の防止上十分でないとき、前項の認可をしてはならない。

3 内閣総理大臣及び通商産業大臣は、核燃料物質による災害の防止のため必要があると認めるときは、原子燃料公社又は製錬事業者に対し、保安規定の變更を命ずることができる。

4 原子燃料公社及び製錬事業者並びにその従業者は、保安規定を守らなければならない。

第三章 加工の事業に関する規制

(事業の許可)

第十三条 原子燃料公社以外の者で加工の事業を行おうとするものは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 加工設備及びその附属施設(以下「加工施設」という。)を設置する工場又は事業所の名称及び所在地

三 加工施設の位置、構造及び設備並びに加工の方法

四 加工施設の工事計画

(許可の基準)

第十四条 内閣総理大臣は、前条第一項の許可の申請があつた場合において、その申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その許可をすることによつて加工の能力が著しく過大にならないこと。

二 その事業を適確に遂行するに足る技術的能力及び経理的基礎があること。

三 加工施設の位置、構造及び設備が核燃料物質による災害の防止上支障がないものであること。

2 内閣総理大臣は、前条第一項の許可をする場合においては、前項各号に規定する基準の適用について、あらかじめ原子力委員会の見解を聞き、これを尊重してしなければならない。

(許可の欠格条項)

第十五条 次の各号の一に該当する者には、第十三条第一項の許可を与えない。

一 第二十条第二項の規定により第十三条第一項の許可を取り消され、取消の日から二年を経過していない者

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた後、二年を経過していない者

三 禁治産者

四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前各号の一に該当する者のあるもの

(變更の許可及び届出)

第十六条 第十三条第一項の許可を受けた者(以下「加工事業者」という。)は、同条第二項第二号又は第三号に掲げる事項を變更しようとするときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。ただし、同項第二号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを變更しようとするときは、この限りでない。

2 加工事業者は、第十九条第一項に規定する場合を除き、第十三条第二項第一号又は第四号に掲げる事項を變更したときは、變更の日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。同項第二号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを變更したときも、同様とする。

3 第十四条の規定は、第一項の許可に準用する。

(事業開始等の届出)

第十七条 加工事業者は、その事業を開始し、休止し、又は再開したときは、それぞれその日から十五日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(合併)

第十八条 加工事業者である法人の合併の場合(加工事業者である法人と加工事業者でない法人が合併する場合において、加工事業者である法人が存続するときを除く。)において当該合併について内閣総理大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、加工事業者の地位を承継する。

2 第十四条第一項第二号及び第二項並びに第十五条の規定は、前項の認可に準用する。

(相続)

第十九条 加工事業者について相続があつたときは、相続人は、加工事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により加工事業者の地位を承継した相続人は、相続の日から三十日以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(許可の取消等)

第二十条 内閣総理大臣は、加工事業者が正当な理由がないのに、総理府令で定める期間内にその事業を開始せず、又は引き続き一年以上その事業を休止したときは、第十三条第一項の許可を取り消すことができる。

2 内閣総理大臣は、加工事業者が次の各号の一に該当するときは、第十三条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。

一 第十五条第二号から第四号までの一に該当するに至つたとき。

二 第十六条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けなかったとき。

三 第二十二條第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

四 第六十二条第一項の条件に違反したとき。

(記録)

第二十一条 原子燃料公社及び加工事業者は、総理府令で定めるところにより、加工の実施に関し総理府令で定める事項を記録し、これをその工場又は事業所に備えて置かなければならない。

(保安規定)

第二十二条 原子燃料公社及び加工事業者は、核燃料物質に係る加工の事業を行う場合においては、保安規定を定め、事業開始前に、内閣総理大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 内閣総理大臣及び通商産業大臣は、保安規定が核燃料物質による災害の防止上十分でないとき、前項の認可をしてはならない。

3 内閣総理大臣及び通商産業大臣は、核燃料物質による災害の防止のため必要があると認めるときは、原子燃料公社又は加工事業者に対し、保安規定の變更を命ずることができる。

4 原子燃料公社及び加工事業者並びにその従業者は、保安規定を守らなければならない。

第三章 加工の事業に関する規制

(事業の許可)

第十三条 原子燃料公社以外の者で加工の事業を行おうとするものは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 加工設備及びその附属施設(以下「加工施設」という。)を設置する工場又は事業所の名称及び所在地

三 加工施設の位置、構造及び設備並びに加工の方法

四 加工施設の工事計画

し、これをその工場又は事業所に備えて置かなければならない。

(保安規定)

第二十二條 原子燃料公社及び加工事業者は、総理府令で定めるところにより、保安規定を定め、事業開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 内閣総理大臣は、保安規定が核燃料物質による災害の防止上十分でないとき認めるときは、前項の認可をしてはならない。

3 内閣総理大臣は、核燃料物質による災害の防止のため必要があると認めるときは、原子燃料公社又は加工事業者に対し、保安規定の変更を命ずることが出来る。

4 原子燃料公社及び加工事業者並びにその従業者は、保安規定を守らなければならない。

第四章 原子炉の設置、運転等に関する規制

(設置の許可)

第二十三條 日本原子力研究所以外の者で原子炉を設置しようとするものは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 使用の目的

三 原子炉の型式、熱出力及び基数

四 原子炉を設置する工場又は事業所(原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶を建

造する造船事業者の工場又は事業所)の名称及び所在地

五 原子炉及びその附属施設(以下「原子炉施設」という。)の位置、構造及び設備

六 原子炉施設の工事計画

七 原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量

八 使用済燃料の処分方法

(許可の基準)

第二十四條 内閣総理大臣は、前条

第一項の許可の申請があつた場合

においては、その申請が次の各号に適合しているとき認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。

二 その許可をすることによつて原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

三 その者(原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶を建造する造船事業者を含む。)に原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があり、かつ、原子炉の運転を適確に遂行するに足る技術的能力があること。

四 原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質(使用済燃料を含む。)以下この章において同じ、核燃料物質によつて汚染された物質又は原子炉による災害の防止上支障がないものであること。

2 内閣総理大臣は、前条第一項の許可をする場合においては、前項各号に規定する基準の適用について、あらかじめ原子力委員会の意見

を見をきき、これを尊重してしなければならない。

(許可の欠格条項)

第二十五條 次の各号の一に該当する者には、第二十三條第一項の許可を与えない。

一 第三十三條第二項の規定により第二十三條第一項の許可を取り消され、取消の日から二年を経過していない者

二 この法律又はこの法律に基く命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることのない者

三 禁治産者

四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前各号の一に該当する者のあるもの

(変更の許可及び届出等)

第二十六條 第二十三條第一項の許可を受けた者(以下「原子炉設置者」という。)は、同条第二項第二号から第五号まで又は第八号に掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。ただし、同項第四号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更しようとするときは、この限りでない。

2 原子炉設置者は、第三十二條第一項に規定する場合を除き、第二十三條第二項第一号、第六号又は第七号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。同項第四号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更したときも、同様とする。

3 原子炉を船舶に設置する場合において、その船舶について船舶法(明治三十二年法律第四十六号)第五條第一項の登録がなされたときは、原子炉設置者は、登録の日から三十日以内に、その船舶の名称を内閣総理大臣に届け出なければならない。その名称を変更したときも、同様とする。

4 第二十四條の規定は、第一項の許可に準用する。

(設計及び工事の方法の認可)

第二十七條 日本原子力研究所及び原子炉設置者は、総理府令で定めるところにより、原子炉施設の工事に着手する前に、原子炉施設に関する設計及び工事の方法について内閣総理大臣の認可を受けなければならない。原子炉施設を変更する場合における当該原子炉施設について、同様とする。

2 日本原子力研究所及び原子炉設置者は、前項の認可を受けた原子炉施設に関する設計及び工事の方法を変更しようとするときは、総理府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。ただし、その変更が総理府令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

(施設検査)

第二十八條 日本原子力研究所及び原子炉設置者は、総理府令で定めるところにより、原子炉施設の工事について内閣総理大臣の検査を受けなければならない。原子炉施設を変更する場合における当該原子炉施設についても、同様とする。

2 前項の検査においては、原子炉施設の工事が前条の認可を受けた設計及び方法に従つて行われているときは、合格とする。

(性能検査)

第二十九條 日本原子力研究所及び原子炉設置者は、総理府令で定めるところにより、原子炉施設の性能について内閣総理大臣の検査を受け、これに合格した後でなければならない。原子炉施設を使用してはならない。原子炉施設を変更する場合における当該原子炉施設についても、同様とする。

2 前項の検査においては、原子炉施設が次の各号に適合しているときは、合格とする。

一 その工事が前条第一項の検査に合格していること。

二 その性能が総理府令で定める技術上の基準に適合するものであること。

(運転計画)

第三十條 日本原子力研究所及び原子炉設置者は、総理府令(発電の用に供する原子炉については総理府令、通商産業省令、船舶に設置する原子炉については総理府令、運輸省令)で定めるところにより、原子炉の運転計画を作成し、内閣総理大臣(発電の用に供する原子炉については内閣総理大臣及び通商産業大臣、船舶に設置する原子炉については内閣総理大臣及び運輸大臣)に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

(合併)

第三十一條 原子炉設置者である法人の合併の場合(原子炉設置者である法人と原子炉設置者でない法人が合併する場合において、原子炉設置者である法人が存続することを除く)において当該合併について内閣総理大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人又

は合併により設立された法人は、原子炉設置者の地位を承継する。

2 第二十四条第一項第一号から第三号まで及び第二項並びに第二十五条の規定は、前項の認可に準用する。

(相続)

第三十二条 原子炉設置者について相続があつたときは、相続人は、原子炉設置者の地位を承継する。

2 前項の規定により原子炉設置者の地位を承継した相続人は、相続の日から三十日以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

(許可の取消等)

第三十三条 内閣総理大臣は、原子炉設置者が正当な理由がないのに、総理府令で定める期間内に原子炉の運転を開始せず、又は引き続き一年以上その運転を休止したときは、第二十三条第一項の許可を取り消すことができる。

2 内閣総理大臣は、原子炉設置者が次の各号の一に該当するときは、第二十三条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて原子炉の運転の停止を命ずることができる。

一 第二十五条第二号から第四号までの一に該当するに至つたとき。

二 第二十六条第一項の規定により許可を受けなければならぬ事項を許可を受けなかったとき。

三 第三十六条の規定による命令に違反したとき。

四 第三十七条第一項若しくは第二項の規定に違反し、又は同条

第三項の規定による命令に違反したとき。

五 第四十三条の規定による命令に違反したとき。

六 第六十二条第一項の条件に違反したとき。

(記録)

第三十四条 日本原子力研究所及び原子炉設置者は、総理府令で定めるところにより、原子炉の運転その他原子炉施設の使用に關し総理府令で定める事項を記録し、これをその工場又は事業所(原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶又は原子炉設置者の事務所に備えて置かなければならぬ。

(保安のために講ずべき措置)

第三十五条 日本原子力研究所及び原子炉設置者は、次の事項について、総理府令で定めるところにより、保安のために必要な措置を講じなければならぬ。

一 原子炉施設の保全

二 原子炉の運転

三 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵又は廃棄

(施設の使用の停止等)

第三十六条 内閣総理大臣は、原子炉施設の保全若しくは原子炉の運転又は核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵若しくは廃棄に關する措置が前条の規定に基く総理府令の規定に違反していると認めるときは、日本原子力研究所又は原子炉設置者に対し、原子炉施設の使用の停止、改造、修理又は移転、原子炉の運転の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることができる。

(保安規定)

第三十七条 日本原子力研究所及び原子炉設置者は、総理府令で定めるところにより、保安規定を定め、原子炉の運転開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 内閣総理大臣は、保安規定が核燃料物質、核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害の防止上十分でないとき、前項の認可をしてはならぬ。

3 内閣総理大臣は、核燃料物質、核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害の防止のため必要があると認めるときは、日本原子力研究所又は原子炉設置者に対し、保安規定の變更を命ずることができる。

4 日本原子力研究所及び原子炉設置者並びにその従業者は、保安規定を守らなければならない。

(原子炉の解体)

第三十八条 日本原子力研究所及び原子炉設置者(第六十六条第一項に規定する者のうち原子炉設置者に係る者を含む。以下次項において同じ)は、原子炉を解体しようとするときは、総理府令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があつた場合において、必要があると認めるときは、日本原子力研究所又は原子炉設置者に対し、原子炉の解体の方法の指定、核燃料物質による汚染の除去その他核燃料物質、核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による

災害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

(原子炉の譲渡等)

第三十九条 日本原子力研究所又は原子炉設置者からその設置した原子炉又は原子炉を含む一体としての施設(原子炉を設置した船舶を含む。以下第四項において同じ)を譲り受けようとする者は、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければならぬ。ただし、日本原子力研究所が原子炉設置者からその設置した原子炉又は原子炉を含む一体としての施設を譲り受ける場合は、この限りでない。

2 日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者(原子炉設置者を除く)からその所有する船舶で原子炉を設置したものを譲り受けようとする者は、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければならぬ。

3 第二十四条及び第二十五条の規定は、前二項の許可に準用する。

4 第一項の許可を受けて原子炉設置者からその設置した原子炉又は原子炉を含む一体としての施設を譲り受けた者は、当該原子炉に係る原子炉設置者の地位を承継する。

5 第一項の許可を受けて日本原子力研究所からその設置した原子炉又は原子炉を含む一体としての施設を譲り受けた者及び第二項の許可を受けて原子炉を設置した船舶を譲り受けた者は、原子炉設置者とみなす。この場合において、第二十六条第一項中「同条第二項第二号から第五号まで又は第八号に

掲げる事項」とあり、又は同条第二項中「第二十三条第二項第一号、第六号又は第七号に掲げる事項」とあるのは「政令で定める事項」と、第三十三条及び第六十五条第二項中「第二十三条第一項」とあるのは、第一項の許可を受けた者にあつては「第三十九条第二項」と、第二項の許可を受けた者にあつては「第三十九条第二項」と読み替へるものとする。

(原子炉主任技術者)

第四十条 日本原子力研究所及び原子炉設置者は、原子炉の運転に關して保安の監督を行わせるため、総理府令で定めるところにより、次条第一項の原子炉主任技術者免状を有する者のうちから、原子炉主任技術者を選任しなければならない。

2 日本原子力研究所及び原子炉設置者は、前項の規定により原子炉主任技術者を選任したときは、選任した日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。これを解任したときも、同様とする。

(原子炉主任技術者免状)

第四十一条 科学技術庁長官は、次の各号の一に該当する者に対し、原子炉主任技術者免状を交付する。

一 科学技術庁長官の行う原子炉主任技術者試験に合格した者

二 科学技術庁長官が、政令で定めるところにより、原子炉に關し、前号に掲げる者と同等以上の学識及び経験を有すると認める者

科学技術庁長官は、次の各号の一に該当する者に対しては、原子炉主任技術者免状の交付を行なうことができる。

昭和三十三年五月十八日 参議院會議録第三十八号 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律案外二件

八四〇

一 次項の規定により原子炉主任技術者免状の返納を命ぜられ、その日から一年を経過していない者

二 この法律又はこの法律に基く命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた後、二年を経過していない者

3 科学技術庁長官は、原子炉主任技術者免状の交付を受けた者がこの法律又はこの法律に基く命令の規定に違反したときは、その原子炉主任技術者免状の返納を命ずることができる。

4 第一項第一号の原子炉主任技術者試験の科目、受験手続その他原子炉主任技術者試験の実施細目並びに原子炉主任技術者免状の交付及び返納に関する手続は、総理府令で定める。

(原子炉主任技術者の義務等)

第四十二条 原子炉主任技術者は、誠実にその職務を遂行しなければならない。

2 原子炉の運転に従事する者は、原子炉主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければならない。

(原子炉主任技術者の解任命令)

第四十三条 内閣総理大臣は、原子炉主任技術者がこの法律又はこの法律に基く命令の規定に違反したときは、日本原子力研究所又は原子炉設置者に対し、原子炉主任技術者の解任を命ずることができる。

第五章 再処理の事業に関する規制

(事業の制限)

第四十四条 原子燃料公社以外の者

は、再処理の事業を行つてはならない。ただし、日本原子力研究所が日本原子力研究所法(昭和三十一年法律第九十二号)第二十二条第二項の認可を受けて再処理の事業を行う場合は、この限りでない。

(設計及び工事の方法の認可)

第四十五条 原子燃料公社は、総理府令で定めるところにより、再処理設備及びその附属施設(以下「再処理施設」という。)の工事に着手する前に、再処理施設に関する設計及び工事の方法について内閣総理大臣の認可を受けなければならない。再処理施設を変更する場合における当該再処理施設について、同様とする。

2 前項の検査においては、再処理施設の工事が前条の認可を受けた設計及び方法に従つて行われているときは、合格とする。

(記録)

第四十七条 原子燃料公社は、総理

府令で定めるところにより、再処理の事業の実施に関し総理府令で定める事項を記録し、これをその工場又は事業所に備えて置かなければならない。

(保安のための講ずべき措置)

第四十八条 原子燃料公社は、次の事項について、総理府令で定めるところにより、保安のために必要な措置を講じなければならない。

一 再処理施設の保安

二 再処理設備の操作

三 使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物の運搬、貯蔵又は廃棄

(施設の使用の停止等)

第四十九条 内閣総理大臣は、再処理施設の保安若しくは再処理設備の操作又は使用済燃料、使用済燃料から分離された物若しくはこれらによつて汚染された物の運搬、貯蔵若しくは廃棄に関する措置が前条の規定に基く総理府令の規定に違反していると認めるときは、原子燃料公社に対し、再処理施設の使用の停止、改造、修理又は移転、再処理設備の操作の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることができる。

(保安規定)

第五十条 原子燃料公社は、総理府令で定めるところにより、保安規定を定め、事業開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 内閣総理大臣は、保安規定が使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物による災害の防止上十分で

ないと認めるときは、前項の認可をしてはならない。

3 内閣総理大臣は、使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物による災害の防止のために必要があると認めるときは、原子燃料公社に対し、保安規定の変更を命ずることができる。

4 原子燃料公社及びその従業者は、保安規定を守らなければならない。

(準用規定)

第五十一条 第四十五条から前条までの規定は、日本原子力研究所が日本原子力研究所法第二十二条第二項の認可を受けて再処理の事業を行う場合に準用する。

第六章 核燃料物質の使用等に関する規制

(使用の許可)

第五十二条 核燃料物質を使用しようとする者は、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一 原子燃料公社及び製錬事業者が核燃料物質を製錬の事業の用に供する場合

二 原子燃料公社及び加工事業者が核燃料物質を加工の事業の用に供する場合

三 日本原子力研究所及び原子炉設置者が核燃料物質を原子炉に燃料として使用する場合

四 原子燃料公社及び日本原子力研究所が核燃料物質を再処理の事業の用に供する場合(日本原子力研究所法第二十二条第二項の認可を受けて再処理の事業を

ないとき)

3 内閣総理大臣は、使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物による災害の防止のために必要があると認めるときは、原子燃料公社に対し、保安規定の変更を命ずることができる。

4 原子燃料公社及びその従業者は、保安規定を守らなければならない。

(準用規定)

第五十一条 第四十五条から前条までの規定は、日本原子力研究所が日本原子力研究所法第二十二条第二項の認可を受けて再処理の事業を行う場合に準用する。

第六章 核燃料物質の使用等に関する規制

(使用の許可)

第五十二条 核燃料物質を使用しようとする者は、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一 原子燃料公社及び製錬事業者が核燃料物質を製錬の事業の用に供する場合

二 原子燃料公社及び加工事業者が核燃料物質を加工の事業の用に供する場合

三 日本原子力研究所及び原子炉設置者が核燃料物質を原子炉に燃料として使用する場合

四 原子燃料公社及び日本原子力研究所が核燃料物質を再処理の事業の用に供する場合(日本原子力研究所法第二十二条第二項の認可を受けて再処理の事業を

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 使用の目的及び方法

三 核燃料物質の種類

四 使用の場所

五 予定使用期間及び年間(予定使用期間が一年に満たない場合にあつては、その予定使用期間)予定使用量

六 核燃料物質の使用施設(以下単に「使用施設」という。)の位置、構造及び設備

七 核燃料物質の貯蔵施設(以下単に「貯蔵施設」という。)の位置、構造及び設備

八 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄施設(以下単に「廃棄施設」という。)の位置、構造及び設備

(許可の基準)

第五十三条 内閣総理大臣は、前条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 核燃料物質が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。

二 その許可をすることによつて原子力の研究、開発又は利用が促進されることが明らかであること。

三 使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設の位置、構造及び設備が核燃料物質又は核燃料物質によつ

て汚染された物による災害の防止上支障がないものであること。

(許可の欠格条項)

第五十四条 次の各号の一に該当する者には、第五十二条第一項の許可を与えない。

一 第五十六条の規定により第五十二条第一項の許可を取り消され、取消の日から二年を経過していない者

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることなくなつた後、二年を経過していない者

三 禁治産者

四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前各号の一に該当する者のあるもの

(変更の許可及び届出)

第五十五条 第五十二条第一項の許可を受けた者(以下「使用者」という)は、同条第二項第二号から第四号まで又は第六号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。

2 使用者は、第五十二条第二項第一号又は第五号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 第五十三条の規定は、第一項の許可に準用する。

(許可の取消等)

第五十六条 内閣総理大臣は、使用者が次の各号の一に該当するときは、第五十二条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定

めて核燃料物質の使用の停止を命ずることができる。

一 第五十四条第二号から第四号までの一に該当するに至つたとき

二 前条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けないでしたとき

三 次条から第六十条までの技術上の基準に違反したとき

四 第六十二条第一項の条件に違反したとき

(使用の基準)

第五十七条 使用者は、核燃料物質を使用する場合においては、総理府令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

(廃棄の基準)

第五十八条 使用者は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を廃棄する場合においては、総理府令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

(運搬の基準)

第五十九条 使用者及び原子燃料公社、日本原子力研究所、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者又は使用者から運搬を委託された者は、核燃料物質を運搬する場合(船舶又は航空機により運搬する場合を除く)においては、総理府令(鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬については、運輸省令)で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

(保管の基準)

第六十条 使用者及び原子燃料公社、日本原子力研究所、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者又は使用者から保管を委託された者は、核燃料物質を保管する場合に

おいては、総理府令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

(譲渡及び譲受の制限)

第六十一条 核燃料物質は、次の各号の一に該当する場合のほか、譲り渡し、又は譲り受けてはならない。ただし、条約その他の国際約束に基づき国が核燃料物質を譲り受け、若しくはその核燃料物質を譲り渡し、又は国からその核燃料物質を譲り受ける場合は、この限りでない。

一 原子燃料公社が日本原子力研究所、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者若しくは使用者に核燃料物質を譲り渡し、又はこれらから核燃料物質を譲り受ける場合

二 日本原子力研究所が原子燃料公社、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者若しくは使用者に核燃料物質を譲り渡し、又はこれらから核燃料物質を譲り受ける場合

三 製錬事業者が原子燃料公社、日本原子力研究所、加工事業者、原子炉設置者、使用者若しくは他の製錬事業者に核燃料物質を譲り渡し、又はこれらから核燃料物質を譲り受ける場合

四 加工事業者が原子燃料公社、日本原子力研究所、製錬事業者、原子炉設置者、使用者若しくは他の加工事業者に核燃料物質を譲り渡し、又はこれらから核燃料物質を譲り受ける場合

五 原子炉設置者が原子燃料公社、日本原子力研究所、製錬事業者、加工事業者、使用者若しくは他の原子炉設置者に核燃料物質を譲り渡し、又はこれらから核燃料物質を譲り受ける場合

者から核燃料物質を譲り受ける場合

六 使用者が原子燃料公社、日本原子力研究所、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者若しくは他の使用者に核燃料物質を譲り渡し、又はこれらから核燃料物質を譲り受け、又はこれらから核燃料物質を譲り受ける場合

七 原子燃料公社、日本原子力研究所、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者又は使用者が核燃料物質を輸出し、又は輸入する場合

八 第六十六条第一項の規定に基づく命令で定めるところにより、核燃料物質を譲り渡し、又はその核燃料物質を譲り受ける場合

第七節 雑則

(指定又は許可の条件)

第六十二条 この法律に規定する指定又は許可には、条件を附することができる。

2 前項の条件は、指定又は許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、指定又は許可を受ける者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

(事故届)

第六十三条 原子燃料公社及び日本原子力研究所並びに製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者及び使用者(第六十六条第一項に規定する者を含む)以下次条第一項において同じ)並びにこれらの者から運搬又は保管を委託された者は、その所持する核燃料物質(使用済燃料を含む)以下次条第一項及び第三項並びに第六十六条第一項及

び第四項において同じ)について盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、遅滞なく、その旨を警察官又は海上保安官に届け出なければならない。

(危険時の措置)

第六十四条 原子燃料公社及び日本原子力研究所並びに製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者及び使用者並びにこれらの者から運搬又は保管を委託された者は、その所持する核燃料物質又は原子炉に関し、地震、火災その他の災害が生じたことにより、核燃料物質又は原子炉による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合においては、直ちに、命令で定めるところにより、応急の措置を講じなければならない。

2 前項の事態を発見した者は、直ちに、その旨を警察官又は海上保安官に通報しなければならない。

3 主務大臣は、第一項の場合において、核燃料物質又は原子炉による災害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、同項に規定する者に対し、製錬施設、加工施設、原子炉施設、再処理施設又は使用施設の使用の停止、核燃料物質の所在場所の変更その他核燃料物質又は原子炉による災害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(事業の廃止等の届出)

第六十五条 製錬事業者若しくは加工事業者がその事業を廃止し、原子炉設置者が当該許可に係る原子炉のすべての運転を廃止し、又は使用者が当該許可に係る核燃料物質のすべての使用を廃止したときは、その製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者又は使用者は、

命令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をしたときは、第三條第一項の指定又は第十三條第一項、第二十三條第一項若しくは第五十二條第一項の許可は、その効力を失う。

3 製錬事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第八條第一項若しくは第九條第一項の規定による承認がなかつたとき、加工事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第十八條第一項若しくは第十九條第一項の規定による承認がなかつたとき、又は原子炉設置者が解散し、若しくは死亡した場合において、第三十一條第一項若しくは第三十二條第一項の規定による承認がなかつたときは、それぞれその清算人若しくは破産管財人又は相続人に代つて相続財産を管理する者は、命令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

4 使用者が解散し、又は死亡したときは、その清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者又は相続人若しくは相続人に代つて相続財産を管理する者は、命令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(指定又は許可の取消、事業の廃止等に伴う措置)

第六十六條 第十條の規定により指定を取り消された製錬事業者、第二十三條、第三十三條若しくは第五十六條の規定により許可を取り消された加工事業者、原子炉設置者若しくは使用者又は前條第一項、

第三項若しくは第四項の規定により届出をしななければならない者は、命令で定めるところにより、核燃料物質を譲渡し、核燃料物質による汚染を除去し、又は核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物を廃棄する等の措置を講じなければならない。

2 第五十八條の規定は、前項に規定する者が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を廃棄する場合に、第五十九條及び第六十條の規定は、同項に規定する者及びこれらの者から運搬又は保管を委託された者が核燃料物質を運搬し、又は保管する場合に準用する。

3 第一項に規定する者は、指定若しくは許可を取り消された日、製錬若しくは加工の事業を廃止した日、原子炉のすべての運転若しくは核燃料物質のすべての使用を廃止した日又は製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者若しくは使用者が解散し、若しくは死亡した日からそれぞれ三十日以内に、同項の規定により講じた措置を主務大臣に報告しなければならない。

4 主務大臣は、第一項に規定する者の講じた措置が適切でないとき、核燃料物質又は原子炉によつて汚染された物を廃棄する等の措置を講じなければならない。

(報告徴収)

第六十七條 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、原子燃料公社、日本原子力研究所、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者又は使用者に対し、その業務

に關し報告をさせることができる。

(立入検査)

第六十八條 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、原子燃料公社、日本原子力研究所、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者又は使用者の事務所又は工場若しくは事業所(原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶)に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(聴聞)

第六十九條 主務大臣が第十條、第二十條、第三十三條又は第五十六條の規定による処分をする場合及び科学技術庁長官が第四十一條第三項の規定による処分をする場合においては、当該処分に係る者に対しては、相当の期間を置いて予告をした上、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対して、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(訴訟)

第七十條 この法律の規定(第四十

一条を除く。)による主務大臣の処分に対して不服のある者は、処分の日から三十日以内に、主務大臣に訴願することができる。

2 第四十一條第一項から第三項までの規定による科学技術庁長官の処分に対して不服のある者は、処分の日から三十日以内に、内閣総理大臣に訴願することができる。

(通商産業大臣又は運輸大臣の同意等)

第七十一條 主務大臣は、第二十三條第一項、第二十六條第一項、第三十一條第一項、第三十三條又は第三十九條第一項若しくは第二項の規定による処分をする場合においては、あらかじめ、発電の用に供する原子炉に係るものについては通商産業大臣、船舶に設置する原子炉(原子炉を設置する船舶を含む)に係るものについては運輸大臣の同意を得なければならない。

2 通商産業大臣又は運輸大臣は、前項の同意を求められた事項に關し特に調査する必要があると認めるときは、当該原子炉設置者(第二十三條第一項又は第三十九條第一項若しくは第二項の許可の申請者を含む)から必要な報告を徴し、又はその職員に、当該原子炉設置者の事務所若しくは工場若しくは事業所(原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶)に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させることができる。

3 第六十八條第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査に準用する。

4 主務大臣は、第三十六條、第三十七條第一項若しくは第三項、第三十八條第二項、第四十三條、第六十四條第三項若しくは第六十六條第四項の規定による処分をし、又は第二十六條第二項若しくは第三項、第三十二條第二項、第三十八條第一項、第四十條第二項若しくは第六十五條第一項若しくは第三項の規定による届出若しくは第六十六條第三項の報告を受理した場合において、その処分又は届出若しくは報告が、発電の用に供する原子炉に係るものであるときは通商産業大臣、船舶に設置する原子炉に係るものであるときは運輸大臣に対し、遅滞なく、その処分の内容を通報し、又はその届出若しくは報告の写を送付しなければならない。

(国家公安委員会等に対する連絡)

第七十二條 主務大臣は、第三條第一項の指定をし、第六條第一項、第十三條第一項、第十六條第一項、第二十三條第一項、第二十六條第一項、第三十九條第一項若しくは第五十二條第一項若しくは第五十五條第一項の許可をし、第十條の規定により指定を取り消し、第二十條、第三十三條若しくは第五十六條の規定により許可を取り消し、又は第六十五條第一項、第三項若しくは第四項の規定による届出を受理したときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国家公安委員会又は海上保安庁長官に連絡しなければならない。

(適用除外)

第七十三條 第二十七條から第二十九條までの規定は、電氣に関する臨時措置に關する法律(昭和二十

七年法律第三百四十一号)の規定によりその例によるものとされた旧公益事業令(昭和二十五年政令第三百四十三号)附則第三項の規定によりなお効力を有する旧電気事業法(昭和六年法律第六十一号)及び同法に基く命令の規定による検査又は船舶安全法(昭和八年法律第十一号)及び同法に基く命令の規定による検査を受けるべき原子炉施設については、適用しない。

(主務大臣)

第七十四条 この章における主務大臣は、製錬事業に係る事項については内閣総理大臣及び通商産業大臣、その他の事項については内閣総理大臣とする。

(手数料の納付)

第七十五条 次の各号の一に掲げる者は、政令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

- 一 第三条第一項の指定を受けようとする者
- 二 第六条第一項、第十三条第一項、第十六条第一項、第二十三条第一項、第二十六条第一項、第三十九条第一項若しくは第二十五条第二項の許可を受けようとする者
- 三 第二十七条又は第四十五条(第五十一条において準用する場合を含む。)の認可を受けようとする者
- 四 第二十八条第一項、第二十九条第一項又は第四十六条第一項(第五十一条において準用する場合を含む。)の検査を受けようとする者
- 五 第四十一条第一項第一号の原

子炉主任技術者試験を受けようとする者

六 原子炉主任技術者免状の再交付を受けようとする者

(国に対する適用)

第七十六条 この法律の規定は、第七十条及び前条並びに次章の規定を除き、国に適用があるものとする。この場合において、「指定」、「許可」又は「認可」とあるのは、「承認」とする。

第八章 罰則

第七十七条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第三条第一項の指定を受けないで製錬の事業を行つた者
- 二 第十条第二項又は第二十条第二項の規定による事業の停止の命令に違反した者
- 三 第十三条第一項の許可を受けないで加工の事業を行つた者
- 四 第二十三条第一項の許可を受けないで原子炉を設置した者
- 五 第三十三条第二項の規定による原子炉の運転の停止の命令に違反した者
- 六 第三十九条第一項の許可を受けないで原子炉若しくは原子炉を含む一体としての施設(原子炉を設置した船舶を含む。)を譲り受け、又は同条第二項の許可を受けないで原子炉を設置した船舶を譲り受けた者
- 七 第四十四条の規定に違反した者
- 八 第五十二条第一項の許可を受けないで核燃料物質を使用した者
- 九 第五十六条の規定による核燃

料物質の使用の停止の命令に違反した者

第七十八条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第六条第一項の規定により許可を受けなければならない事項について、同項の許可を受けないで第三号第二項第二号又は第三号に掲げる事項を変更した者
- 二 第十六条第一項の規定により許可を受けなければならない事項について、同項の許可を受けないで第十三号第二項第二号又は第十三号に掲げる事項を変更した者
- 三 第二十六条第一項の規定により許可を受けなければならない事項について、同項の許可を受けないで第二十三号第二項第二号から第五号まで又は第八号に掲げる事項を変更した者
- 四 第二十九条第一項の規定に違反して原子炉施設を使用した者
- 五 第四十条第一項の規定に違反した者
- 六 第四十六条第一項(第五十一条において準用する場合を含む。)の規定に違反して再処理施設を使用した者
- 七 第五十五条第一項の許可を受けないで第五十二条第二項第二号から第四号まで又は第六号から第八号までに掲げる事項を変更した者
- 八 第六十一条の規定に違反した者
- 九 第六十四条第一項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反した者

第七十九条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第一項、第二十二條第一項、第三十七條第一項又は第五十条第一項(第五十一条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- 二 第十二条第三項、第二十二條第三項、第三十七條第三項又は第五十条第三項(第五十一条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者
- 三 第三十六条又は第四十九条(第五十一条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- 四 第三十八條第一項の規定による届出をしないで原子炉を解体し、又は同条第二項の規定による命令に違反した者
- 五 第五十七条、第五十八条(第六十六条第二項において準用する場合を含む。)、第五十九条(第六十六条第二項において準用する場合を含む。)、又は第六十条(第六十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- 六 第六十二条第一項の条件に違反した者
- 七 第六十六条第一項の規定に違反し、又は同条第四項の規定による命令に違反した者
- 第八十条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

又は記録を備えて置かなかつた者

二 第六十三条若しくは第六十五条第一項、第三項若しくは第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第六十七条の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第六十八條第一項の規定による立入若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第八十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前四条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第八十二条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の過料に処する。

- 一 第七条若しくは第十七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第三十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 三 第四十条第二項の規定による届出を怠つた者
- 四 正当な理由なく、第四十一条第三項の規定による命令に違反して原子炉主任技術者免状を返納しなかつた者
- 五 第六十六条第三項の報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 第八十三条 第六条第二項、第九條第二項、第十六條第二項、第十九條第二項、第二十六条第二項若しくは第三項、第三十二条第二項又は第五十五条第二項の規定による届出を怠つた者は、五万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四十一条第一項及び第四項並びに第七十五条第五号及び第六号の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に製錬の事業を行つてゐる者は、この法律の施行の日から起算して六十日間、第三條第一項の指定を受けなくても、引き続きその事業を行い、及びその事業の用に供するため核燃料物質を使用することができ、その者が、その期間内にその事業について同項の指定の申請をした場合において、指定をする旨又は指定をしない旨の通知を受ける日までの期間についても、同様とする。

2 前項の規定により引き続き製錬の事業を行うことができる者のうち、同項前段に規定する期間内に第三條第一項の指定の申請をしない者又はその期間内に同項の指定の申請をした者で指定をしない旨の通知を受けたものは、その事業を廃止したときは、廃止の日から十五日以内に、その旨を内閣総理大臣及び通商産業大臣に届け出なければならぬ。

3 第一項の規定により引き続き製錬の事業を行うことができる者のうち、同項前段に規定する期間内

に第三條第一項の指定の申請をした者で指定をする旨の通知を受けたものに第十二條第一項の規定を適用する場合には、同項中「事業開始前」とあるのは、「指定を受けた日から三十日以内」とする。

第三條 この法律の施行の際現に日本原子力研究所が設置している原子炉施設については、第二十七條から第二十九條までの規定は、適用しない。

2 この法律の施行の際現に日本原子力研究所が設置している原子炉施設について、日本原子力研究所に第三十七條第一項の規定を適用する場合には、同項中「原子炉の運転開始前」とあるのは、「この法律の施行の日から三十日以内」とする。

第四條 この法律の施行の際現に核燃料物質を使用している者は、附則第二條第一項に規定する場合及び日本原子力研究所がこの法律の施行の際現に設置している原子炉に核燃料物質を燃料として使用する場合を除き、この法律の施行の日から起算して三十日間、第五十二條第一項の許可を受けなくても、引き続き核燃料物質を使用することができる。その者が、その期間内に核燃料物質の使用について同項の許可の申請をした場合において、許可をする旨又は許可をしない旨の通知を受ける日までの期間についても、同様とする。

2 前項の規定により引き続き核燃料物質を使用することができ

る者のうち、同項前段に規定する期間内に第五十二條第一項の許可の申請をしない者又はその期間内に同項の許可の申請をした者で許可をしない旨の通知を受けたものは、核燃料物質の使用を廃止したときは、廃止の日から十五日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

第五條 附則第二條第二項又は前條第二項の規定により届出をしない者は、総理府令、通商産業省令又は総理府令で定めるところにより、核燃料物質を譲り渡し、核燃料物質による汚染を除去し、又は核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物を廃棄する等の措置を講じなければならぬ。この場合において、内閣総理大臣及び通商産業大臣（前條第二項に係る場合にあつては、内閣総理大臣）は、これらの者の講じた措置が適切でないと認めるときは、これらの者に対し、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

第六條 この法律の施行の際現に核燃料物質を所有している者（日本原子力研究所並びに附則第二條第一項の規定により引き続き製錬の事業を行うことができる者で第三條第一項の指定を受けたもの及び附則第四條第一項の規定により引き続き核燃料物質を使用するこ

とができる者で第五十二條第一項の許可を受けたものを除く。）が、総理府令で定めるところにより、その際所有する核燃料物質を原子燃料公社、日本原子力研究所、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者若しくは使用者に譲り渡し、又はこれらの者がその核燃料物質を譲り受ける場合には、第六十一條の規定は、適用しない。

第七條 前五條に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第八條 附則第二條第二項又は附則第四條第二項の規定による届出を怠つた者は、一万円以下の罰金に処する。

2 附則第五條前段の規定に違反し、又は同条後段の規定による命令に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

(科学技術庁設置法の一部改正)

第九條 科学技術庁設置法（昭和三十一年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第四條中第二十号を第二十一号とし、第十九号の次に次の一号を加える。

二十 核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第

号）に基き内閣総理大臣の権限に属する事項について内閣総理大臣を補佐すること。

(核燃料物質開発促進臨時措置法の一部改正)

第十條 核燃料物質開発促進臨時措

置法（昭和三十一年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第二條を次のように改める。

(定義)

第二條 この法律で核燃料物質とは、ウラン鉱及びトリウム鉱をいう。

(原子燃料公社法の一部改正)

第十一條 原子燃料公社法（昭和三十一年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第十九條第一項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 核燃料物質の再処理を行うこと。

第十九條第二項中「前項第六号」を「前項第七号」に改める。

(審査報告書は都合により追録に掲載)

合成ゴム製造事業特別措置法案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和三十三年五月十四日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野 平蔵

合成ゴム製造事業特別措置法案

合成ゴム製造事業特別措置法

(趣旨)

第一條 この法律は、ゴムの供給の確保を図るため、合成ゴムの製造事業の育成に必要な特別措置を定めるものとする。

(日本開発銀行の出資)

第二条 日本開発銀行は、日本開発銀行法(昭和二十六年法律第百八号)第十八条第一項の規定にかかわらず、合成ゴムの製造事業を営むことを目的とする株式会社でその事業計画について大蔵大臣及び通商産業大臣の承認を受けたものがその設立の際又はその成立の後に発行する株式を引き受けることができる。

2 前項の規定により日本開発銀行が引き受ける株式は、同項に規定する株式会社の発行済株式の総数の二分の一をこえることができないものとし、その引き受ける株式の発行価額の総額は、十億円をこえることができないものとする。

3 大蔵大臣及び通商産業大臣は、第一項の承認の申請があつた場合において、その申請に係る事業計画がゴムの供給の確保及び合成ゴムの製造事業の健全な発達を図るため必要な製造方法、生産規模、生産費その他の事項についての基準で政令で定めるものに適合すると認めるときでなければ、同項の承認をしてはならない。

4 第一項の規定による株式の引受は、日本開発銀行法の適用については、同法第十八条第一項の業務とみなし、当該株式に係る配当及び譲渡益又は譲渡損は、同法第二十四条第一項及び第二項の規定の適用については、それぞれこれらの規定に規定する収入又は支出とする。

(資金の確保)

第三条 政府は、前条第一項の規定により日本開発銀行がその株式を引き受けた会社(以下「合成ゴム会社」といふ。)の合成ゴムの製造事業の用に供する設備の設置に必要な資金の確保に努めるものとする。

(代表取締役等の選定等の決議)

第四条 合成ゴム会社の代表取締役の選定及び解任の決議は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(事業計画等に関する監督)

第五条 合成ゴム会社は、毎營業年度の開始前に、その營業年度の事業計画及び資金計画を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 通商産業大臣は、合成ゴム会社に対し、その業務の適正な運営を確保するため特に必要があるときは、事業計画及び資金計画の実施について、監督上必要な命令をすることが出来る。

(定款の変更等)

第六条 合成ゴム会社の定款の変更、利益金の処分、合併及び解散の決議は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(財産目録等の提出)

第七条 合成ゴム会社は、毎營業年度経過後三月以内に、その營業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに營業報告書を通商産業大臣に提出しなければならない。

(報告の徴収)

第八条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、合成ゴム会社に対し、その業務又は経理の状況に関し、報告をさせることができる。

(協議)

第九条 通商産業大臣は、第五条第一項又は第六条(合成ゴム会社の定款の変更の決議に係るもの)については、当該会社が発行する株式の総数を変更するものに限り、大蔵大臣に協議しなければならない。

(罰則)

第十条 次の各号の一に該当する場合合には、その違反行為をした合成ゴム会社の取締役は、三十万円以下の過料に処する。

一 第五条第一項の規定に違反して、事業計画又は資金計画の認可を受けなかつたとき。

二 第五条第二項の規定による命令に違反したとき。

三 第七条の規定に違反して、財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに營業報告書を提出せず、又は不実の記載をしたこれらの書類を提出したとき。

四 第八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 合成ゴム会社の成立の日の属する營業年度の事業計画及び資金計画については、第五条第一項中「毎營業年度の開始前」とあるのは、「その成立後遅滞なく」と読み替へるものとする。

3 この法律の規定による日本開発銀行の出資による方式は、この法律の施行の日から一年を経過したときは、別に法律で定めるところにより、遅滞なく、政府の出資による方式に切り換えられなければならない。

4 前項に定める措置により政府の出資を受けることとなる会社に関し、当該出資を受けることに伴い必要な事項については、別に法律で定める。

「近藤信一君登壇、拍手」

○近藤信一君 たいだいま議題となりまして三法案につきまして、商工委員会における審議の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律案につきまして御報告いたします。

本法案は、最近、急速な発展を遂げつつある放射性同位元素、通常アイソトープと言われております、の利用による放射線障害を防止するため、国が必要なる規制を行わんとするものがこの法案の趣旨でございます。すでに成立を見た原子力基本法に基き、この法案が提案されたのであります。

従いまして、本法案の内容は、規制対象、規制の方法について、それぞれ嚴重な規定を設けるほか、国の行政監督命令等について所要の規定を設け、特に本法の規制が適正に行われるよう、放射線検査官制度を設けているのであります。

以上が本法案の概要でありまして、

は、「その成立後遅滞なく」と読み替へるものとする。

討論、採決をいたしましたところ、全会一致をもって衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律案につきまして御報告いたします。

本法案も、前に述べました法案同様、原子力基本法に基き提案された法案であります。わが国の原子力開発が漸次軌道に乗るに伴い、国が必要なる規制を行い、原子力の利用が平和の目的に限られ、かつ、計画的に行われることを確保するとともに、災害を防止し、公共の安全をはかりとするのが本法案の趣旨であります。すなわち、本法の規制対象として、製錬事業、加工及び再処理事業並びに原子炉の設置及び運転、核燃料物質の使用とし、該事業を行わんとするものに許可制もしくは指定制をとり、しかも、厳格な基準がそれぞれの事項に設けられているのであります。その他特に保安上必要な規定が設けられております。

以上が本法案の概要でありまして、

次に、合成ゴム製造事業特別措置法案について御報告申し上げます。

わが国のゴム工業は、原料である生ゴムの世界的な不足と合成ゴムの輸入難のため、結局、合成ゴムの国産化を

かくて討論、採決いたしましたところ、全会一致をもって衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、合成ゴム製造事業特別措置法案について御報告申し上げます。

わが国のゴム工業は、原料である生ゴムの世界的な不足と合成ゴムの輸入難のため、結局、合成ゴムの国産化を

かくて討論、採決いたしましたところ、全会一致をもって衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、合成ゴム製造事業特別措置法案について御報告申し上げます。

わが国のゴム工業は、原料である生ゴムの世界的な不足と合成ゴムの輸入難のため、結局、合成ゴムの国産化を

を促進する必要に迫られております。しかし、合成ゴムの製造事業を育成するには、民間資本だけではもちろん、日本開発銀行の低利融資等だけでは困難でありますから、政府出資によることといたしまして、それがため、本年度はとりあえず日本開発銀行法の特例規定を設けて、同行より出資せしめることなどを趣旨として、本法案の提出を見ました。

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて三案は、全会一致をもつて可決せられました。

○議長(松野鶴平君) この際、日程に追加して、国会議員の秘書の給料等に関する法律案

国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律案(いづれも衆議院提出)

以上、両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

委員長の報告を求めます。議院運営委員長長石原幹市郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

国会議員の秘書の給料等に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和三十三年五月十八日 衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長松野鶴平殿

国会議員の秘書の給料等に関する法律

(給料)

第一条 国会議員の秘書は、給料として月額二万三千百円を受ける。

(滞在雑費)

第二条 国会議員の秘書は、国会開会中(参議院の緊急集会の場合を含む)に限り、月額二百円の定額によつて滞在雑費を受ける。

(期末手当)

第三条 国会議員の秘書で六月十五日及び十二月十五日(これらの日

が日曜日に当たるときは、それぞれその前日。以下これらの日について規定している場合について同じ)に在職する者は、それぞれの期間につき期末手当を受ける。

2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在において同項に規定するものが受けるべき給料の月額に、同項の期日以前六月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合(十二月十五日に在職する者が受けるべき期末手当の額については、次に掲げる割合に百分の二百三十を乗じて得た割合)を乗じて得た額とする。

一 在職期間が六月の場合 百分の五十

二 在職期間が三月以上六月未満の場合 百分の三十

三 在職期間が三月未満の場合 百分の十五

(勤勉手当)

第四条 国会議員の秘書で六月十五日及び十二月十五日に在職する者は、次の各号に掲げる区分に応ずる期間におけるその者の在職期間に応じて、勤勉手当を受ける。

一 六月十五日以前六月以内の期間 百分の十五

二 六月十五日以前十二月以内の期間 百分の二十

2 勤勉手当の額は、それぞれ前項の期日現在において同項に規定する者が受けるべき給料月額に、同項に規定するその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合(十二月十五日に在職する者が受けるべき勤勉手当の額について

は、次に掲げる割合に百分の二百を乗じて得た割合)を乗じて得た額とする。

一 在職期間が六月以上の場合 百分の二十五

二 在職期間が三月以上六月未満の場合 百分の十五

三 在職期間が三月未満の場合 百分の七・五

(在職日の特例)

第五条 六月一日から六月十四日まで(の期又は十二月一日から十二月十四日まで)の間に、議員の任期が満限に達し、又は衆議院が解散されたときは、その満限に達した日又は解散の日(在職する国会議員の秘書は、六月十五日又は十二月十五日にそれぞれ在職したもの)とみなし、前二条の期末手当及び勤勉手当を受ける。

(細則)

第六条 この法律に定めるものを除くほか、国会議員の秘書の給料等の支給に関する規程は、両議院の議長が協議して定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、第一条及び第二条の規定は、昭和三十三年四月一日から適用する。

2 国会議員の秘書が、改正前の国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の規定に基づき、昭和三十三年四月一日以後の分として既に支給を受けた給料は、この法律による給料の内払とみなす。

3 改正前の国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第十條の

二の規定により昭和三十三年四月一日以後の分として既に受けた滞在手当は、この法律により滞在雑費とみなす。

4 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十條を次のように改める。

第十條 削除

第十條の二を削る。

第十一條中「第九條及び第十條の費用」を「第九條の通信費」に改める。

第十一條の二第一項中「並びにこれらの秘書」を削り、同条第二項中「又は給料」を削る。

第十一條の三及び第十一條の四を削り、第十一條の五を第十一條の三とする。

5 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第十二條中「国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)及び同法第十三條の規定に基づく国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程」を「国会議員の秘書の給料等に関する法律(昭和三十三年法律第号)及び同法第六條の規定に基づく国会議員の秘書の給料等支給規程」に改める。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律案

三案全部を問題に供します。三案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

右、御報告いたします。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより三案の採決をいたします。

三案全部を問題に供します。三案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

右の本院提出案をここに送付する。

昭和三十三年五月十八日

衆議院議長 益谷 秀次
参議院議長 松野鶴平殿

国会閉会中委員会が審査を行う
場合の委員の審査雑費に関する
法律

国会閉会中委員会が審査を行う場
合の委員の審査雑費に関する法律
(昭和二十六年法律第六十八号)の全
部を改正する。

1 国会の閉会中常任委員会及び特
別委員会において各議院の議決で
特に付託された案件について審査
するため、議長、副議長及び当該
委員は、月額二万五千円の定額に
よつて審査雑費を受ける。ただ
し、月の中途において国会が閉会
又は開会(参議院の緊急集会の場合
を含む)された場合における審
査雑費は、国会閉会中の日数を基
礎として日割によつて計算する。

2 前項の規定による審査雑費は、
委員が他の委員会の委員を兼ねる
場合その他いかなる場合において
も、重複して受けることができな
い。

附則

この法律は、公布の日から施行
し、第二十六回国会の閉会の日から
適用する。

〔石原幹市郎君登壇、拍手〕

○石原幹市郎君 ただいま議題となり
ました国会議員の秘書の給料等に関す
る法律案の議院運営委員会における審
査の経過並びに結果を御報告申し上げ
ます。

本法律案は、一般職の国家公務員の
給与改訂に伴い、国会議員の秘書の給
料を引き上げる等の必要がありますの
で、この機会に、従来、国会議員の威
費、旅費及び手当等に関する法律に規
定されておりました国会議員の秘書の
給料等に関する事項を抜き出しまし
て、単独法としたものであります。

その内容のうち、おもなものを申し
上げますと、まず、現行月額二万九
千円の秘書の給料を二万三千円に増
額し、また、滞在手当の名称を滞在雑
費、旅費及び手当等に関する法律の中
に規定されておりました秘書の期末手
当及び勤勉手当に関する事項を、その
まま移して規定するとともに、付則に
よつて関係法律の整理をいたしてあり
ます。

本委員会といたしましては、これを
慎重に審議いたしました結果、全会一
致をもつて可決すべきものと決定いた
しました。

以上、御報告申し上げます。

次に、国会閉会中委員会が審査を行
う場合の委員の審査雑費に関する法律
案の議院運営委員会における審査の経
過並びに結果について御報告申し上げ
ます。

本法律案は、国会閉会中、各議院の
議決で付託された案件につき、委員会
が審査を行う場合の審査雑費につきま
して、昭和二十六年法律第六十八号の
現行法を全面的に改正し、月額二万五
千円の定額とする等のことを定めたも
のであります。

本委員会といたしましては、これを
慎重に審議いたしました結果、多数を

もつて可決すべきものと決定いたしま
した。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 国会閉会中委員
会が審査を行う場合の委員の審査雑費
に関する法律案に対し討論の通告がご
ざいます。発言を許します。八木幸吉
君。

〔八木幸吉君登壇、拍手〕

○八木幸吉君 私は、第十七控室を代
表いたしました。国会閉会中委員会が
審査を行う場合の委員の審査雑費に関
する法律案に反対の意見を表せんとす
るものであります。

本案は、従来、一千五百万円の予算
であつた審査雑費を一億二千五百万円
に増加し、実質的に一億一千万円の無
税の歳費を値上げせんとするものであ
ります。

反対理由の第一は、現在、私も国
会議員は、戦前の議員に比較いたしま
して、格段の優遇をされておるとい
うことであります。戦前は歳費三千円、
しかるに、現在は歳費は、期末手当を含
めて年額百六万一千七百円、課税の対
象とならない通信費、滞在費計四十二
万円、なお、このほかに審査雑費も支
給されております。また、自動車の割
当、会館、宿舍とともに、秘書も置か
れておることは御承知の通りでござい
ます。なお、政党に対しては、総計年
額八千六百万円の立法事務費が支給さ
れております。その他にも専門員室、
立法考査局等の議案審査機関があり、
昭和六年、貴衆両院に対する議会費は
三百二十万円であつたものが、現在で
は年額三十三億円になっております。

敗戦後の今日、日本経済の実情にかん
がみまして、私どもは、実質的歳費の

値上げを意味する本案のごときは、御
遠慮申し上げるべきであると存するも
のであります。

第二に、本案のごとき、みずからの
報酬を増額する議案は、まず国民世論
の動向を聞いて後に行うべきものと
存じます。その方法としては公聴
会の制度がございます。もし本案のご
とき、発議者においてその必要を認め
られるならば、その意見を聞いて後
にこれを決すべきであつて、会期最終日
の今日、突如として提案されることが
ことは、納得しかねるところでござい
ます。

第三は、国会における本案実施の結
果は、必ずや府県市町村議会に、これ
を波及し、地方財政の赤字の叫ばれて
おる今日、各地において論議の対象と
なるは火を見るよりも明らかなであり
まして、国会議員不信の念を強める結果
となることをおそれるものでございま
す。

以上をもつて私の反対討論を終りま
す。(拍手)

○議長(松野鶴平君) これにて討論の
通告者の発言は終了いたしました。討
論は、終局したものと認めます。

これより同案の採決をいたします。
まず、国会議員の秘書の給料等に関
する法律案全部の問題に供します。本
案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認め
ます。よつて本案は、全会一致をもつ
て可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 次に、国会閉会
中委員会が審査を行う場合の委員の審
査雑費に関する法律案全部の問題に供
します。本案に賛成の諸君の起立を求
めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めま
す。よつて本案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) この際、日程に
追加して法務省設置法の一部を改正す
る法律案(内閣提出、衆議院送付)
地方自治法第五十六條第六項の規
定に基づき、放射線医学総合研究所の設
置に關し承認を求めるの件(衆議院送
付)

以上、両件を一括して議題とするこ
とに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認
めます。委員長の報告を求めます。内
閣委員長藤田進君。

〔審査報告書は都合により追録に
掲載〕

法務省設置法の一部を改正する法
律案
右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。

よつて国会法第八十三條により送付
する。

昭和三十三年五月十四日

衆議院議長 益谷 秀次
参議院議長 松野鶴平殿

法務省設置法の一部を改正する法
律案
法務省設置法の一部を改正する法
律案

法務省設置法(昭和二十二年法律
第九十三号)の一部を次のように
改正する。

昭和三十三年五月十八日 参議院會議録第三十八号 法務省設置法の一部を改正する法律案外一件

別表四中小管刑務所の項の次に次の一項を加え、同表豊多摩刑務所の項中「豊多摩刑務所」を「浦和刑務所」に改め、同項を同表中横須賀刑務所の項の次に移す。

中野刑務所 東京都中野区

附則

この法律は、昭和三十三年七月一日から施行する。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

地方自治法第五十六條第六項の規定に基き、放射線医学総合研究所の設置に關し承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和三十三年五月十四日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平殿

地方自治法第五十六條第六項の規定に基き、放射線医学総合研究所の設置に關し承認を求めるの件

科学技術庁設置法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第七十六号)による改正後の科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)第十六條の規定に基き置かれる放射線医学総合研究所を茨城県那珂郡東海村に設置する必要があるため、地方自治法第五十六條第六項の規定に基き、国会の承認を求める。

〔藤田進君登壇、拍手〕

○藤田進君 たいだいま議題となりました法務省設置法の一部を改正する法律案は一件につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

まず、法務省設置法の一部を改正する法律案の要旨を申し上げますと、その第一点は、刑務所の新設の点でありまして、東京都中野区にあつた豊多摩刑務所の施設が米軍の軍刑務所として使用されてきたのでありますが、昨年九月二十五日、右の使用が解除されて日本政府に返還されましたので、今回この施設に所要の整備を加え、同所に中野刑務所という名称の刑務所を新設しようとするものであります。その第二点は、刑務所の名称の変更の点でありまして、現在、浦和市に置かれていた刑務所の名称が豊多摩の刑務所となつておりますが、この名称をその所在地の地名を冠した浦和刑務所に改めようとするものであります。

本日の委員会におきまして、別に質疑もなく、討論を省略し、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもちて原案通り可決すべきものと決定せられました。

次に、地方自治法第五十六條第六項の規定に基き、放射線医学総合研究所の設置に關し承認を求めるの件について申し上げます。

この承認案件の趣旨は、先に成立いたしました科学技術庁設置法の一部を改正する法律が、去る四月二十三日に公布、本年七月一日より施行せられることとなつておりまして、この法律は、科学技術庁の付属機関として放射線医学総合研究所の設置、業務等を規定

定しておりますが、その設置の場所につきましては、当時、用地取得の手續等の關係上、最終的に決定をしていなかったため、政令でこれを定めることとされておりました。

政府は、その後、検討を重ねた結果、茨城県那珂郡東海村の国有地約六万一千坪を本研究所の建設用地に当てることに決したとのであります。そして、政府の説明によれば、この地は本研究所の業務、土地の立地条件等より見て、本研究所の設置場所として適当と認められるので、今回、地方自治法第五十六條第六項の規定に基き、国会の承認を求めることとした次第であります。

本日の内閣委員会におきまして、別に質疑もなく、討論を省略し、直ちに採決に入りましたところ、全会一致をもちて本案件を承認することに決定いたしました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより兩件の採決をいたします。

まず、法務省設置法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもちて可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 次に、地方自治法第五十六條第六項の規定に基き、放射線医学総合研究所の設置に關し承認を求めるの件を問題に供します。委員

員長報告の通り本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本件は、全会一致をもちて承認することに決しました。

○議長(松野鶴平君) 参事に報告させます。

〔参事朗読〕

本日委員長から左の案件について継続審査の要求書を提出した。

内閣委員会

一、国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案(参議院送付)
一、恩給法第十一條第一項等の金融機關を定める法律案(参議院送付)

一、公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(閣法第九三三)(衆議院送付)
一、国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案(第二十四回国会閣法第一四七号)

法務委員会

一、恩赦法の一部を改正する法律案(参議院送付)

一、刑法等の一部を改正する法律案(第二十四回国会参議院送付)

一、幼児誘拐等処罰法案(第二十二回国会参議院送付)

一、裁判所法等の一部を改正する法律案(閣法第八九号)(予備審査)

大蔵委員会

一、入場税法の一部を改正する法律案(衆議院送付)
一、接収資金等の処理に關する法律案(第二十四回国会閣法第一四八号)(衆議院送付)

社会労働委員会

一、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案(第二十四回国会参議院送付)
一、慰老年金法案(第二十四回国会参議院送付)

一、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(第二十二回国会参議院送付)

一、公共企業体等労働関係法等の一部を改正する法律案(参議院送付)

一、水道法案(閣法第二一七号)(衆議院送付)

一、最低賃金法案(衆議院送付)(予備審査)

一、家内労働法案(衆議院送付)(予備審査)

一、病理解剖検査技師法案(衆議院送付)(予備審査)

一、角膜炎に關する法律案(衆議院送付)(予備審査)

一、地区衛生組織の育成に關する法律案(衆議院送付)(予備審査)

一、電波法の一部を改正する法律案(参議院送付)

一、郵政事業職員等共済組合法案(参議院送付)

一、公営住宅法の一部を改正する法律案(参議院送付)

一、建設業法の一部を改正する法律案(第二十二回国会参議院送付)

決算委員会

一、昭和三十年度一般会計歳入歳出決算、昭和三十年度特別会計

歳入歳出決算、昭和三十年年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和三十年度政府関係機関決算書

一、昭和三十年年度国有財産増減及び現在額計算書

一、昭和三十年年度国有財産無償貸付状況計算書

議院運営委員会

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

本日委員長から左の件について継続調査の要求書を提出した。

内閣委員会

一、国家行政組織に関する調査

一、国の防衛に関する調査

一、国家公務員制度及び恩給に関する調査

地方行政委員会

一、地方行政の改革に関する調査

法務委員会

一、検察及び裁判の運営等に関する調査

外務委員会

一、国際情勢等に関する調査

大蔵委員会

一、租税及び金融等に関する調査

社会労働委員会

一、労働情勢に関する調査

一、社会保障制度に関する調査

農林水産委員会

一、農林水産政策に関する調査

商工委員会

一、経済の自立と発展に関する調査

運輸委員会

一、運輸事情等に関する調査

通信委員会

一、郵政事業の運営に関する調査

一、電気通信並びに電波に関する調査

建設委員会

一、建設事業並びに建設諸計画に関する調査

予算委員会

一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会

一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

議長(松野鶴平君)

この際、日程に追加して、委員会の審査及び調査を閉会中も継続するの件を議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

議長(松野鶴平君)

御異議ないと認めます。

ただいま参事に報告されました通り、各委員長から継続審査及び継続調査の要求書が提出されております。

各委員長要求の通り、委員会の審査及び調査を閉会中も継続することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。よって各委員長要求の通り、委員会の審査及び調査を閉会中も継続することに決しました。

議事の都合により、これにて暫時休憩いたします。

午後十一時十九分休憩

〔休憩後開議に至らなかった〕

○本日の会議に付した案件

一、日程第一 常任委員長辞任の件

一、常任委員長の選挙

一、裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員並びに裁判官訴訟委員及び同予備員辞任の件

一、裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員並びに裁判官訴訟委員及び同予備員の選挙

一、檢察官適格審査会委員及び同予備委員の選挙

一、国土総合開発審議会委員及び同予備給安定審議会委員の選挙

一、湿地単作地域農業改良促進対策審議会委員、海岸砂地帯農業振興対策審議会委員、飼料需給安定審議会委員、積雪寒冷単作地帯振興対策審議会委員及び畑地農業改良促進対策審議会委員の選挙

一、東北開発審議会委員の選挙

一、国会法第三十九条但書の規定による議決に関する件(蚕糸業振興審議会委員)

一、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

一、国家行政組織法の一部を改正する法律案

一、内閣法等の一部を改正する法律案

一、日程第二 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

一、日程第三 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

一、日程第四 公立小学校不常授業解除促進臨時措置法の一部を改正する法律案

一、日程第五 交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案

一、日程第六 東北興業株式会社法の一部を改正する法律案

一、準備預金制度に関する法律案

一、預金等に係る不当契約の取締に関する法律案

一、臨時通貨法の一部を改正する法律案

一、トラップ類税法案

一、地方交付税法の一部を改正する法律案

一、農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律案

一、日程第七 国立国会図書館の運営に関する議院運営委員長報告

一、日程第八乃至第四十二の請願

一、日程第四十三乃至第七十二の請願

一、日程第七十三乃至第八の請願

一、新町村建設促進のための財源措置に関する請願外三十件の請願

一、造幣局特別会計法の一部を改正する法律案

一、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律案

一、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律案

一、合成ゴム製造事業特別措置法案

一、国会議員の秘書の給料等に関する法律案

一、国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律案

一、法務省設置法の一部を改正する法律案

一、地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、放射線医学総合研究所の設置に関し承認を求めるの件

一、委員会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

出席者は左の通り。

議長 松野 鶴平君

副議長 寺尾 豊君

議員 森 八三三君 宮城タマヨ君

前田 久吉君 早川 慎一君

野田 俊作君 中山 福蔵君

豊田 雅孝君 常岡 一郎君

田村 文吉君 大川 光三君

竹下 豊次君 村上 義一君

廣瀬 久忠君 武藤 常介君

川口爲之助君 島村 軍次君

鹿島守之助君 石井 桂君

松岡 平市君 伊能繁次郎君

加藤 正人君 梶原 茂嘉君

加賀山之雄君 奥 むめお君

堀 末治君 有馬 英二君

吉米地英俊君 近藤 鶴代君

上林 忠次君 佐藤 倫武君

井野 碩哉君 藤野 繁雄君

西川甚五郎君 谷口弥三郎君

新谷寅三郎君 森田 義衛君

杉山 昌作君 後藤 文夫君

高瀬莊太郎君 石黒 忠篤君

一松 定吉君 本多 市郎君

鶴見 祐輔君 仲原 善一君

成田 一郎君 堀本 宜寛君

前田佳都男君 松村 秀逸君

手島 榮君 柴田 榮君

塩見 俊二君 大谷藤之助君

大沢 雄一君 西川弥平治君

重政 庸徳君 高橋 衛君

昭和三十一年五月十八日 参議院會議録第三十八号

土田 国太郎君	斎藤 昇君
雨森 常夫君	泊水 久常君
三木 與吉郎君	田中 啓一君
横川 信夫君	木島 虎藏君
安井 謙君	関根 久藏君
秋山 俊一郎君	岩沢 忠恭君
三浦 義男君	高野 一夫君
宮田 重文君	小柳 牧衛君
木内 四郎君	青山 正一君
堀木 鎌三君	左藤 義詮君
植竹 春彦君	石原 幹市郎君
重宗 雄三君	苦米 地義三君
中山 壽彦君	泉山 三六君
平井 太郎君	小林 英三君
大野 秀次郎君	松平 勇雄君
井村 徳二君	伊能 芳雄君
井上 清一君	小澤 久太郎君
西田 信一君	吉江 勝保君
平島 敏夫君	後藤 義隆君
勝保 稔君	小西 英雄君
佐藤 清一郎君	西岡 ハル君
宮澤 喜一君	吉田 萬次君
横山 フク君	神原 亨君
佐野 廣君	青柳 秀夫君
白井 勇君	高橋 進太郎君
山本 米治君	寺本 廣作君
劔木 亨弘君	小幡 治和君
上原 正吉君	古池 信三君
小瀧 彬君	館 哲二君
郡 祐一君	西郷 吉之助君
小林 武治君	紅露 みつ君
小山 邦太郎君	野村 吉三郎君
笹森 順造君	林屋 龜次郎君
杉原 荒太郎君	青木 一男君
木村 鶴太郎君	津島 壽一君
吉野 信次君	田中 茂穂君
大矢 正君	林田 正治君
中野 文門君	森中 守義君
北村 暢君	鈴木 強君

藤田 藤太郎君	相澤 重明君
松永 忠二君	占部 秀男君
平林 剛君	山本 經勝君
岡 三郎君	亀田 得治君
秋山 長造君	久保 等君
柴谷 要君	大和 与一君
安部 キミ子君	近藤 信一君
千葉 信君	戸叶 武君
大倉 精一君	田畑 金光君
藤原 道子君	吉田 法晴君
中田 吉雄君	松澤 兼人君
河合 義一君	小笠原 三男君
成瀬 幡治君	藤田 進君
島 清君	田中 一君
加藤 シヅエ君	赤松 常子君
野溝 勝君	三木 治朗君
江田 三郎君	東 隆君
荒木 正三郎君	市川 房枝君
八木 幸吉君	岩間 正男君
横川 正市君	長谷部 ひろ君
白木 義一郎君	鈴木 壽君
大河原 一次君	伊藤 顕道君
北條 雋八君	天坊 裕彦君
千田 正君	光村 甚助君
鈴木 一君	湯山 勇君
加瀬 完君	坂本 昭君
阿部 竹松君	安部 清美君
松澤 靖介君	椿 繁夫君
阿具根 登君	海野 三朗君
中村 正雄君	矢嶋 三義君
相馬 助治君	小林 孝平君
小酒井 義男君	永岡 光治君
松浦 清一君	天田 勝正君
高田 なほ子君	片岡 文重君
重盛 壽治君	羽生 三七君
阿田 宗司君	佐多 忠隆君
曾根 益君	栗山 良夫君
山下 鴻信君	清澤 俊英君

棚橋 小虎君	内村 清次君
山田 節男君	
國務大臣	
法務大臣	中村 梅吉君
大藏大臣	池田 勇人君
郵政大臣	平井 太郎君
國務大臣	宇田 耕一君
國務大臣	大久保 留次郎君
國務大臣	小瀧 彬君
國務大臣	田中 伊三次君
政府委員	
内閣官房長官	石田 博英君
人事院事務総局 給与局長	瀧本 忠男君
内閣総理大臣官房 公務員制度調査室 参事官	尾崎 朝夷君
行政管理庁 管理部長	岡部 史郎君
自治政務次官	加藤 精三君
經濟企画 政務次官	井村 徳二君
法務政務次官	松平 勇雄君
大蔵政務次官	足立 篤郎君
文部政務次官	稲葉 修君
農林政務次官	八木 一郎君
通商産業 政務次官	長谷川 四郎君
通商産業省 輕工業局 建設政務次官	齋藤 正年君
	小澤 久太郎君

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円
但し、本紙は二部
(送料別)
発行所 東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話 九段(四三二)五
報 報